

## 工 事 設 計 書 等

### 工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局  
荒川上流河川事務所

# 鏡

## 1. 工事名

工事名	R 7 荒川左岸平方地区基盤整備工事
工事地名	埼玉県上尾市大字平方地先

## 2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8年 3月	1 2) 設 計 年 月	令和 8年 4月
2) 事務所名	荒川上流河川事務所 工務課	1 3) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号	2025030002	1 4) 単価適用年月	2026年 4月
4) 契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	1 5) 歩掛適用年月	2026年 4月
5) 変更回数	0回	1 6) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	河川工事	1 7) 前請負代金額	0
7) 工 事 量		1 8) 調 整 区 分	0
8) 工 期	335日間 自 令和 8年 5月 1日 (当初) 至 令和 9年 3月31日 ( 0回変更) 至 年 月 日	1 9) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	埼玉県	2 0) 現場管理費対象額	
1 0) 地 区	大宮地区	2 1) 一般管理費等対象額	
1 1) 河川・路線	荒川上流本川	2 2) 処 分 費 等	720,850
		2 3) 公 告 日	令和 8年 3月18日
		2 4) 入 札 締 切 日	年 月 日

## 3. 予算科目

1) 予算科目： 河川整備事業費	2) 目： 河川改修費	3) 目の細分： 工事費	4) 事業名： 荒川（上流）
---------------------	----------------	-----------------	-------------------

# 設計内訳書

工事名	R 7 荒川左岸平方地区基盤整備工事 (当初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	数量増減	金額増減	摘要
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額				
築堤・護岸		式	1		94,760,682				
河川土工		式	1		40,691,177				
掘削工 (ICT)		式	1		564,720				
掘削 (ICT)	土砂 オープンカット 障害無し 5,000m3未満	m3	1,300	434.4	564,720			単-1号	
盛土工 (ICT)		式	1		34,624,660				
路体 (築堤) 盛土 (ICT)		m3	9,800	265.1	2,597,980			単-2号	
土砂等運搬	土砂 (岩塊・玉石混り土含む)	式	1		29,635,320			内-1号	
積込 (ルース)	土砂 土量50,000m3未満	式	1		2,391,360			内-2号	
法面整形工 (ICT)		式	1		3,062,739				
法面整形 (切土部) (ICT)	レキ質土、砂及び砂質土、粘性土	m2	1,380	910.9	1,257,042			単-3号	
法面整形 (盛土部) (ICT)	法面締固め無し	m2	3,130	576.9	1,805,697			単-4号	
大型土のう工		式	1		2,439,058				

# 設計内訳書

工事名	R 7 荒川左岸平方地区基盤整備工事 (当初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸	数量増減	金額増減
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
大型土のう撤去		袋	452	1,054	476,408			単-5号	
土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式	1		498,000			内-3号	
整地	残土受入れ地での処理	式	1		32,400			内-4号	
大型土のう設置	耐候性(長期仮設対応)	袋	170	8,425	1,432,250			単-6号	
法覆護岸工		式	1		9,238,270				
植生工		式	1		9,238,270				
張芝	張芝工 500m2以上	m2	4,580	1,979	9,063,820			単-7号	
市松芝	野芝	m2	150	1,163	174,450			単-8号	
付帯道路工		式	1		15,058,403				
作業土工		式	1		133,608				
床掘り	土砂	式	1		28,578			内-5号	
埋戻し		式	1		105,030			内-6号	

# 設計内訳書

工事名	R 7 荒川左岸平方地区基盤整備工事 (当初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		数量増減
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額				
アスファルト舗装工 天端舗装工		式	1		385,542				
下層路盤(車道・路肩部)	再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 150mm	m2	180	613.9	110,502			単-9号	
表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(13) 舗装厚 40mm 3.0m超	m2	180	1,528	275,040			単-10号	
アスファルト舗装工 1号川裏坂路工		式	1		604,015				
下層路盤(車道・路肩部)	再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 150mm	m2	282	613.9	173,119			単-11号	
表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(13) 舗装厚 40mm 3.0m超	m2	282	1,528	430,896			単-12号	
アスファルト舗装工 川裏管理用通路		式	1		661,527				
下層路盤(車道・路肩部)	再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 200mm	m2	206	700	144,200			単-13号	
上層路盤(車道・路肩部)	再生粒度調整砕石 RM-40 仕上り厚 150mm	m2	206	693.3	142,819			単-14号	
表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	m2	206	1,818	374,508			単-15号	
側溝工		式	1		10,676,900				
プレキャストU型側溝	900×900 歩道用	m	35	223,900	7,836,500			単-16号	

# 設計内訳書

工事名	R 7 荒川左岸平方地区基盤整備工事 (当初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		数量増減
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額				
プラスチック型側溝	900×1200 歩道用	m	12	236,700	2,840,400			単-17号	
集水柵工		式	1		1,531,100				
現場打ち集水柵	13号柵 18-8-25 (高炉) W/C指定無し	箇所	1	459,600	459,600			単-18号	
現場打ち集水柵	11-1号柵 18-8-25 (高炉) W/C指定無し	箇所	1	502,100	502,100			単-19号	
現場打ち集水柵	12号柵 18-8-25 (高炉) W/C指定無し	箇所	1	569,400	569,400			単-20号	
縁石工		式	1		1,065,711				
歩車道境界ブロック	B種(180/205×250×600)	m	111	9,601	1,065,711			単-21号	
付帯道路工 指定部分		式	1		1,352,987				
作業土工		式	1		110,240				
床掘り(掘削)	土砂	式	1		110,240			内-7号	
アスファルト舗装工 暫定切回し道路		式	1		650,905				
下層路盤(車道・路肩部)	再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 200mm	m <sup>2</sup>	198	700	138,600			単-22号	

# 設計内訳書

工事名	R 7 荒川左岸平方地区基盤整備工事 (当初)					事業区分	河川改修		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	工事区分	数量増減	金額増減	摘要
上層路盤(車道・路肩部)	再生粒度調整砕石 RM-40 仕上り厚 150mm	m2	204	693.3	141,433				単-23号
表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	m2	204	1,818	370,872				単-24号
側溝工		式	1		100,800				
排水管設置	VUφ350	m	10	10,080	100,800				単-25号
縁石工		式	1		464,750				
地先境界ブロック	A種(120×120×600)	m	65	7,150	464,750				単-26号
区画線工		式	1		26,292				
熔融式区画線	熔融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装 無	m	65	404.5	26,292				単-27号
付帯道路施設工		式	1		580,600				
道路附属物工		式	1		580,600				
車止めポスト	車止めポスト径 139.8mm 車止めポスト長さ 1100mm	本	2	290,300	580,600				単-28号
鞘管工		式	1		18,612,130				

# 設計内訳書

工事名	R 7 荒川左岸平方地区基盤整備工事 (当初)					事業区分	河川改修			
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	工事区分	築堤・護岸	数量増減	金額増減	摘要
作業土工		式	1		452,520					
床掘り	土砂	式	1		194,160					内-8号
埋戻し	土砂	式	1		258,360					内-9号
輸管工		式	1		17,833,032					
コンクリート	24-8-25(20)(高炉)	m3	130	30,700	3,991,000					単-29号
型枠	一般型枠	式	1		3,192,900					内-10号
型枠	撤去しない埋設型枠	式	1		2,660,180					内-11号
鉄筋	SD345 D13	t	2.21	376,400	831,844					単-30号
鉄筋	SD345 D16~D25	t	12.86	319,400	4,107,484					単-31号
目地板	厚23mm	m2	25	12,840	321,000					単-32号
足場	安全ネット必要	式	1		1,683,160					内-12号
支承		基	52	8,432	438,464					単-33号

# 設計内訳書

工事名	R 7 荒川左岸平方地区基盤整備工事 (当初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		数量増減
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額				
調整モルタル		m3	2	303,500	607,000			単-34号	
排水工		式	1		326,578				
排水管設置	VP φ200	m	4	8,888	35,552			単-35号	
排水管設置	VP φ150	m	11	18,470	203,170			単-36号	
排水管撤去	VP φ200	m	4	5,168	20,672			単-37号	
排水管撤去	VP φ150	m	13	5,168	67,184			単-38号	
小堤撤去復旧工		式	1		2,199,037				
小堤撤去工		式	1		132,804				
大型土のう撤去		袋	126	1,054	132,804			単-39号	
小堤復旧工		式	1		1,166,663				
路体(築堤)盛土		m3	240	930.9	223,416			単-40号	
土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式	1		440,440			内-13号	

# 設計内訳書

工事名	R 7 荒川左岸平方地区基盤整備工事 (当初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		数量増減
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
積込(ル-ス)	土砂 土量50,000m3未満	式	1		35,616			内-14号	
法面整形(盛土部)	法面締固め無 現場制約無	m2	190	479.9	91,181			単-41号	
張芝	張芝工 500m2以上	m2	190	1,979	376,010			単-42号	
排水構造物工		式	1		899,570				
床掘り	土砂	式	1		72,810			内-15号	
埋戻し	土砂	式	1		246,740			内-16号	
暗渠排水管	据付 波状管 ダブル構造 呼径600mm	m	12	26,360	316,320			単-43号	
現場打ち集水枠	1000×1000×1500 18-8-25 (高炉) W/C指定無し グレーチング蓋 再利用	箇所	1	263,700	263,700			単-44号	
構造物撤去工		式	1		2,897,969				
作業土工		式	1		177,720				
床掘り	土砂	式	1		48,540			内-17号	

# 設計内訳書

工事名	R 7 荒川左岸平方地区基盤整備工事 (当初)					事業区分	河川改修		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	工事区分	数量増減	金額増減	摘要
埋戻し	土砂	式	1		129,180				内-18号
構造物取壊し工		式	1		1,443,694				
コンクリート構造物取壊し	無筋構造物 機械施工	m3	2	11,740	23,480				単-45号
コンクリート構造物取壊し	鉄筋構造物 機械施工	m3	53	21,050	1,115,650				単-46号
舗装版切断	アスファルト舗装版 15cm以下	式	1		17,376				内-19号
舗装版破砕	アスファルト舗装版 舗装版厚 5 c m	m2	440	652.7	287,188				単-47号
伐木除根工		式	1		577,676				
伐木・伐竹(複合)		m2	320	284.3	90,976				単-48号
伐木伐竹運搬幹		m3	40	3,634	145,360				単-49号
伐木伐竹運搬根		m3	10	3,634	36,340				単-50号
処分費幹		m3	40	[REDACTED]	204,000				単-51号
処分費根		m3	10	[REDACTED]	101,000				単-52号

# 設計内訳書

工事名	R 7 荒川左岸平方地区基盤整備工事 (当初)					事業区分	河川改修			
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	工事区分	築堤・護岸	数量増減	金額増減	摘要
排水構造物撤去工		式	1		3,716					
暗渠排水管撤去	撤去	m	11	337.9	3,716					単-53号
運搬処理工		式	1		695,163					
殻運搬	コンクリート殻(無筋)	m3	2	2,782	5,564					単-54号
殻運搬	コンクリート殻(鉄筋)	m3	53	3,447	182,691					単-55号
殻運搬	アスファルト殻	m3	22	4,139	91,058					単-56号
殻処分	コンクリート殻(無筋)	m3	2		7,050					単-57号
殻処分	コンクリート殻(鉄筋)	m3	53		331,250					単-58号
殻処分	アスファルト殻	m3	22	3,525	77,550					単-59号
仮設工		式	1		4,130,109					
工事用道路工		式	1		575,379					
敷鉄板		式	1		575,379					内-20号

# 設計内訳書

工事名	R 7 荒川左岸平方地区基盤整備工事 (当初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸	数量増減	金額増減
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
交通管理工		式	1		3,554,730				
交通誘導警備員		式	1		3,554,730			内-21号	
直接工事費		式	1		94,760,682				
共通仮設費		式	1		11,492,640				
共通仮設費		式	1		4,300,640				
運搬費		式	1		811,440				
仮設材運搬費		式	1		811,440			内-22号	
準備費		式	1		1,591,200				
表土運搬		式	1		1,591,200			内-23号	
技術管理費		式	1		1,146,000				
システム初期費(ICT)		式	1		1,146,000			内-24号	
現場環境改善費(率計上)		式	1		752,000				

# 設計内訳書

工事名	R 7 荒川左岸平方地区基盤整備工事 (当初)					事業区分	河川改修			
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	工事区分	築堤・護岸	数量増減	金額増減	摘要
共通仮設費 (率計上)		式	1		7,192,000					
純工事費		式	1		106,253,322					
現場管理費		式	1		27,593,000					
工事原価		式	1		133,846,322					
一般管理費等		式	1		23,713,678					
工事価格		式	1		157,560,000					
消費税相当額		式	1		15,756,000					
工事費計		式	1		173,316,000					

# 一式当たり内訳書

土砂等運搬

第 1号内訳書

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	標準 バックホウ バケット容量0. 8m3 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 有り 19. 5km以下	m 3	9, 420	3, 146	29, 635, 320			
合 計					29, 635, 320			

一式当たり内訳書

積込(ルーズ)

第 2号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
積込 (ルーズ)	土砂 土量50,000m3未満	m 3	9,400	254.4	2,391,360			
合 計					2,391,360			

# 一式当たり内訳書

土砂等運搬

第 3号内訳書

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	標準 バックホウ バケット容量0.8m3 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 有り 11.0km以下	m 3	240	2,075	498,000			
合 計					498,000			

# 一式当たり内訳書

第 4号内訳書 整地

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
整地	残土受入れ地での処理	m <sup>3</sup>	240	135	32,400			
合計					32,400			

# 一式当たり内訳書

床掘り

第 5号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
床掘り	土砂 標準 無し 無し	m <sup>3</sup>	110	259.8	28,578			
合 計					28,578			

# 一式当たり内訳書

埋戻し  
第 6号内訳書

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
埋戻し	最大埋戻幅1m未満	m <sup>3</sup>	30	3,501	105,030			
合 計					105,030			

# 一式当たり内訳書

床掘り(掘削)

第 7号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
掘削	土砂 上記以外(小規模) 小規模(標準)	m <sup>3</sup>	80	1,378	110,240			
合計					110,240			



# 一式当たり内訳書

埋戻し  
第 9号内訳書

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
埋戻し	上記以外(小規模) 土砂 全ての費用	m 3	60	4,306	258,360			
合 計					258,360			

# 一式当たり内訳書

型枠  
第 10号内訳書

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
型枠	一般型枠 鉄筋・無筋構造物	m 2	290	11, 010	3, 192, 900			
合 計					3, 192, 900			

# 一式当たり内訳書

型枠

第 11号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
型枠	撤去しない埋設型枠 支承部・連結部	m <sup>2</sup>	230	4,486	1,031,780			
撤去しない埋設型枠 (材料費)	支承部・連結部	m <sup>2</sup>	230	7,080	1,628,400			
合 計					2,660,180			

一式当たり内訳書

足場

第 12号内訳書

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
足場工	手摺先行型枠組足場 必要 標準	掛m <sup>2</sup>	290	5,804	1,683,160			
合 計					1,683,160			

# 一式当たり内訳書

土砂等運搬

第 13号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	標準 バックホウ バケット容量0.8m <sup>3</sup> 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 有り 19.5km以下	m <sup>3</sup>	140	3,146	440,440			
合計					440,440			

# 一式当たり内訳書

積込(ルース)  
第 14号内訳書

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
積込 (ルース)	土砂 土量50,000m3未満	m 3	140	254. 4	35, 616			
合 計					35, 616			

# 一式当たり内訳書

床掘り

第 15号内訳書

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
床掘り	土砂 上記以外(小規模) 全ての費用	m <sup>3</sup>	30	2,427	72,810			
合計					72,810			

# 一式当たり内訳書

埋戻し  
第 16号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
埋戻し	上記以外(小規模) 土砂 全ての費用	m <sup>3</sup>	30	4,306	129,180			
埋戻用砂		m <sup>3</sup>	20	5,878	117,560			
合計					246,740			

# 一式当たり内訳書

床掘り

第 17号内訳書

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
床掘り	土砂 上記以外(小規模) 全ての費用	m 3	20	2,427	48,540			
合 計					48,540			

# 一式当たり内訳書

埋戻し  
第 18号内訳書

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
埋戻し	上記以外(小規模) 土砂 全ての費用	m 3	30	4,306	129,180			
合 計					129,180			

# 一式当たり内訳書

舗装版切断

第 19号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
舗装版切断	アスファルト舗装版 15cm以下 全ての費用	m	23	755.5	17,376			
合計					17,376			

一式当たり内訳書

第 20号内訳書 敷鉄板

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
敷鉄板設置・撤去	設置・撤去	m <sup>2</sup>	399	452. 3	180, 467			
敷鉄板賃料	22×1, 524×6, 096(mm) 無 94日 無 有	枚	43	9, 184	394, 912			
合 計					575, 379			

# 一式当たり内訳書

交通誘導警備員  
第 21号内訳書

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
交通誘導警備員A		人日	39	19,590	764,010			
交通誘導警備員B		人日	152	18,360	2,790,720			
合 計					3,554,730			

# 一式当たり内訳書

仮設材運搬費

第 22号内訳書

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	北海道・東北・関東・北陸・中部 20km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	69	4,380	302,220			
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	北海道・東北・関東・北陸・中部 20km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	69	4,380	302,220			
仮設材等の積込み, 取卸し費	積込み, 取卸し(往復分)	t	69	3,000	207,000			
合 計					811,440			

# 一式当たり内訳書

表土運搬

第 23号内訳書

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	標準 バックホウ バケット容量0. 8m3 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 有り 11. 0km以下	m 3	720	2, 075	1, 494, 000			
整地	残土受入れ地での処理	m 3	720	135	97, 200			
合 計					1, 591, 200			

# 一式当たり内訳書

システム初期費(ICT)

第 24号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
システム初期費 (ICT)	フルト <sup>※</sup>	式	1		548,000			
システム初期費 (ICT)	ハック <sup>※</sup>	式	1		598,000			
合 計					1,146,000			

# 1次単価表

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-1号	掘削(ICT)	土砂 オープソケット 障害無し 5,000m3未満	単位	m3	数量	1	単価	434.4
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	掘削 (ICT)	土砂 オープソケット 無し 5,000m3未満	m3	1	434.4	434.4		
	計					434.4		
	単価					434.4	円/m3	

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-2号	路体(築堤)盛土(ICT)		単位	m3	数量	1	単価	265.1
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	路体(築堤)盛土 (ICT)	20,000m3未満 無し	m3	1	265.1	265.1		
	計					265.1		
	単価					265.1	円/m3	

# 1 次単価表

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単-3号	法面整形(切土部)(ICT)	㄀質土、砂及び砂質土、粘性土	単位	m2	数量	1	単価	910.9
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	法面整形 ( I C T )	切土部 ㄀質土、砂及び砂質土、粘性土	m 2	1	910.9	910.9		
	計					910.9		
	単価					910.9	円/m2	

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単-4号	法面整形(盛土部)(ICT)	法面締固め無し	単位	m2	数量	1	単価	576.9
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	法面整形 ( I C T )	盛土部 無し ㄀質土、砂及び砂質土、粘性土	m 2	1	576.9	576.9		
	計					576.9		
	単価					576.9	円/m2	

# 1次単価表

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-5号	大型土のう撤去		単位	袋	数量		単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額		摘要
	大型土のう工	撤去 6m以下 -3m≦H≦2m	袋	1	1,054	1,054		
	計					1,054		
	単価					1,054	円/袋	

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-6号	大型土のう設置	耐候性（長期仮設対応）	単位	袋	数量		単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額		摘要
	大型土のう工	製作・設置 耐候性大型土のう 丸型φ110×110長期仮設(3年)対応 流用土 5m以下 -3m≦H≦2m	袋	1	8,425	8,425		
	計					8,425		
	単価					8,425	円/袋	

# 1 次単価表

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単-7号	張芝	張芝工 500m2以上	単位	m2	数量	1	単価	1,979
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
人力施工による植生工		張芝工 500m2以上(標準) 無	m 2	1	1,979	1,979		
計						1,979		
単価						1,979	円/m2	

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単-8号	市松芝	野芝	単位	m2	数量	1	単価	1,163
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
市松芝		野芝	m 2	1	1,163	1,163		
計						1,163		
単価						1,163	円/m2	

# 1次単価表

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-9号	下層路盤(車道・路肩部)	再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 150mm	単位	m2	数量	1	単価	613.9
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	下層路盤(車道・路肩部)	150mm 1層施工 再生クラッシュラン RC-40 全ての費用	m 2	1	613.9	613.9		
	計					613.9		
	単価					613.9	円/m2	

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-10号	表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(13) 舗装厚 40mm 3.0m超	単位	m2	数量	1	単価	1,528
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	表層(車道・路肩部)	3.0m超 40mm 再生密粒度アスコン(13) プライムコート PK-3 全ての費用	m 2	1	1,528	1,528		
	計					1,528		
	単価					1,528	円/m2	

# 1次単価表

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-11号	下層路盤(車道・路肩部)	再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 150mm	単位	m2	数量	1	単価	613.9
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	下層路盤(車道・路肩部)	150mm 1層施工 再生クラッシュラン RC-40 全ての費用	m 2	1	613.9	613.9		
	計					613.9		
	単価					613.9	円/m2	

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-12号	表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(13) 舗装厚 40mm 3.0m超	単位	m2	数量	1	単価	1,528
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	表層(車道・路肩部)	3.0m超 40mm 再生密粒度アスコン(13) プライムコート PK-3 全ての費用	m 2	1	1,528	1,528		
	計					1,528		
	単価					1,528	円/m2	

# 1次単価表

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-13号	下層路盤(車道・路肩部)	再生クラッシュ RC-40 仕上り厚 200mm	単位	m2	数量	1	単価	700
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	下層路盤(車道・路肩部)	200mm 1層施工 再生クラッシュ RC-40 全ての費用	m 2	1	700	700		
	計					700		
	単価					700	円/m2	

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-14号	上層路盤(車道・路肩部)	再生粒度調整碎石 RM-40 仕上り厚 150mm	単位	m2	数量	1	単価	693.3
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	上層路盤(車道・路肩部)	再生粒度調整碎石 RM-40 150mm 1層施工 全ての費用	m 2	1	693.3	693.3		
	計					693.3		
	単価					693.3	円/m2	

# 1次単価表

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-15号	表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	単位	m <sup>2</sup>	数量	1	単価	1,818
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表層(車道・路肩部)		3.0m超 50mm 再生密粒度アスコン(20) プライムコート PK-3 全ての費用	m <sup>2</sup>	1	1,818	1,818		
計						1,818		
単価						1,818	円/m <sup>2</sup>	

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-16号	プレキャストU型側溝	900×900 歩道用	単位	m	数量	1	単価	223,900
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
U型側溝		据付け 無し 無し 側溝(各種) L=2000mm 1000を超え2000kg/個以下 無し 無し 有り 再生クラッシュ 40~0	m	1	61,170	61,170		
蓋版		据付け 無し 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	枚	1	162,700	162,700		
計						223,870		
単価						223,900	円/m	

# 1次単価表

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-17号	名称	規格	単位	数量	単価	金額	単価	摘要
	プレキャストU型側溝	900×1200 歩道用	m			1		236,700
	U型側溝	据付け 無し 無し 側溝(各種) L=2000mm 1000を超え2000kg/個以下 無し 無し 有り 再生クラッシュラン 40~0	m	1	73,990	73,990		
	蓋版	据付け 無し 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	枚	1	162,700	162,700		
	計					236,690		
	単価					236,700	円/m	

# 1次単価表

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-18号	現場打ち集水樹	13号樹 18-8-25 (高炉) W/C指定無し	単位	箇所	数量	1	単価	459,600
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
現場打ち集水樹・街渠樹 (本体)	各種 1.70m3を超え1.80m3以下 バックホウ(クレーン機能付)打設 一般養生・特殊養生(練炭)	箇所	1	250,800	250,800			
蓋版	据付け 無し 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	枚	1	194,900	194,900			
足掛け金物	φ19 W=300	個	5	2,780	13,900			
計					459,600			
単価					459,600	円/箇所		

# 1次単価表

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-19号	現場打ち集水樹	11-1号樹 18-8-25 (高炉) W/C指定無し	単位	箇所	数量	1	単価	502,100
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
現場打ち集水樹・街渠樹 (本体)		各種 2.00m3を超え2.11m3以下 バックホウ(クレーン機能付)打設 一般養生・特殊養生(練炭)	箇所	1	290,500	290,500		
蓋版		据付け 無し 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	枚	1	194,900	194,900		
足掛け金物		φ19 W=300	個	6	2,780	16,680		
計						502,080		
単価						502,100	円/箇所	

# 1次単価表

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-20号	現場打ち集水樹	12号樹 18-8-25 (高炉) W/C指定無し	単位	箇所	数量	1	単価	569,400
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
現場打ち集水樹・街渠樹 (本体)	各種 2.48m3を超え2.62m3以下 バックホウ(クレーン機能付)打設 一般養生・特殊養生(練炭)	箇所	1	355,000	355,000			
蓋版	据付け 無し 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	枚	1	194,900	194,900			
足掛け金物	φ19 W=300	個	7	2,780	19,460			
計					569,360			
単価					569,400	円/箇所		

# 1次単価表

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-21号	歩車道境界ブロック	B種(180/205×250×600)	単位	m	数量	1	単価	9,601
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	歩車道境界ブロック	設置 B種(180/205×250×600) 再生クラッシュラン RC-40 生コンクリート(各種)無し	m	1	9,601	9,601		
	計					9,601		
	単価					9,601	円/m	

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-22号	下層路盤(車道・路肩部)	再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 200mm	単位	m2	数量	1	単価	700
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	下層路盤(車道・路肩部)	200mm 1層施工 再生クラッシュラン RC-40 全ての費用	m 2	1	700	700		
	計					700		
	単価					700	円/m2	

# 1次単価表

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-23号	上層路盤(車道・路肩部)	再生粒度調整碎石 RM-40 仕上り厚 150mm	単位	m2	数量	1	単価	693.3
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	上層路盤(車道・路肩部)	再生粒度調整碎石 RM-40 150mm 1層施工 全ての費用	m 2	1	693.3	693.3		
	計					693.3		
	単価					693.3	円/m2	

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-24号	表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	単位	m2	数量	1	単価	1,818
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	表層(車道・路肩部)	3.0m超 50mm 再生密粒度アスコン(20) プライムコート PK-3 全ての費用	m 2	1	1,818	1,818		
	計					1,818		
	単価					1,818	円/m2	

# 1 次単価表

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-25号	排水管設置	VU φ350	単位	m	数量	100	単価	10,080
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
暗渠排水管		据付 直管 200~400mm 全ての費用	m	100	9,369	936,900		
埋戻し		現場制約あり 土砂 有り	m <sup>3</sup>	7	8,067	56,469		
再生砂			m <sup>3</sup>	7	2,061	14,427		
計						1,007,796		
単価						10,080	円/m	

# 1次単価表

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-26号	地先境界ブロック	A種(120×120×600)	単位	m	数量	1	単価	7,150
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
地先境界ブロック		設置 A種(120×120×600) 再生クラッシュラン RC-40 生コンクリート(各種)無し	m	1	7,150	7,150		
計						7,150		
単価						7,150	円/m	

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-27号	溶融式区画線	溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無	単位	m	数量	1	単価	404.5
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
区画線設置		無し 溶融式手動 無し 実線 15cm 無し 1.5mm 無し 有り 含有量15~18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	m	1	404.5	404.5		
計						404.5		
単価						404.5	円/m	

# 1次単価表

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-28号	車止めポスト	車止めポスト径 139.8mm 車止めポスト長さ 1100mm	単位	本	数量	1	単価	290,300
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
車止め設置		φ139.8 H=1100 基礎ブロック付き	基	1	22,240	22,240		
車止め		I型 φ139.8 H=1100	基	1	220,000	220,000		
車止め基礎ブロック		600×600×700	基	1	48,000	48,000		
計						290,240		
単価						290,300	円/本	

# 1 次単価表

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単-29号	コンクリート	24-8-25(20)(高炉)	単位	m3	数量	1	単価	30,700
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
コンクリート		無筋・鉄筋構造物 コンクリートホップ車打設 各種 10m3以上100m3未満 一般養生 延長無し 全ての費用	m3	1	30,700	30,700		
計						30,700		
単価						30,700	円/m3	

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単-30号	鉄筋	SD345 D13	単位	t	数量	1	単価	376,400
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
鉄筋工 加工・組立		加工・組立 一般構造物 SD345 D13 標準	t	1	376,400	376,400		
計						376,400		
単価						376,400	円/t	

# 1 次単価表

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単-31号	鉄筋	SD345 D16~D25	単位	t	数量	1	単価	319, 400
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
鉄筋工	加工・組立	加工・組立 一般構造物 SD345 D16~D25 標準	t	1	319, 400	319, 400		
計						319, 400		
単価						319, 400	円/t	

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単-32号	目地板	厚23mm	単位	m2	数量	1	単価	12, 840
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
目地板		30m2未満 各種	m 2	1	12, 840	12, 840		
計						12, 840		
単価						12, 840	円/m2	

# 1 次単価表

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単-33号	支承		単位	基	数量		単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額		摘要
	ゴム支承設置	200×200×t23	基	1	2,332	2,332		
	ゴム支承	200×200×t23	基	1	6,100	6,100		
	計					8,432		
	単価					8,432	円/基	

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単-34号	調整モルタル		単位	m3	数量		単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額		摘要
	モルタル練	普通 全ての費用	m 3	1	109,400	109,400		
	モルタル打設		m 3	1	194,100	194,100		
	計					303,500		
	単価					303,500	円/m3	

# 1次単価表

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-35号	排水管設置	VP φ200	単位	m	数量	4	単価	8,888
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	コンクリートアンカーボルト設置	有り	本	4	1,715	6,860		
	排水管設置	有り	m	4	5,593	22,372		
	排水管	VP φ200	m	0.4	5,500	2,200		
	エルボ管	DV継手 DL200	個	2	2,060	4,120		
	計					35,552		
	単価					8,888	円/m	

# 1次単価表

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-36号	排水管設置	VP φ150	単位	m	数量	10.6	単価	18,470
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	コンクリートアンカーボルト設置	有り	本	20	1,715	34,300		
	排水管設置	有り	m	10.6	5,593	59,285.8		
	排水管	VP φ150	m	10.6	3,570	37,842		
	ベント管	VP φ150	個	2	15,900	31,800		
	T字管	FRP VP用 φ150×150	個	1	32,500	32,500		
	計					195,727.8		
	単価					18,470	円/m	

# 1 次単価表

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単-37号	排水管撤去	VP φ200	単位	m	数量	1	単価	5,168
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
排水管撤去		VP φ200	m	1	5,168	5,168		
計						5,168		
単価						5,168	円/m	

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単-38号	排水管撤去	VP φ150	単位	m	数量	1	単価	5,168
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
排水管撤去		VP φ150	m	1	5,168	5,168		
計						5,168		
単価						5,168	円/m	

# 1 次単価表

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単-39号	大型土のう撤去		単位	袋	数量	1	単価	1,054
	名称		単位	数量	単価	金額		摘要
	大型土のう工	撤去 6m以下 -3m≦H≦2m	袋	1	1,054	1,054		
	計					1,054		
	単価					1,054	円/袋	

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単-40号	路体(築堤)盛土		単位	m3	数量	1	単価	930.9
	名称		単位	数量	単価	金額		摘要
	路体(築堤)盛土	2.5m以上4.0m未満	m3	1	930.9	930.9		
	計					930.9		
	単価					930.9	円/m3	

# 1 次単価表

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単-41号	法面整形(盛土部)	法面締め無 現場制約無	単位	m2	数量	1	単価	479. 9
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
法面整形		盛土部 無し 無し 砂質土、砂及び砂質土、粘性土 全ての費用	m 2	1	479. 9	479. 9		
計						479. 9		
単価						479. 9	円/m2	

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単-42号	張芝	張芝工 500m2以上	単位	m2	数量	1	単価	1, 979
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
人力施工による植生工		張芝工 500m2以上(標準) 無	m 2	1	1, 979	1, 979		
計						1, 979		
単価						1, 979	円/m2	

# 1次単価表

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-43号	暗渠排水管	据付 波状管 ダブル構造 呼径600mm	単位	m	数量	1	単価	26,360
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
暗渠排水管		据付 波状管 ダブル構造 呼径600mm 要 全ての費用	m	1	26,360	26,360		
計						26,360		
単価						26,360	円/m	

# 1次単価表

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-44号	現場打ち集水桝	1000×1000×1500 18-8-25 (高炉) W/C指定無し グレーチング蓋再利用	単位	箇所	数量	1	単価	263,700
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
現場打ち集水桝・街渠桝 (本体)	各種 1.70m3を超え1.80m3以下 バックホウ(クレーン機能付)打設 一般養生・特殊養生(練炭)	箇所	1	250,800	250,800			
蓋版	再利用撤去・据付け 無し 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	枚	1	1,716	1,716			
足掛け金物	φ19 W=300	個	4	2,780	11,120			
計					263,636			
単価					263,700	円/箇所		

# 1 次単価表

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単-45号	コンクリート構造物取壊し	無筋構造物 機械施工	単位	m3	数量	1	単価	11,740
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
構造物とりこわし		無筋構造物 機械施工 無し 無し 必要	m 3	1	11,740	11,740		
計						11,740		
単価						11,740	円/m3	

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単-46号	コンクリート構造物取壊し	鉄筋構造物 機械施工	単位	m3	数量	1	単価	21,050
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
構造物とりこわし		鉄筋構造物 機械施工 無し 無し 必要	m 3	1	21,050	21,050		
計						21,050		
単価						21,050	円/m3	

# 1 次単価表

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単-47号	舗装版破碎	アスファルト舗装版 舗装版厚 5 c m	単位	m2	数量	1	単価	652. 7
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	舗装版破碎	アスファルト舗装版 無し 必要 15cm以下 有り 全ての費用	m 2	1	652. 7	652. 7		
	計					652. 7		
	単価					652. 7	円/m2	

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単-48号	伐木・伐竹(複合)		単位	m2	数量	1	単価	284. 3
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	伐木・伐竹(複合)	伐木(人力施工:粗)(10本/100m2未満) 有り 機械施工	m 2	1	284. 3	284. 3		
	計					284. 3		
	単価					284. 3	円/m2	

# 1 次単価表

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単-49号	伐木伐竹運搬 幹		単位	m3	数量		1	単価	3, 634
名称		規格		単位	数量	単価	金額	摘要	
運搬（伐木除根）		機械施工 有り 有り 34. 5km以下		m 3	1	3, 634	3, 634		
計							3, 634		
単価							3, 634	円/m3	

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単-50号	伐木伐竹運搬 根		単位	m3	数量		1	単価	3, 634
名称		規格		単位	数量	単価	金額	摘要	
運搬（伐木除根）		機械施工 有り 有り 34. 5km以下		m 3	1	3, 634	3, 634		
計							3, 634		
単価							3, 634	円/m3	

# 1次単価表

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-51号	処分費 幹		単位	m3	数量	1	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (m3)			m3	1		5,100		
計						5,100		
単価								円/m3

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-52号	処分費 根		単位	m3	数量	1	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (m3)			m3	1		10,100		
計						10,100		
単価								円/m3

# 1 次単価表

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単-53号	暗渠排水管撤去	撤去	単位	m	数量	1	単価	337. 9
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
暗渠排水管		撤去 波状管 450~600mm	m	1	337. 9	337. 9		
計						337. 9		
単価						337. 9	円/m	

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単-54号	殻運搬	コンクリート殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	2, 782
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
殻運搬		コンクリート(無筋)構造物とりこわし 機械積込 有り 14. 4km以下 全ての費用	m 3	1	2, 782	2, 782		
計						2, 782		
単価						2, 782	円/m3	

# 1次単価表

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-55号	殻運搬	コンクリート殻(鉄筋)	単位	m3	数量	1	単価	3,447
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
殻運搬		コンクリート(鉄筋)構造物とりこわし 機械積込 有り 14.4km以下 全ての費用	m3	1	3,447	3,447		
	計					3,447		
	単価					3,447	円/m3	

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-56号	殻運搬	アスファルト殻	単位	m3	数量	1	単価	4,139
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
殻運搬		舗装版破砕 機械積込(騒音対策不要、厚15cm超)又(騒音対策必要) 有り 17.5km以下 全ての費用	m3	1	4,139	4,139		
	計					4,139		
	単価					4,139	円/m3	

# 1次単価表

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-57号	殻処分	コンクリート殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (m3)			m3	1		3,525		
計						3,525		
単価								円/m3

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-58号	殻処分	コンクリート殻(鉄筋)	単位	m3	数量	1	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (m3)			m3	1		6,250		
計						6,250		
単価								円/m3

# 1次単価表

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-59号	処分	アスファルト	単位	m3	数量	1	単価	3,525
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (m3)			m3	1	3,525	3,525		
計						3,525		
単価						3,525	円/m3	

# 参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	大型土のう工	撤去 6m以下 -3m≦H≦2m	単位	袋	数量	10	単価	1,054
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
土木一般世話役		人	0.087	33,354	2,901			
特殊作業員		人	0.087	29,580	2,573			
バックホウ運転（クレーン仕様）	撤去 6m以下 -3m≦H≦2m	日	0.087	58,070	5,052			
諸雑費（率+まるめ） 0.4%		式	1		14			
計					10,540			
単価					1,054	円/袋		

# 参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	大型土のう工	製作・設置 耐候性大型土のう 丸型φ110×110長期仮設(3年)対応 流用土 5m以下 -3m≦H≦2m	単位	袋	数量	10	単価	8,425
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0.294	33,354	9,806		
	特殊作業員		人	0.294	29,580	8,696		
	普通作業員		人	0.294	26,418	7,766		
	耐候性大型土のう	丸型 φ110cm×110cm 長期仮設(3年)対応	袋	10	4,300	43,000		
	バックホウ運転(クレーン仕様)	製作・設置 5m以下 -3m≦H≦2m	日	0.294	50,070	14,720		
	諸雑費(率+まるめ) 1%		式	1		262		
	計					84,250		
	単価					8,425	円/袋	

## 参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	人力施工による植生工	張芝工 500m <sup>2</sup> 以上(標準) 無	単位	m <sup>2</sup>	数量	1	単価	1,979
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	法面工 (張芝工)	野芝・高麗芝 (全面張)	m <sup>2</sup>	1	1,979.6	1,979		
	諸雑費 (まるめ)		式	1		0		
	計					1,979		
	単価					1,979	円/m <sup>2</sup>	

# 参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	U型側溝	据付け 無し 無し 側溝(各種) L=2000mm 1000を超え2000kg/個以下 無し 無し 有り 再生クラッシュラン 40～0	単位	m	数量	10	単価	61,170
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
U型側溝	L 2 0 0 0 2 0 0 0 k g 以下 昼 無	m	10	7,179.78	71,797			
U型側溝	900×900 歩道用	個	5	107,366	536,830			
再生クラッシュラン	R C - 4 0	m <sup>3</sup>	2.246	1,350	3,032			
諸雑費（まるめ）		式	1		41			
計					611,700			
単価					61,170	円/m		

# 参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	蓋版	据付け 無し 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	単位	枚	数量	100	単価	162, 700
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
蓋版コンクリート・鋼製	170kg以下 昼 無	枚	100	1, 058. 76	105, 876			
グレーチング	W=900用 T-14 L=1000	枚	100	161, 600	16, 160, 000			
諸雑費（まるめ）		式	1		4, 124			
計					16, 270, 000			
単価					162, 700	円/枚		

# 参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	U型側溝	据付け 無し 無し 側溝(各種) L=2000mm 1000を超え2000kg/個以下 無し 無し 有り 再生クラッシャーラン 40~0	単位	m	数量	10	単価	73,990
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
U型側溝	L 2 0 0 0 2 0 0 0 k g 以下 昼 無	m	10	7,179.78	71,797			
U型側溝	900×1200 歩道用	個	5	133,000	665,000			
再生クラッシャーラン	R C - 4 0	m <sup>3</sup>	2.246	1,350	3,032			
諸雑費 (まるめ)		式	1		71			
計					739,900			
単価					73,990	円/m		

# 参考資料（1）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	蓋版	据付け 無し 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	単位	枚	数量	100	単価	194,900
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
蓋版コンクリート・鋼製	170kg以下 昼 無	枚	100	1,058.76	105,876			
グレーチング	1200×1200用 T-14	枚	100	193,800	19,380,000			
諸雑費（まるめ）		式	1		4,124			
計					19,490,000			
単価					194,900	円/枚		

# 参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
再生砂	再生	m <sup>3</sup>	1.33	1,550	2,061	
計					2,061	
単価					2,061	円/m <sup>3</sup>

# 参考資料 (1)

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	区画線設置	無し 溶融式手動 無し 実線 15cm 無し 1.5mm 無し 有り 含有量15~18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	単位	m	数量	1,000	単価	404.5
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
区画線設置 (溶融式)	昼間 豪雪無 実線15cm 制約無	m	1,000	240.4	240,400			
トラフィックペイント	3種1号 ビーズ15~18 白 溶融型	k g	570	235	133,950			
ガラスビーズ	0.106~0.850mm	k g	25	180	4,500			
接着用プライマー	区画線用	k g	25	485	12,125			
軽油		L	43	135	5,805			
諸雑費 (率+まるめ) 5%		式	1		7,720			
計					404,500			
単価					404.5	円/m		

# 参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	基	数量	単価	金額	摘要
車止め設置	φ139.8 H=1100 基礎ブロック付き					10	22, 240
土木一般世話役		人		1. 67	33, 354	55, 701	
普通作業員		人		3. 33	26, 418	87, 971	
バックホウ（クローラ） [標準・クレーン付き]	排ガス型（第1次） 山積0. 2 8 m 3 1. 7 t 吊	日		1. 67	47, 110	78, 673	
諸雑費（まるめ）		式		1		55	
計						222, 400	
単価						22, 240	円／基

## 参考資料 (1)

							単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0
	鉄筋工 加工・組立	加工・組立 一般構造物 SD345 D13 標準	単位	t	数量		1	376, 400
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
鉄筋工 加工		SD345 D13 標準	t	1	216, 000	216, 000		
鉄筋工 組立		一般構造物 SD345 D13 標準	t	1	160, 400	160, 400		
計						376, 400		
単価						376, 400	円 / t	

							単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0
	鉄筋工 加工・組立	加工・組立 一般構造物 SD345 D16~D25 標準	単位	t	数量		1	319, 400
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
鉄筋工 加工		SD345 D16~D25 標準	t	1	187, 400	187, 400		
鉄筋工 組立		一般構造物 SD345 D16~D25 標準	t	1	132, 000	132, 000		
計						319, 400		
単価						319, 400	円 / t	

# 参考資料 (1)

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

足場工	手摺先行型枠組足場 必要 標準	単位	掛m <sup>2</sup>	数量	100	単価	5,804
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役		人	1.6	33,354	53,366		
とび工		人	8.5	33,048	280,908		
普通作業員		人	1.3	26,418	34,343		
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	最大吊上能力25t吊	日	1.4	53,200	74,480		
諸雑費 (率+まるめ) 31%		式	1		137,303		
計					580,400		
単価					5,804	円/掛m <sup>2</sup>	

# 参考資料 (1)

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	基	数量	単価	金額	単価	摘要
ゴム支承設置	200×200×t23					52		2,332
土木一般世話役		人		1	33,354	33,354		
特殊作業員		人		2	29,580	59,160		
普通作業員		人		1	26,418	26,418		
諸雑費 (率+まるめ) 2%		式		1		2,368		
計						121,300		
単価						2,332	円/基	

# 参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
モルタル打設		m 3	1	118,000	118,000	
型枠設置撤去		m 2	2.5	30,470	76,175	
計					194,175	
単価					194,100	円/m 3

# 参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
排水管撤去	VP φ 200	m			10	5,168
特殊作業員		人	0.592	29,580	17,511	
普通作業員		人	1.183	26,418	31,252	
諸雑費 (率+まるめ) 6%		式	1		2,917	
計					51,680	
単価					5,168	円/m

# 参考資料（1）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	排水管撤去	VP φ 150	単位	m	数量	10	単価	5, 168
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	特殊作業員		人	0. 592	29, 580	17, 511		
	普通作業員		人	1. 183	26, 418	31, 252		
	諸雑費（率+まるめ） 6%		式	1		2, 917		
	計					51, 680		
	単価					5, 168	円/m	

## 参考資料（1）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	埋戻用砂		単位	m <sup>3</sup>	数量	1	単価
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	砂	埋め戻し用	m <sup>3</sup>	1.33	4,420	5,878	
	計					5,878	
	単価					5,878	円/m <sup>3</sup>

# 参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	蓋版	再利用撤去・据付け 無し 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	単位	枚	数量	100	単価	1,716
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
蓋版コンクリート・鋼製	170kg以下 昼 無	枚	100	1,058.76	105,876			
蓋版コンクリート・鋼製	170kg以下 昼 無	枚	100	656.43	65,643			
諸雑費（まるめ）		式	1		81			
計					171,600			
単価					1,716		円/枚	

# 参考資料 (1)

							単価使用年月	2026.04
							歩掛使用年月	2026.04
							労務調整係数	1.000-00-00-2-0
構造物とりこわし	無筋構造物 機械施工 無し 無し 必要	単位	m <sup>3</sup>	数量	1	単価	11,740	
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
無筋構造物	屋間 機械施工 制約無	m <sup>3</sup>	1	11,735.59	11,735			
諸雑費 (まるめ)		式	1		5			
計					11,740			
単価					11,740	円/m <sup>3</sup>		

							単価使用年月	2026.04
							歩掛使用年月	2026.04
							労務調整係数	1.000-00-00-2-0
構造物とりこわし	鉄筋構造物 機械施工 無し 無し 必要	単位	m <sup>3</sup>	数量	1	単価	21,050	
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
鉄筋構造物	屋間 機械施工 制約無	m <sup>3</sup>	1	21,047.59	21,047			
諸雑費 (まるめ)		式	1		3			
計					21,050			
単価					21,050	円/m <sup>3</sup>		

## 参考資料（1）

							単価使用年月	2026. 04
							歩掛使用年月	2026. 04
							労務調整係数	1. 000-00-00-2-0
	処分費（m <sup>3</sup> ）		単位	m <sup>3</sup>	数量		単価	
						100		■
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		幹 東武環境センター(株)越谷工場						
			m <sup>3</sup>	100	■	510,000		
計						510,000		
単価						■	円/m <sup>3</sup>	

							単価使用年月	2026. 04
							歩掛使用年月	2026. 04
							労務調整係数	1. 000-00-00-2-0
	処分費（m <sup>3</sup> ）		単位	m <sup>3</sup>	数量		単価	
						100		■
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		根 東武環境センター(株)越谷工場						
			m <sup>3</sup>	100	■	1,010,000		
計						1,010,000		
単価						■	円/m <sup>3</sup>	

## 参考資料（1）

							単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0
	処分費（m <sup>3</sup> ）		単位	m <sup>3</sup>	数量		単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		Co殻（無筋）（有）大伸土木	m <sup>3</sup>	100		352, 500		
計						352, 500		
	単価					■	円/m <sup>3</sup>	

							単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0
	処分費（m <sup>3</sup> ）		単位	m <sup>3</sup>	数量		単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		Co殻（有筋）（有）大伸土木	m <sup>3</sup>	100		625, 000		
計						625, 000		
	単価					■	円/m <sup>3</sup>	

# 参考資料 (1)

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

処分費 (m <sup>3</sup> )		単位	m <sup>3</sup>	数量	100	単価	3,525
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費	As殻 那須建設(株)エアールシステム	m <sup>3</sup>	100	3,525	352,500		
計					352,500		
単価					3,525	円/m <sup>3</sup>	

# 参考資料 (1)

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

敷鉄板設置・撤去	設置・撤去	単位	m <sup>2</sup>	数量	100	単価	452.3
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役		人	0.295	33,354	9,839		
とび工		人	0.295	33,048	9,749		
普通作業員		人	0.295	26,418	7,793		
バックホウ (クローラ型) 運転		日	0.295	59,000	17,405		
諸雑費 (率+まるめ) 1%		式	1		444		
計					45,230		
単価					452.3	円/m <sup>2</sup>	

# 参考資料（1）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	敷鉄板賃料	22×1,524×6,096 (mm) 無 94日 無 有	単位	枚	数量	1	単価	9,184
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	敷き鉄板賃料	22×1524×6096mm	枚	1	8,084	8,084		
	整備費（敷鉄板）	22×1524×6096mm	枚	1	1,100	1,100		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					9,184		
	単価					9,184	円/枚	

## 参考資料（1）

							単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
	交通誘導警備員A		単位	人日	数量		1	単価	19, 590
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
交通誘導警備員A			人	1	19, 584	19, 584			
諸雑費（まるめ）			式	1		6			
計						19, 590			
単価						19, 590	円／人日		

							単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
	交通誘導警備員B		単位	人日	数量		1	単価	18, 360
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
交通誘導警備員B			人	1	18, 360	18, 360			
諸雑費（まるめ）			式	1		0			
計						18, 360			
単価						18, 360	円／人日		

## 参考資料（1）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0
	仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	北海道・東北・関東・北陸・中部 20km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	単位	t	数量	1	単価  4,380
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
基本運賃区分B		製品長12m以内 20kmまで	t	1	4,380	4,380	
諸雑費(まるめ)			式	1		0	
計						4,380	
単価						4,380	円/t

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0
	仮設材等の積込み、取卸し費	積込み、取卸し(往復分)	単位	t	数量	1	単価  3,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
積込み、取卸し費(仮設材等)			t	2	1,500	3,000	
諸雑費(まるめ)			式	1		0	
計						3,000	
単価						3,000	円/t

# 参考資料（1）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

システム初期費（ICT）	ブルドーザ	単位	式	数量	1	単価	548,000
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
システム初期費	ブルドーザ	式	1		548,000		
計					548,000		
単価					548,000	円/式	

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

システム初期費（ICT）	バックホウ	単位	式	数量	1	単価	598,000
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
システム初期費	バックホウ	式	1		598,000		
計					598,000		
単価					598,000	円/式	

## 参考資料（２）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	バックホウ運転（クレーン仕様）	撤去 6m以下 -3m≤H≤2m	単位	日	数量	1	単価	58,070
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
運転手（特殊）		人	1	32,334	32,334			
軽油		L	101	135	13,635			
バックホウ（クローラ）〔標準・クレーン機能付き〕	バケット容量0. 8 m <sup>3</sup> 吊能力2. 9 t吊	日	1. 21	10,000	12,100			
諸雑費（まるめ）		式	1			1		
計						58,070		
単価						58,070	円／日	

## 参考資料（２）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	バックホウ運転（クレーン仕様）	製作・設置 5m以下 -3m≦H≦2m	単位	日	数量	1	単価	50, 070
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
運転手（特殊）		人	1	32, 334	32, 334			
軽油		L	63	135	8, 505			
バックホウ（クレーン型） [後方超小旋回・クレーン付]	バケット容量0. 4 5 m 3 吊能力2. 9t吊	日	1. 28	7, 210	9, 228			
諸雑費（まるめ）		式	1		3			
計					50, 070			
単価					50, 070	円／日		

## 参考資料（２）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	日	数量	単価	金額	摘要
バックホウ（クローラ）〔標準・クレーン付き〕	排ガス型（第1次） 山積0.28m3 1.7t吊	日		1	32,334	32,334	47,110
運転手（特殊）		人		1	32,334	32,334	
軽油		L		37	135	4,995	
バックホウ（クローラ）〔標準・クレーン機能付き〕	バケット容量0.28m3 吊能力1.7t吊	日		1.64	5,960	9,774	
諸雑費（まるめ）		式		1		7	
計						47,110	
単価						47,110	円/日

## 参考資料（２）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	鉄筋工 加工	SD345 D13 標準	単位	t	数量	1	単価
名称	規格	単位	数量	単価	金額	216,000	
		単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役		人	0.2	33,354	6,670		
鉄筋工		人	2.3	33,864	77,887		
普通作業員		人	0.2	26,418	5,283		
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]		最大吊上能力25t吊	日	0.04	53,200	2,128	
鉄筋コンクリート用棒鋼		SD345 D13	t	1.03	110,000	113,300	
諸雑費（率+まるめ） 12%			式	1		10,732	
計						216,000	
単価						216,000	円/t

## 参考資料（２）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	鉄筋工 組立	一般構造物 SD345 D13 標準	単位	t	数量	1	単価
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	土木一般世話役		人	0.5	33,354	16,677	160,400
	鉄筋工		人	3.5	33,864	118,524	
	普通作業員		人	0.3	26,418	7,925	
	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	最大吊上能力25 t 吊	日	0.11	53,200	5,852	
	諸雑費 (率+まるめ) 8%		式	1		11,422	
	計					160,400	
	単価					160,400	円 / t

## 参考資料（２）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	鉄筋工 加工	SD345 D16～D25 標準	単位	t	数量	1	単価
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	土木一般世話役		人	0. 1	33, 354	3, 335	187, 400
	鉄筋工		人	1. 7	33, 864	57, 568	
	普通作業員		人	0. 2	26, 418	5, 283	
	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	最大吊上能力25 t吊	日	0. 04	53, 200	2, 128	
	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD345 D16～25	t	1. 03	108, 000	111, 240	
	諸雑費（率+まるめ） 12%		式	1		7, 846	
	計					187, 400	
	単価					187, 400	円／t

## 参考資料（２）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	鉄筋工 組立	一般構造物 SD345 D16～D25 標準	単位	t	数量	1	単価
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役		人	0. 4	33, 354	13, 341		
鉄筋工		人	2. 9	33, 864	98, 205		
普通作業員		人	0. 2	26, 418	5, 283		
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	最大吊上能力 2 5 t 吊	日	0. 11	53, 200	5, 852		
諸雑費（率+まるめ） 8%		式	1		9, 319		
計					132, 000		
単価					132, 000	円／t	

## 参考資料（２）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	モルタル打設		単位	m <sup>3</sup>	数量	1	単価	118,000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額		摘要
	土木一般世話役		人	1	33,354	33,354		
	特殊作業員		人	1	29,580	29,580		
	普通作業員		人	2	26,418	52,836		
	諸雑費（率+まるめ） 2%		式	1		2,230		
	計					118,000		
	単価					118,000	円/m <sup>3</sup>	

## 参考資料（２）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	型枠設置撤去		単位	m <sup>2</sup>	数量	10	単価	30,470
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
土木一般世話役		人	1	33,354	33,354			
型わく工		人	5	33,558	167,790			
普通作業員		人	2	26,418	52,836			
諸雑費（率+まるめ） 20%		式	1		50,720			
計					304,700			
単価					30,470	円/m <sup>2</sup>		

## 参考資料（２）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	バックホウ（クローラ型）運転		単位	日	数量	1	単価	59,000
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
運転手（特殊）		人	1	32,334	32,334			
軽油		L	119	135	16,065			
バックホウ（クローラ） [標準・クレーン機能付き]	バケット容量0. 8 m <sup>3</sup> 吊能力2. 9 t 吊	日	1. 06	10,000	10,600			
諸雑費（まるめ）		式	1			1		
計						59,000		
単価						59,000	円／日	

## 共通仮設費

主たる工種							
単独（追加工事）： 河川工事			合算工事： 0				
対象工事費	94,760,682	直接工事費	94,760,682	準備費	0	事業損失	0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	720,850	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）							
管理費区分1		0 (橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費)					
管理費区分2, 7		0 (工場原価)					
管理費区分5		0 (一般管理費等のみ対象額)					
管理費区分9		0 (間接費非対象額)					
管理費区分T		0 (全処分費等のうち3%または3000万円を超える額)					
対象額 支 給 品（＋）							
無償貸付機械評価額（＋）		0					
共通仮設費対象額							
単独（追加工事）		94,760,682	現工事		0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		94,039,832			0		0
共通仮設費（率分）							
率（補正前）		7.44 %			0 %		
施工地域等補正		0 %	ICT施工補正		1		
率（補正後）		7.59 % (7.44% × 週休1.02)					
計上額		7,192,000			0		
比較結果							
当該追加工事		A					
		0	0			調整工事計上額	0

## 共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	94,039,832	直接工事費	94,760,682		
非対象額計(一)	720,850				
管理費区分1	0	(橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費)			
管理費区分2,7	0	(工場原価)			
管理費区分5	0	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分9	0	(間接費非対象額)			
管理費区分T	720,850	(直接工事費に含まれる処分費等)			
対象額 支給品(+)	0				
無償貸付機械評価額(+)	0				
現場環境改善費対象額(Pi)					
単独(追加工事)	94,039,832	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率(補正前)	0.8 %		0 %	0 %	
施工地域等補正	市街地以外				
率(補正後)	0.8 %				
計上額	752,000		0	0	
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

## 共通仮設費

共通仮設費（積上分）	3,548,640				
運搬費	811,440	準備費	1,591,200	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	1,146,000
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					11,492,640

## 現場管理費

単独（追加工事）純工事費	106,253,322	単独（追加工事）直接工事費	94,760,682	単独（追加工事）共通仮設費	11,492,640
非対象額計（－）	0				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	106,253,322	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	105,532,472		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	25.21 %		0 %		0 %
施工地域等補正	0 %				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	25.97 % (25.21% × 週休1.03)		0 %		
計上額	27,593,000		0		0
			5,656,404	（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果 当該追加工事	A				
	0			調整工事計上額	0

## 一般管理費等（当初）

事務所名	荒川上流河川事務所 工務課	工事番号	2025030002	第 0 回変更
発注年月	令和08年03月	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	主工種
			河川工事	

工事原価	133,846,322			
純工事費	106,253,322	現場管理費	27,593,000	工期延長等に伴う現場維持費
				0
非対象額計（－）	0			
管理費区分9	0	（支給品を除く間接費非対象額）		
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）		
一般管理費等対象工事原価				
単独（追加工事）	133,846,322	現工事	0	合算工事
全処分費等を除く				0
一般管理費等対象工事原価	133,125,472	現工事	0	合算工事
				0
		（調整工事入力で使用）		
前払金支出割合による補正係数	1	現工事		
財団法人等による補正係数	1			
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	133,846,322			
契約保証に係る補正值	0.04 %			
一般管理費率				
単独（追加工事）	17.68 %	現工事	0 %	合算工事
				0 %
一般管理費	23,713,678			
業務委託料等	0			
調査基準価格	157,542,000			
調査基準価格の100/110	143,220,000	（ 90.9 %）		

# 工 事 数 量 総 括 表

工 事 名      R 7 荒川左岸平方地区基盤整備工事

国土交通省 関東地方整備局  
荒川上流河川事務所 工務課

## 工事数量総括表

工事名	R 7 荒川左岸平方地区基盤整備工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
築堤・護岸		式		1		
河川土工		式		1		
掘削工 (ICT)		式		1		
掘削 (ICT)	土砂 オープンカット 障害無し 5,000m3未満	m3		1,300		
盛土工 (ICT)		式		1		
路体 (築堤) 盛土 (ICT)		m3		9,800		
土砂等運搬	土砂 (岩塊・玉石混り土含む)	式		1		
積込 (ルース)	土砂 土量50,000m3未満	式		1		
法面整形工 (ICT)		式		1		
法面整形 (切土部) (ICT)	ㄧ質土、砂及び砂質土、粘性土	m2		1,380		
法面整形 (盛土部) (ICT)	法面締固め無し	m2		3,130		

## 工事数量総括表

工事名	R 7 荒川左岸平方地区基盤整備工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
大型土のう工		式		1		
大型土のう撤去		袋		452		
土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式		1		
整地	残土受入れ地での処理	式		1		
大型土のう設置	耐候性 (長期仮設対応)	袋		170		
法覆護岸工		式		1		
植生工		式		1		
張芝	張芝工 500m2以上	m2		4,580		
市松芝	野芝	m2		150		
付帯道路工		式		1		
作業土工		式		1		

## 工事数量総括表

工事名	R 7 荒川左岸平方地区基盤整備工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
床掘り	土砂	式		1		
埋戻し		式		1		
アスファルト舗装工 天端舗装工		式		1		
下層路盤(車道・路肩部)	再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 150mm	m <sup>2</sup>		180		
表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(13) 舗装厚 40mm 3.0m超	m <sup>2</sup>		180		
アスファルト舗装工 1号川裏坂路工		式		1		
下層路盤(車道・路肩部)	再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 150mm	m <sup>2</sup>		282		
表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(13) 舗装厚 40mm 3.0m超	m <sup>2</sup>		282		
アスファルト舗装工 川裏管理用通路		式		1		
下層路盤(車道・路肩部)	再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 200mm	m <sup>2</sup>		206		
上層路盤(車道・路肩部)	再生粒度調整碎石 RM-40 仕上り厚 150mm	m <sup>2</sup>		206		

## 工事数量総括表

工事名	R 7 荒川左岸平方地区基盤整備工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	m2		206		
側溝工		式		1		
プレキャストU型側溝	900×900 歩道用	m		35		
プレキャストU型側溝	900×1200 歩道用	m		12		
集水柵工		式		1		
現場打ち集水柵	13号柵 18-8-25 (高炉) W/C指定無し	箇所		1		
現場打ち集水柵	11-1号柵 18-8-25 (高炉) W/C指定無し	箇所		1		
現場打ち集水柵	12号柵 18-8-25 (高炉) W/C指定無し	箇所		1		
縁石工		式		1		
歩車道境界ブロック	B種(180/205×250×600)	m		111		
付帯道路工 指定部分		式		1		

## 工事数量総括表

工事名	R 7 荒川左岸平方地区基盤整備工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
作業土工		式		1		
床掘り(掘削)	土砂	式		1		
アスファルト舗装工 暫定切回し道路		式		1		
下層路盤(車道・路肩部)	再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 200mm	m <sup>2</sup>		198		
上層路盤(車道・路肩部)	再生粒度調整碎石 RM-40 仕上り厚 150mm	m <sup>2</sup>		204		
表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	m <sup>2</sup>		204		
側溝工		式		1		
排水管設置	VU φ 350	m		10		
縁石工		式		1		
地先境界ブロック	A種(120×120×600)	m		65		
区画線工		式		1		

## 工事数量総括表

工事名	R 7 荒川左岸平方地区基盤整備工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
溶融式区画線	溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無	m		65		
付帯道路施設工		式		1		
道路付属物工		式		1		
車止めポスト	車止めポスト径 139.8mm 車止めポスト長さ 1100mm	本		2		
鞆管工		式		1		
作業土工		式		1		
床掘り	土砂	式		1		
埋戻し	土砂	式		1		
鞆管工		式		1		
コンクリート	24-8-25 (20) (高炉)	m3		130		
型枠	一般型枠	式		1		

## 工事数量総括表

工事名	R 7 荒川左岸平方地区基盤整備工事 ( 当 初 )					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
型枠	撤去しない埋設型枠	式		1		
鉄筋	SD345 D13	t		2.21		
鉄筋	SD345 D16～D25	t		12.86		
目地板	厚23mm	m2		25		
足場	安全ネット必要	式		1		
支承		基		52		
調整モルタル		m3		2		
排水工		式		1		
排水管設置	VP φ200	m		4		
排水管設置	VP φ150	m		11		
排水管撤去	VP φ200	m		4		

## 工事数量総括表

工事名	R 7 荒川左岸平方地区基盤整備工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
排水管撤去	VP φ150	m		13		
小堤撤去復旧工		式		1		
小堤撤去工		式		1		
大型土のう撤去		袋		126		
小堤復旧工		式		1		
路体(築堤)盛土		m3		240		
土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式		1		
積込(ルース)	土砂 土量50,000m3未満	式		1		
法面整形(盛土部)	法面締固め無 現場制約無	m2		190		
張芝	張芝工 500m2以上	m2		190		
排水構造物工		式		1		

## 工事数量総括表

工事名	R 7 荒川左岸平方地区基盤整備工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
床掘り	土砂	式		1		
埋戻し	土砂	式		1		
暗渠排水管	据付 波状管 ダブル構造 呼径600mm	m		12		
現場打ち集水桝	1000×1000×1500 18-8-25 (高炉) W/C指定無し グレーチング蓋再利用	箇所		1		
構造物撤去工		式		1		
作業土工		式		1		
床掘り	土砂	式		1		
埋戻し	土砂	式		1		
構造物取壊し工		式		1		
コンクリート構造物取壊し	無筋構造物 機械施工	m3		2		
コンクリート構造物取壊し	鉄筋構造物 機械施工	m3		53		

## 工事数量総括表

工事名	R 7 荒川左岸平方地区基盤整備工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
舗装版切断	アスファルト舗装版 15cm以下	式		1		
舗装版破碎	アスファルト舗装版 舗装版厚 5 c m	m2		440		
伐木除根工		式		1		
伐木・伐竹(複合)		m2		320		
伐木伐竹運搬 幹		m3		40		
伐木伐竹運搬 根		m3		10		
処分費 幹		m3		40		
処分費 根		m3		10		
排水構造物撤去工		式		1		
暗渠排水管撤去	撤去	m		11		
運搬処理工		式		1		

## 工事数量総括表

工事名	R 7 荒川左岸平方地区基盤整備工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
殻運搬	コンクリート殻(無筋)	m3		2		
殻運搬	コンクリート殻(鉄筋)	m3		53		
殻運搬	アスファルト殻	m3		22		
殻処分	コンクリート殻(無筋)	m3		2		
殻処分	コンクリート殻(鉄筋)	m3		53		
殻処分	アスファルト殻	m3		22		
仮設工		式		1		
工事用道路工		式		1		
敷鉄板		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		

## 工事数量総括表

工事名	R 7 荒川左岸平方地区基盤整備工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
運搬費		式		1		
仮設材運搬費		式		1		
準備費		式		1		
表土運搬		式		1		
技術管理費		式		1		
システム初期費 (ICT)		式		1		
現場環境改善費 (率計上)		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		

## 工事数量総括表

工事名	R 7 荒川左岸平方地区基盤整備工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

R 7 荒川左岸平方地区基盤整備工事

( 当 初 ) 請負工事費計算書

( 1)直接工事費 -----	94,760,682
( 2)共通仮設費 -----	11,492,640
( 3)純工事費 -----	106,253,322
( 1)+( 2)	
( 4)現場管理費 -----	27,593,000
( 5)工期延長等に伴う現場維持等の費用 -----	0
( 6)工事原価 -----	133,846,322
( 3)+( 4)+( 5)+(18)	
(7')一般管理費等(計上額) -----	23,713,678
(8')その他費目計 -----	0
( 9)業務委託料等 -----	0
(10)工事価格 -----	157,560,000
( 6)+(7')+(8')+( 9) (万円未満切り捨て)	

(16)工場製作純工事費 -----	0
(17)工場管理費 -----	0
(18)工場製作原価 -----	0
(16)+(17)	

(( 7)一般管理費等(計算額) 23,717,568 )

(11)消費税相当額 -----	15,756,000
(12)請負工事価格 -----	173,316,000
(10)+(11)	
(13)入札書比較価格 -----	157,560,000
(請負工事費の100/110)	
(14)調査基準価格 -----	157,542,000
(15)調査基準価格の100/110 -----	143,220,000
(万円未満切り捨て)	

# R 7 荒川左岸平方地区基盤整備工事

## 特 記 仕 様 書

令和8年3月

荒川上流河川事務所

# 第 1 章 総 則

## 第 1 条 適 用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和7年度版)(以下「共通仕様書」という。)という特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下URLよりダウンロードするものとする。  
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
4. 本工事における「条件明示」については、別紙-1「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

## 第 2 条 主任技術者等

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記載した配置予定の技術者でなければならない。

## 第 3 条 主任技術者等の専任期間

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
2. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
3. 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日(例:「完成通知書」等における日付)とする。
4. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

## 第 4 条 専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

本工事は、建設業法第26条第3項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者の配置は認めない。

## 第 5 条 専任特例2号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第二号の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「専任特例2号の場合の監理技術者」という。)の配置を行う場合は以下の(1)～(8)の要件を全て満たさなければならない。
  - (1) 建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。
  - (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
  - (3) 監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
  - (4) 同一の専任特例2号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2

件までとする。なお、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。)

(5) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は埼玉県内の工事でなければならない。

(6) 専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

(7) 専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

(8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。

3. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。

1) 監理技術者補佐の資格を有する書類(一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど)

2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類(監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料(いずれも写し可))

3) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類(CORINSの写し)

4. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第1項(5)～(8)について施工計画書へ記載し、提出すること。

5. 本工事において、専任特例2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ(CORINS)への登録・修正を適切に行うこと。

## 第6条 コリンズ(CORINS)への登録

1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7コリンズ(CORINS)への登録」によるものとする。

2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為(一括下請負等)が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。

3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。(余裕期間を含まないことに留意するものとする。)

## 第7条 コリンズへの位置情報の入力

土木工事共通仕様書1-1-1-7コリンズ(CORINS)への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標(緯度、経度)を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系(JGD2024)に準拠する。

起点 埼玉県上尾市大字平方地先 緯度35° 56' 30" 経度139° 32' 51"

終点 埼玉県上尾市大字平方地先 緯度35° 56' 38" 経度139° 32' 46"

第 8 条 コリنز (CORINS) への工事概要の入力

土木工事共通仕様書1-1-1-7 コリنز (CORINS) への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例)

本工事は、本工事は、荒川左岸48.2k付近の埼玉県上尾市大字平方地先において、築堤、川裏道路舗装、橋脚鞅管設置、小堤改良、切回し道路舗装、家屋基礎撤去を行うものである。主な工種は盛土工 (約9,800m<sup>3</sup>)、アスファルト舗装工 (約870m<sup>2</sup>)、鞅管工 (1式) である。

第 9 条 コリنز (CORINS) への設計業務名及びテクリス番号の入力

土木工事共通仕様書1-1-1-7 コリنز (CORINS) への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については以下のとおりとする。

コリنزへ登録する業務名およびテクリス番号

業務名	テクリス番号
R 6 荒川中流部左岸堤防修正設計業務	4059753198

第 10 条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者 (工事成績優秀企業に認定された下請負を含む) は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線 (黄色もしくは橙色の帯線でも可) を名札上部に印刷することが出来るものとする。

注意 1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意 2) 所属会社の写真とする。

第 11 条 調査・試験に対する協力

1. 契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。
2. 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。
  - (1) 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票 (営繕工事においては共通費実態調査票) の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
  - (2) 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票 (営繕工事においては共通費実態調査票) の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。

- (3) 工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は荒川上流河川事務所のホームページにより公表する。
- (4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。

資料名	内 訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－１	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－２	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－３	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－４	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－６	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査（工事費）	元請、下請の工事費内訳

#### 第 12 条 低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

#### 第 13 条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和 7 年 3 月）」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和 7 年 3 月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係書類一覧表」（別紙様式－15）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

#### 第 14 条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和 7 年 3 月」によるものとする。

#### 第 15 条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和 7 年 3 月版）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システム

は次の要件を満たすものとする。

- ・ 工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）令和7年3月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）
- 3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
- 4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
  - ① 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
  - ② サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに監督職員及び受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
  - ③ ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
- 5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

#### 第 16 条 「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置

本工事は、「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（以下、「三者会議」という。）の対象工事では無いが、受注者から「三者会議」の開催を要請した場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断される場合を除き、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「三者会議」を開催するものとする。

受注者は、「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「荒川上流河川事務所 設計・施工技術連絡会議（「三者会議」）運営要領」（<https://www.ktr.mlit.go.jp/arajo/arajo01165.html>）によるものとする。

#### 第 17 条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「荒川上流河川事務所 設計審査会設置運営要領」（<https://www.ktr.mlit.go.jp/arajo/arajo01165.html>）によるものとする。

#### 第 18 条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

#### 第 19 条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

- ・「ワンデーレスポンス」とは  
受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等を行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。
- 2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
- 3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
- 4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。
- 5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

## 第20条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

- ① 本工事における設計変更や契約変更は書面にに基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
- ② 受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

## 第21条 設計図書の変更

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編1-1-1-16から1-1-1-18に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

## 第22条 スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不相当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不相当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

## 第23条 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木について）

1. 受注者は下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資 材 名	規 格	備考
再生加熱アスファルト混合物	As量5～7%密粒再生	表層
再生粒度調整碎石	RM-40	上層路盤
再生クラッシャーラン	RC-40	基礎碎石、下層路盤
再生砂		VU管周囲充填

なお、使用に際し「舗装再生便覧」等を遵守するものとする。

2. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成12年法律第104号 最終改正令和4年6月17日法律68号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「九解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

(1)分別解体等の方法

工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ( ) □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

(2)再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート殻（有筋）	（有）大伸土木	埼玉県上尾市大字領家字中井1077-3
コンクリート殻（無筋）	（有）大伸土木	埼玉県上尾市大字領家字中井1077-3
アスファルト殻	那須建設(株) エーアールシステム	埼玉県上尾市領家字丸山60-1

上記(2)については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、監督職員と協議の上、契約変更の対象とすることができる。

(3)受入時間

- ・（有）大伸土木、那須建設(株)エーアールシステム：8時00分～17時00分

3. 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル

法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式1〔再生資源利用計画書（実施書）〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書（実施書）〕を兼ねるものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

#### 第24条 建設リサイクル法第11条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）第11条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議の上決定するものとする。

#### 第25条 コンクリート副産物から再生された資源について

1. コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。
2. 受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。
3. 受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
4. 受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査をJIS A 5022（再生骨材 Mを用いたコンクリート）、JIS A 5023（再生骨材 Lを用いたコンクリート）により実施しなければならない。また、再生骨材Mを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365（プレキャストコンクリート製品—検査方法通則）により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。
5. 再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第1編3-3-3 配合」に従うものとする。

#### 第26条 完済部分検査（1-1-1-2 既済部分検査等）

本工事については、工事の完成に先立って、下記のとおり指定部分の部分引渡しを行うものとする。

対象工種	対象範囲	完成期間（指定部分）
付帯道路工	暫定切回し道路	契約の翌日から令和8年9月下旬（予定）

#### 第27条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値（令和7年度版）によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準(令和7年度版)によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
3. 本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、ICT活用工事実施要領(令和7年3月改定)の関連要領等一覧 (URL「[https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei\\_constplan\\_tk\\_000051.html](https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html)」) によるものとする。

## 第 28 条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

### 1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以降、「使用機器」と称する)については、関東地方整備局土木工事写真管理基準 令和7年度版(以下、写真管理基準)「2-2撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

#### 【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア、(一社)施工管理ソフトウェア産業協会、<https://www.jcomsia.org/kokuban>。

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

### 2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

### 3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準(以下、デジタル写真管理情報基準)に準ずるが、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

### 4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真(以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。)を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL

([http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index\\_digital.html](http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html))のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したのもでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会、  
<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

## 第 29 条 ICT活用工事（土工）について

### 1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Construction に基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事である。

### 2. 定義

（1）i-Construction とは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みであり、その実現に向けてICT施工技術を活用した工事（ICT活用工事）を実施するものとする。

（2）ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICTを全面的に活用する工事である。また、本工事では、施工プロセスの以下①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事とする。

対象は、土工を含む工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、特記仕様書に指定された土工以外の工種にICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下4～8によりICT施工技術の活用を行うことができる。

4. 原則、本工事においては上記①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することとし、土工について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び数量・対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、土工以外の工種に関するICT施工技術の活用を提案・協議した場合は、土工と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

5. ICT施工技術を用い、以下の施工を実施する。

#### ① 3次元起工測量

受注者は、3次元測量データを取得するため、以下1）～7）から選択（複数選択可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事または設計段階での3次元データが活用できる場合においては、監督職員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用工事とする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量

ただし、土工数量1,000m<sup>3</sup>未満における起工測量にあたっては、作業量・現場状況等を考慮して上記1)～7)以外の従来手法による起工測量を実施してもICT活用工事とする。

② 3次元設計データ作成

受注者は、5. ①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、ICT建設機械による施工、及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

5. ②で作成した3次元設計データを用い、以下に示すICT建設機械により、施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規定の準則（令和7年3月31日国土交通省告示第240号）付録1測量機器検定基準2-6の性能における検討基準を満たすこと。

1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械※

※MCとは「マシンコントロール」、MGとは「マシンガイダンス」の略称である。

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術、または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・砂防・道路土工の敷均し、掘削、法面整形を実施する。

但し、現場条件により、③ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、

その場合もICT活用工事とするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

5. ③による工事の施工管理において、以下のとおり、出来形管理及び品質管理を行うものとする。

(1) 出来形管理

出来形管理にあたっては、標準的に出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下(1点/m<sup>2</sup>以上)の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法(面管理)とし、以下1)~4)から選択(複数選択可)して実施するものとする。

また、土工における出来形管理にあたっては、以下1)~4)を原則とするが、現場条件等により以下5)~8)の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理
- 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理
- 8) 施工履歴データを用いた出来形管理

また、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督職員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもICT活用工事とする。

(2) 品質管理

品質管理にあたっては、受注者は、河川・海岸・砂防・道路土工の品質管理(締固め度)について、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はRI計法との併用による二重管理は実施しないものとする。

なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わると、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。

土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理そのものがなじまない場合は、監督職員と協議の上、TS・GNSSを用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものとする。

- ⑤ 3次元データの納品
  - 5. ①②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。なお、河川土工（掘削工、盛土工、法面整形工）において、3次元計測技術を用いて出来形管理（面管理）を実施した場合は、計測点群データの納品ファイル形式はLASのポイントファイルとする。
- 6. 上記5. ①～④の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、3次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、ICT活用施工を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。
- 7. 土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。
- 8. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

### 第30条 ICT活用工事（舗装工）について

#### 1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事の対象工事である。

#### 2. 定義

- (1) i-Constructionとは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、施工者の希望により、その実現に向けてICT施工技術を活用した工事（ICT活用工事）を実施するものとする。
- (2) ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICT施工技術を全面的に活用する工事である。また、次の①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事という。

対象は、アスファルト舗装工事、セメント・コンクリート舗装工事または、舗装を含む工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理

⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、舗装工以外の工種にICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下4～8によりICT施工技術の活用を行うことができる。

4. 原則、本工事においては上記①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することとし舗装工の施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、舗装工以外の工種に関するICT施工技術の活用を提案・協議した場合は、舗装工と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

5. ICT施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① 3次元起工測量

受注者は、3次元測量データを取得するため、以下1)～4)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事及び設計段階での3次元データが活用できる場合においては、監督職員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量が効率的と判断された場合においては、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用工事とする。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) TS等光波方式を用いた起工測量
- 4) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量② 3次元設計データ作成

② 3次元設計データ作成

受注者は、5. ①で得られた測量データと発注者が貸与する発注図データを用いて、ICT建設機械による施工及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

5. ②で作成した3次元設計データを用い、以下に示すICT建設機械により、施工を実施する。

1) 3次元MC建設機械※

※MCとは「マシンコントロール」の略称である。

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術を用いて、敷均しを実施する。

但し現場条件により、③ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

5. ③による施工管理において、以下のとおり出来形管理を行うものとする。

(1) 出来形管理

出来形管理にあたっては、標準的に出来形管理の計測範囲において、1 m間隔以下（1点 $\text{m}^2$ 以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）とし、以下1）2）から選択（複数以上可）して実施するものとする。

また、舗装工における出来形管理にあたっては、以下1）～2）を原則とするが、現場条件等により以下3）～4）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 4) TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理

なお、表層については、標準的に面管理を実施するものとするが、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督職員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもICT活用工事とする。

なお、表層以外については従来手法（出来形管理基準上で当該基準に基づく管理項目）での管理を実施してもよい

⑤ 3次元データの納品

5. ①②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。

6. 上記5. ①～④の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。また、ICT施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。
7. 土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。
8. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

### 第31条 ICT活用工事（法面工）について

#### 1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活

用するICT活用工事の対象工事である。

## 2. 定義

(1) i-Constructionとは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、施工者の希望により、その実現に向けてICT施工技術を活用した工事（ICT活用工事）を実施するものとする。

(2) ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICT施工技術を全面的に活用する工事である。また、本工事では、以下①②④⑤の段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事とする。

対象は、法面工等を含む一般土木工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ 該当なし
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、ICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に下記4～8によりICT活用施工を行うことができる。

4. 原則、本工事においては上記①②④⑤の段階でICT施工技術を活用することとし法面工等の施工範囲の全てで適用することとし、具体的な工事内容及び対象範囲・数量を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

5. ICT施工技術を用い、以下の施工を実施する。

### ① 3次元起工測量

受注者は、3次元測量データを取得するため、以下1)～7)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

但し、法面工等の関連施工としてICT土工等が行われる場合、監督職員との協議の上、その起工測量データを活用することができるものとし、ICT活用工事とする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量

### ② 3次元設計データ作成

受注者は、5. ①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図を用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

なお、発注者が貸与する3次元データを活用する場合もICT活用工事とする。

また、3次元設計データ作成はICT土工等と合わせて行うが、ICT法面工の施工管理においては、3次元設計データ(TIN)形式での作成は必須としない。

現地合わせによる施工を行う法枠工・植生工・吹付工においては、出来形計測時に用いる設計値は従来どおりとし、3次元設計データの作成は必須としない。

### ③ 該当なし

### ④ 3次元出来形管理等の施工管理

#### (1) 出来形管理

法面工等の施工管理において、以下1)～7)の技術から選択(複数以上可)して、出来形管理を実施するものとする。

また、以下1)～4)の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理
- 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記1)～7)のICT施工技術を用いた計測によっては精度確保が困難となる部分や計測が非効率となる場合、監督職員と協議の上、写真・画像データ等と併用するなどして出来形管理を行っても良い。

#### (2) 出来形管理基準および規格値

出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記(1)で定める計測技術を用い以下1)の出来形管理要領による。

- 1) 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)

#### (3) 出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測(管理)すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

### ⑤ 3次元データの納品

5. ①②④により作成した3次元データを、工事完成図書として電子納品する。

6. 上記5. ①②④の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達する

こと。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、ICT施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

7. 土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。
8. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

### 第 32 条 ICT活用工事における適用（用語の定義）について

#### 1. 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ（以下「3次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

### 第 33 条 ICT活用工事（土工）の費用について

1. ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき費用を計上しているが、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」及び「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上していない。

- ・ ICT活用工事（土工1,000m<sup>3</sup>以上）積算要領
- ・ ICT活用工事（土工1,000m<sup>3</sup>未満）積算要領
- ・ ICT活用工事（砂防土工）積算要領
- ・ ICT活用工事（河床等掘削）積算要領

実施した場合は、以下の（1）（2）により設計変更の対象とし、費用を計上する。

#### （1）3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積の提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

(2) 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下(1点/㎡以上)の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法(面管理)を実施し、3次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については、受注者より提出された見積りにより費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積りにより算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

・共通仮設費率補正係数：1.2

・現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1)～4)とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

受注者が、契約後施工計画書の提出(施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む)までに、土工以外の工種に関するICT活用について監督職員へ提案・協議を行う。また、土工についてもICT活用に関する具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示し協議がなされ、それぞれの協議が整った場合、ICT活用の実施に関わる項目については、各段階を設計変更の対象とする。

2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第34条 ICT活用工事(舗装工)の費用について

1. 受注者が、契約後、施工計画書の提出(施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む)までに、舗装工及び付帯設備設置工に関するICT施工技術の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき各段階を設計変更の対象とする。

・ICT活用工事(舗装工)積算要領

なお、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」及び「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」の費用計上の考え方は以下のとおりである。

(1) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積の提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

(2) 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下（1点/m<sup>2</sup>以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し、3次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については、受注者より提出された見積りにより費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積りにより算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積の提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

・ 共通仮設費率補正係数：1.2

・ 現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1) 2) とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

受注者が、契約後施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、舗装工以外の工種に関するICT活用について発注者へ提案・協議を行う。また、舗装工についてもICT活用に関する具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示し、協議がなされ、それぞれの協議が整った場合、ICT活用の実施に関わる項目については、各段階を設計変更の対象とする。

2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第35条 ICT活用工事（法面工）の費用について

1. 受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までにICT活用の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき以下の(1) (2)により費用を計上することとする。

・ ICT活用工事（法面工）積算要領

(1) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

## (2) 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、面的に座標を取得し、ソフトウェア上で面の法長・高さ等の出来形管理を実施し、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、3次元データ納品を行った場合、標記費用の対象とする。

費用の計上方法については、受注者より提出された見積りにより費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積りにより算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。ただし、法面工（ICT）と同時に実施する土工（ICT）等他工種において補正係数を乗じる場合は適用しない。

- ・共通仮設費率補正係数：1.2

- ・現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1)～4)とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理

- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

なお、以下の5)～7)による出来形管理を実施した場合は、「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、計上しない。

- 5) TS等光波方式を用いた出来形管理

- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理

- 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理

2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

## 第36条 ICT活用工事の活用効果等に関する調査

ICT活用工事を行った施工者は、活用目的等の把握のための「ICT活用工事の活用効果等に関する調査」の対象であり、別途監督職員より指示される調査票に基づき実施するものとする。

施工者は、工事完了後直ちに調査票を監督職員へ提出・確認後、発注者が指示するメールアドレスまで調査票を電子メールにより提出すること。また調査票の聞き取り調査等を実施する場合はこれに協力するものとする。

調査費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

### 第 37 条 現場環境改善（快適トイレの設置）

#### 1. 内容

受注者は、現場に以下の（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

##### 【快適トイレに求める機能】

- （１）洋式（洋風）便器
- （２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （３）臭い逆流防止機能
- （４）容易に開かない施錠機能
- （５）照明設備
- （６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする）

##### 【付属品として備えるもの】

- （７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （９）サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- （１０）鏡と手洗器
- （１１）便座除菌クリーナー等の衛生用品

##### 【推奨する仕様、付属品】

- （１２）室内寸法900mm×900mm 以上（面積ではない）
- （１３）擬音装置（機能を含む）
- （１４）着替え台
- （１５）臭気対策機能の多重化
- （１６）室内温度の調整が可能な設備
- （１７）小物置き場  
（トイレトーパー予備置き場等）

#### 2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記 1 の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】（７）～（１１）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計

上は行わない。

### 3. 快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記2. の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

### 4. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

## 第 38 条 BIM/CIM 適用工事について

本工事は、BIM/CIM 適用工事（受注者希望型）である。受注者が希望する場合、3次元モデルの活用を提案することができる。詳細については、受発注者で協議し実施する。

### 1 BIM/CIM実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIMの実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM実施（変更）計画書を作成する。

また、作成したBIM/CIM実施計画書（変更含む）に基づき、本工事を実施する。

#### 1) 工事概要

#### 2) 整理すべき課題

#### 3) BIM/CIMの実施内容（3次元モデルの活用内容、期待する効果等）

#### 4) 3次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された3次元モデルの仕様等）

#### 5) 3次元モデル作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類

#### 6) 3次元モデル閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式

#### 7) 3次元モデルの作成・活用に要する費用

### 2 BIM/CIM実施報告書の作成

BIM/CIM実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM実施報告書を作成する。以下の内容をBIM/CIM実施計画書に追記して作成する。

#### 8) 後段階への引継事項（データかつ用事の留意点、更なる検討が必要な内容、2次元図面との整合等）

#### 9) 省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、3次元での検討により省人化した効果等）

### 3 成果の納品

以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。

#### 1) BIM/CIM 実施計画書・見積書（変更含む）

#### 2) BIM/CIM 実施報告書（3次元モデル作成引継書シート、3次元モデル照査時チェック

シートを含む)

- 3) 作成した3次元モデル(オリジナルデータ、標準的なデータ形式(J-LandXML形式、IFC形式)、統合モデル、動画等)

#### 4 その他

最新の情報はBIM/CIMポータルサイト(<https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html>)で提供されているので、適宜参照すること。

### 第39条 DXデータセンターの使用

本工事はDXデータセンターを使用することで、VDIによる専用ソフトの利用及び受発注者間のデータ共有の円滑化を図る工事である。

3次元モデルを活用するにあたり、受注者が希望する場合、国土技術政策総合研究所が運用するDXデータセンターにインストールされている専用ソフトウェアを使用することができる。

DXデータセンター内の有償ソフトウェアを使用する場合は、受注者が有償ソフトウェアの使用契約手続きを行うものとする。

なお、DXデータセンターの詳細については、DXデータセンターの参考資料(<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym/reference>)及びポータルサイト(<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym>)を参照すること。

### 第40条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和7年度における重点的安全対策項目は以下の7項目である。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
- II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
- III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
- IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
- V. 地下埋設物の損傷事故防止
- VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
- VII. 事故防止

2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

- ①労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
- ②労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
- ③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要及び工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準(案)(令和6年2月)」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。

4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、

監督職員の承諾を得るものとする。

5. 工事期間中に配置する交通誘導員は、以下のとおり計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

工種	作業区分	交通誘導員（延人数）	備考
土砂運搬時、資機材運搬時	昼間作業	1人（うち有資格誘導員0人）	施工箇所付近
土砂運搬時、資機材運搬時	昼間作業	2人（うち有資格誘導員1人）	荒川左岸 上江橋下流 進入路
土砂運搬時、資機材運搬時	昼間作業	1人（うち有資格誘導員0人）	荒川左岸 上江橋上流 川表坂路下
土砂運搬時、資機材運搬時	昼間作業	1人（うち有資格誘導員0人）	越辺川右岸 道場橋下 流進入路
土砂運搬時、資機材運搬時	昼間作業	2人（うち有資格誘導員0人）	入間川左岸 入間大橋 上流進入路

6. UAV等を使用する際の安全面への配慮について

受注者は、起工測量等においてUAV等を使用する場合、安全面への配慮として下記URLに基づいてUAV等を使用すること。

URL <https://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/sokuryosidou41042.html>

#### 第 4 1 条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。
2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。
  - (1) 真夏日の定義  
日最高気温が30℃以上の日を指す。  
ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。
  - (2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方  
下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。
    - ①環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高25℃以上の場合。  
施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が25℃以上となる日を真夏日とみなす。
    - ②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30℃以上の場合。  
施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30℃以上の日を真夏日とする。
    - ③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合。  
施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30℃以上、又は暑さ指数（WBGT）が25℃以上の場合を真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。
  - (3) 工期  
工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、

工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(4) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。  
なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

(5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\cdot \text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{工期}$$

(6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\cdot \text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{\ast}$$

※ 真夏日補正係数：1.2

## 第42条 安全管理推進技術査等認定について

### 1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

### 2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

- ・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。
- ・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

### 3. 認定技術者の認証

- ・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。
- ・紛失等による認定書の再発行は行わない。
- ・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

### 4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

### 5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第 43 条 出水期間中の現場管理及び施工について

本工事における出水期間中の現場管理及び施工については、土木工事共通仕様書第 1 編「1-1-1-30 工事中の安全確保」に基づき、作業員、仮設物及び資機材等の退避及び流出防止等、施工中の退避時の措置等（以下「防災措置等」という。）必要な対策を講ずるものとする。

なお、上記については、土木工事共通仕様書第 1 編「1-1-1-6 施工計画書」に基づき、施工計画書に記載の上、設計審査会で確認したうえで、監督職員に提出するものとする。

また、気象情報や河川水位の収集及び伝達方法等についても施工計画書に記載するものとする。なお、施工計画書に記載すべき標準的な項目については、別紙-6 を参考にすること。

防災措置に要する費用については第 21 条の設計変更ガイドラインに基づき設計変更の対象とする。

第 44 条 出水期間施工中の退避時の措置について

施工は全範囲を一度に行うことなく、気象状況等を把握しつつ速やかに必要な措置（埋戻し等）を行える範囲としなければならない。施工範囲、方法、措置を行う時期等については、施工計画書に記載し設計審査会で確認したうえで監督職員に提出するものとする。

なお、退避時の措置等に要した費用については、監督職員と協議するものとする。

第 45 条 交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第 23 条に規定する都・県公安委員会の行う 1 級又は 2 級検定に合格した者）1 名以上を充て、他は経験 1 年以上の者を配置すること。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 46 条 仮設工等の段階点検

受注者は、仮設工の計画、設計及び施工における下記段階及び内容について、監督職員の指示する書式に従い、確認し、提出するものとする。

1. 仮設工の設計完了段階（指定仮設については、発注者から提示された設計図書の内容検討完了段階。）  
現地条件と整合した設計条件で設計され適切な仮設計画書が作成されているかを確認する。（なお、指定仮設については発注者から提示された設計図書が現地条件と整合した設計条件で設計され、安全確保された設計図書になっているかを確認する。）
2. 仮設工の施工中間段階  
仮設計画書どおりに施工が実施されているか確認する。
3. 仮設工の施工完了段階  
仮設計画書どおりに施工が実施されているか確認する。
4. 仮設工の撤去中間段階  
仮設計画書どおりに施工が実施されているか確認する。

第 47 条 架空線事故防止対策

1. 施工に先立ち本工事区間に近接する架空線等上空施設については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、現地で確認するものとする。
2. 現地調査等により確認された架空線等上空施設については、種類、位置（場所、高さ等）及び管理者等をとりまとめ、監督職員に報告するものとする。  
また、その防護等の処置方法を含めた取り扱い方法等について、施工計画書に明示し監督職員に提出するものとする。

3. 本工事区間に近接する架空線等上空施設は、以下を想定している。ただし、現地調査等により、下記以外の施設が確認された場合も同様に扱うものとする。

施設の種類	所有者	条件等	貸与する資料
橋梁	埼玉県	上空制限	R 6 荒川中流部左岸堤防修正設計業務報告書

4. 架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに、「公衆災害防止マニュアル（河川部運用案）【架空線等上空施設編】（平成28年12月 関東地方整備局河川部）」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。  
 なお、本マニュアルは関東地方整備局HP>河川>技術情報に掲載している。  
[（http://www.ktr.mlit.go.jp/river/gijyutu/index00000000.html）](http://www.ktr.mlit.go.jp/river/gijyutu/index00000000.html)

#### 第 48 条 特定調達品目の調達実績の調査について

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という。）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後（工期が令和8年度以降に及ぶものは、監督職員の指示する日まで）に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

#### 第 49 条 建設機械の使用

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機第58号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

#### 第 50 条 ディーゼル車排出ガス規制に適合した車輛の使用

1. 受注者は、本工事現場で使用し、または使用される関係車輛（以下、本工事関係車輛という。）が、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県 of ディーゼル車排出ガス規制条例（以下、関係法令等という。）の適用を受ける場合は、これに適合した車輛を使用しなければならない。
2. 受注者は、本工事の施工に先立ち、本工事関係車輛の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車輛の使用」について、関係法令等の遵守を施工計画書に記載しなければならない。
3. 受注者は、本工事関係車輛にディーゼル車を使用する場合には、車検証等のコピーを保管し、本工事関係車輛を把握しなければならない。
4. 受注者は、取締りにより本工事関係車輛に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。
5. 受注者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に関係法令等を遵守させるものとする。

#### 第 51 条 舗装版切断時に発生する濁水の適正な処理

舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、地方公共団体の取扱規則等に基づき適正に処理しなければならない。

なお、舗装版切断時に発生する濁水の運搬・処理費用については当初見込んでいないが、建設資材廃棄物に該当するため、適正な処理方法について選定し監督職員と協議すること。

なお、濁水の運搬・処理費用等、必要と認められる経費についても契約変更の対象とする。

「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

## 第 52 条 工事現場管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する処置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請業者及び骨材納入業者の利益を不に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

## 第 53 条 特殊車両通行許可関係図書の確認及び提出

共通仕様書 1-1-1-36 交通安全管理第 14 項における道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

- ① 当該車両に関する特殊車両通行許可証
- ② 現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと）
- ③ 車両通行記録計（タコグラフ）（※夜間走行条件の場合のみ）

なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書 1-1-1-39 官公庁等への手続等第 3 項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

## 第 54 条 工事現場の現場環境改善

1. 工事現場の現場環境改善は、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつ、そこで働く関係者の意識を高めるとともに関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、受注者は施工に際し、この趣旨を理解し、発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施するものとする。
2. 現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。
  - (1) 仮設備関係  
環境対策の充実を実施するものとする。
  - (2) 営繕関係  
現場休憩所の充実（交通誘導員待機室含む）を実施するものとする。
  - (3) 安全関係  
盗難防止対策を実施するものとする。
  - (4) 地域連携  
社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む）を実施するものとする。
3. 現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出す

るものとする。

- 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の100%を上限として設計変更の対象とする。

#### 第 55 条 工 期

- 工期は、雨天、休日等 149 日を見込み、契約の翌日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

なお、休日には、日曜日、祝日及び年末年始の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

①準備期間	40 日間
②後片付け期間	20 日間
③雨休率（実働工期日数に休日と天候等による作業不能日※を見込むための係数 実働日数×係数）	1.77

※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。（当該工事の作業不能日ではない。）

イ）1日の降雨・降雪量が 10mm/日以上の日：39 日間

ロ）8時から 17時までのWBGT値が 31 以上の時間を足し合わせた日数：12 日間

過去 5 年間（2020年度～2024年度）の国土交通省（川越雨量観測所）及び環境省（さいたま地点）のデータより年間の平均発生日数を算出（雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日）

- 著しい悪天候や気象状況により、工程（官積算）で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長を協議することができる。
- 後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更な期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
- 本工事の工期は出水期間を含んでいる。
- 6月1日から10月31日を出水期間とし、河川区域及びその周辺で工事を行ってはならないが、下記に示す工種等においてはこの限りではない。

なお、既存堤防の治水上の安全を下げないよう留意すること。

- ・準備・後片付け
- ・その他監督職員が承諾した工種

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事（フレックス方式）であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は契約を締結するまでの間に、別様式一 16 により、工事の始期及び終期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や

仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和9年3月31日（工事完了期限）まで  
※契約締結後において、工期の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。なお、条件の変更がない場合において、契約時に設定した工期の変更は行わない。

#### 第 56 条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候や気象状況により、工程（官積算）で見込んでいた「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

#### 第 57 条 工事工程表の開示の試行工事

1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
2. 工事契約後、設計審査会等において、前条「工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
3. 設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙-5）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

#### 第 58 条 週休2日制適用工事

1. 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休2日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休2日制適用工事（完全週休2日）（受注者希望方式）」の試行工事である。  
受注者は、工事契約後、完全週休2日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日に取組むものとする。
2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。
  - 1) 週休2日
    - ①完全週休2日（土日）  
対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

#### ②月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

#### 2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

#### 3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

3. 天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を活用する場合は、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日工事の対象期間外とする。また1年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

- ・1年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
- ・変更した就業規則

4. 現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

- ①施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合
- ②週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合
- ③官公庁の休日の場合

完全週休2日（土日）の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日がちが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。

5. 監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。
6. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。
7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
8. 明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。

9. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。完全週休2日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

#### 第59条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近5カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、川越雨量観測所（国交省所管）における1日の降雨・降雪量雨が10mm以上/日の日を想定している。

2. アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

#### 第60条 個人情報の取扱いについて (基本的事項)

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない

(秘密の保持)

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

(利用及び提供の制限)

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するため

の利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写等の禁止)

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

(事案発生時における報告)

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(資料等の返却等)

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙一2）を発注者に提出しなければならない。

2 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

(管理の確認等)

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

(管理体制の整備)

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

(従事者への周知)

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第 6 1 条 施工時期及び施工時間の変更

1. 本工事の作業区分は、下記によるものとする。

作業区分	施工区分
昼間作業	全ての工種

ただし、上記区分に変更を要する場合は、監督職員と協議するものとする。

2. 関係機関との協議

本工事は下記に示す内容等について関係機関と協議中である。

- 1) 協議機関：①上尾市  
②埼玉県北本県土整備事務所
- 2) 協議内容：①上尾市道（川裏管理道路及び暫定切回し道路）の施工  
②鞆管の施工
- 3) 協議箇所：①上尾市道（川裏管理道路及び暫定切回し道路）  
②鞆管
- 4) 協議成立見込み時期：①令和8年3月下旬  
②令和8年3月下旬

なお、この区間の工事開始の時期は監督職員の指示によるものとする。

3. 関係機関との調整

工事着手前に以下の関係機関と調整等をするものとする。

- 1) 協議機関：上尾市及び上尾警察署、埼玉県北本県土整備事務所、リバーサイドフェニックスゴルフクラブ
- 2) 協議内容：上尾市道（川裏管理道路及び暫定切回し道路）の施工、鞆管の施工、小堤及び暫定切回し道路の施工
- 3) 協議箇所：上尾市道（川裏管理道路及び暫定切回し道路）、鞆管、小堤及び暫定切回し道路

なお、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。

第 6 2 条 概算・概略数量

本工事における鞆管（上端部土砂流入防止工）は、概略構造及び概略数量を示したものであり詳細については、監督職員の指示によるものとする。詳細設計については、現在、別途行われているところであり、この成果の引き渡しは令和8年5月下旬とする。

第 6 3 条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- ①技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
- ②公共工事等において実用段階に達している技術
- ③当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
- ④実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

- 1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術  
URL <http://www.netis.mlit.go.jp>
- 2) NETISのテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

- 3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術
- 4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS掲載期間終了技術は対象外とする。

#### 第 6 4 条 新技術の活用（施工者選定型）

1. 本工事は、施工者が原則 1 技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において、第 6 3 条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術がNETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
3. 受注者は、選定した新技術が第 5 2 条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたりNETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用はNETIS 申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－V E」以外のNETIS登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

#### 第 6 5 条 建設現場の遠隔臨場における遠隔臨場の実施（発注者指定型）

1. 建設現場における遠隔臨場の実施  
「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。  
なお、遠隔臨場の実施に当たっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5 年3 月』を参考に実施するものとする。  
URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>
2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目  
現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。
3. 実施内容
  - (1) 段階確認・材料確認、立会での確認
    - ① 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声 Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」及び「立会」を行うものとする。

② 確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用するPCにて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

(2) 動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられる、いわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

(3) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）やWeb会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web会議システム（Teams、zoom等）」等、いずれのシステムを利用してよい。

(4) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙提出様式-19を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。

詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事实施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和7年12月12日（国不建第121号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

## 第 66 条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

### 1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）とWeb会議システム等を介して工事实施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

### 2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事实施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実

施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事实施 状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目
 

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。
4. 実施内容
  - (1) 技術検査、工事検査での実施
 

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事实施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。
  - (2) 機器の準備
 

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。
  - (3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応
 

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。
  - (4) 効果の検証
 

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。
  - (5) 費用
 

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。
  - (6) 不正行為
 

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和7年12月12日（国不建第121号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

## 第 67 条 建設業担い手の確保・育成貢献工事表彰制度

1. 本工事は、荒川上流河川事務所が発注する工事のうち、建設業の担い手の確保及び育成に関する取組などが優れた工事を表彰する「建設業担い手の確保・育成貢献工事表彰制度」の対象工事である。
2. 受注者は、工事完成時までに、当該工事現場を対象とした担い手の確保及び育成に関する取組を監督職員に報告することができる。
3. 報告様式は別紙様式－20及び別紙様式－21とする。
4. 本制度にかかる取組については、設計変更の対象としない。

第 68 条 新技術活用・生産性等向上工事表彰制度

1. 本工事は、荒川上流河川事務所が発注する工事のうち、新技術等の活用により生産性、品質、安全性等の向上を図る取組が優れた工事を表彰する「新技術活用・生産性向上工事表彰制度」の対象工事である。

第 69 条 契約後VE方式

1. 定義

「VE提案」とは、契約書第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

2. VE提案の意義及び範囲

- 1) 受注者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。
- 2) 以下の提案は、VE提案の範囲に含まれないものとする。
  - (1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
  - (2) 契約書第18条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。
  - (3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

3. VE提案書の提出

- 1) 受注者は、前項のVE提案を行う場合は、次に掲げる事項をVE提案書（別紙様式－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
  - (1) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由
  - (2) VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
  - (3) VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
  - (4) 発注者が別途発注する関連工事との関係
  - (5) 工業所有権等の排他的権利を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項。
  - (6) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項。
- 2) 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的資料、図書その他の書類を受注者に求めることができる。
- 3) 受注者は、前項のVE提案を契約の締結日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する35日前までに発注者に提出できるものとする。
- 4) VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。

4. VE提案の審査

提出されたVE提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、VE提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

5. VE提案の採否等

VE提案の採否について、原則として、VE提案の受領後14日以内に書面（別紙様式－5）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、VE提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

6. VE提案を採用した場合の設計変更

- 1) VE提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
- 2) 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
- 3) 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込

まれる額の10分の5に相当する金額（以下「VE管理費」という。）を削減しないものとする。

- 4) VE提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、VE管理費については、原則として変更しないものとする。

#### 7. VE提案の活用と保護

評価の結果、当該VE提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

#### 8. 責任の所在

発注者がVE提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

### 第70条 生産性向上チャレンジ工事

#### 1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

#### 2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第63条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

#### 3. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

#### 4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

### 第71条 出来高部分払方式

本工事は部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」〔国土交通省HP [https://www.mlit.go.jp/tec/tec\\_tk\\_000052.html](https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html) 参照〕に基づき行うものとする。

### 第72条 低炭素型コンクリート試行工事（プレキャスト）

本工事は、建設関連業界等のカーボンニュートラルに向けた取組を促進するとともに、調達上の課題等を検証するため、セメント置換率の高いコンクリートなどのコンクリート製造時のCO<sub>2</sub>排出量（コンクリートの材料のCO<sub>2</sub>排出を含む）を削減した「プレキャスト製品による低炭素型コンクリート」の試行工事である。

#### ①低炭素型コンクリート製品の規定・確認

低炭素型コンクリートはポルトランドセメントの置換率が55%以上のもの又はこれと同等以上のCO<sub>2</sub>排出削減効果のあるものとする。受注者は、低炭素型コンクリート製品の購入前に、以下が確認出来る資料を監督職員に提出し、施工数量について監督職員と協議するものとする。

- ・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場の所在
- ・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場と施工現場までの運搬距離

- ・低炭素型コンクリート製品の見積書
- ・低炭素型コンクリート製品によるCO2 排出削減効果（算出可能な場合に限る）

低炭素型コンクリート製品の配合品質証明書等を監督職員に提出し、監督職員は置換率が55%以上であること又は同等以上のCO2 排出削減効果があることを確認するものとする。なお、費用対効果等を考慮し、低炭素型コンクリートを使用しない場合がある。

②試行工事の実施に要する費用

当該試行工事の実施に要する低炭素型コンクリート製品の費用は見積によるものとし、設計変更の対象とする。

③試行結果の検証への協力

試行にあたり受注者は実施状況や結果検証のための調査に協力するものとする。

第 7 3 条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

第 7 4 条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

また、本工事は、施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ASP）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ASP）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第 7 5 条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号 最終改正令和6年12月13日）第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ASP）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第1回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。  
ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第 7 6 条 段階確認

受注者は、下記工種の施工段階においては、段階確認を受けなければならない。この際、受注者は、種別、細別、確認の予定時期を監督職員に書面により報告しなければならない。ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

種別	細別	施工段階（確認時期）
----	----	------------

アスファルト舗装工、側溝工、縁石工、区画線工 (暫定切回し道路)	全ての細別	施工完了時
-------------------------------------	-------	-------

第 77 条 品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式ー 1 2 によるものとする。

第 78 条 工事完成図書納品の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和5年3月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和6年3月)」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第 79 条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 書類限定検査とは、検査時に下記の 10 書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳(下請引取検査書類を含む。)	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿(協議)	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿(提出)	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿(承諾)	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
- ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第 80 条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウィルスチェックソフトは常に最新データに更新(アップデート)しなければならない。

第 81 条 無人航空機を使用する際の情報流出防止策

1. 本工事において、無人航空機を使用する場合には、以下に掲げるような情報流出防止策を講じること。ただし、本工事が、「政府機関等における無人航空機の調達等に関する方針について」（令和2年9月14日、関係省庁申合せ）に示す重要業務に該当しないことが明らかであって、工事の性質に応じて当該策を講じることが困難な場合、監督職員と協議の上、可能な限りの策を講じた上で、当該策を講じないことができるものとする。
  - ア インターネットへの接続については、ソフトウェアアップデート等に必要な最小限度とし、飛行中は接続しない。
  - イ インターネットに接続する場合も、データが流出しないよう、撮影動画等のクラウドへの保存機能を停止する、機体内部や外部電磁的記録媒体に保存されている飛行記録データや撮影動画等を飛行終了後確実に消去する。
2. 前項の情報流出防止策によって工事の実施等に支障が生じる恐れがある場合は、監督職員と協議すること。

第 8 2 条 建設副産物の受入地

1. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

建設廃棄物の種類	施設の名称	所在地
幹	東武環境センター(株) 越谷工場	埼玉県越谷市神明町3-406
根	東武環境センター(株) 越谷工場	埼玉県越谷市神明町3-406

上記については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

2. 受入時間
  - ・東武環境センター(株)越谷工場：8時00分～17時00分
3. その他

工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 8 3 条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）（受注者希望方式）

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。
2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。
3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。
4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

## 第 2 章 土 工

第 8 4 条 建設発生土の受入地

1. 建設発生土の受入れ場所は、埼玉県川越市中老袋地先 中老袋ストックヤード（入間川左岸入間大橋上流高水敷）（運搬距離11.0km以下）とする。
2. 工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、上記の指定により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

#### 第 85 条 建設発生土の情報提供について

受注者は、本工事から建設発生土を100m<sup>3</sup>以上搬出する場合は、別紙様式-8により搬出前に搬出先区市町村の建設発生土担当窓口あてに建設発生土に関する下記の情報を郵送・FAX等で提出しなければならない。

なお、情報提供後速やかにその写しを監督職員に提出しなければならない。

1. 工事件名、工事概要、工事場所
2. 工事発注機関名、工事発注機関監督職員名、連絡先
3. 工事請負業者名、現場代理人名、連絡先
4. 建設発生土の運搬業者名
5. 建設発生土の受入先名（搬出先事業所名等）、住所
6. 建設発生土の発生場所から受入地までの運搬経路
7. 建設発生土の搬出時期（搬出期間）
8. 建設発生土の土質（砂、ローム等）、土量（m<sup>3</sup>）

#### 第 86 条 土取り場からの建設発生土の利用について

盛土工に使用する土砂については、下記の条件の建設発生土を利用するものとする。工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、下記の条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

1. 土取り場の箇所・距離  
埼玉県坂戸市紺屋地先 紺屋ストックヤード（越辺川右岸道場橋下流）  
運搬距離19.5km以下
2. 土取り場からの建設発生土質条件（改良の必要性の有無）等  
土砂改良：不要
3. 土取り場の管理者  
荒川上流河川事務所
4. 他工事利用件数  
無し

#### 第 87 条 伐開・除根

発生材については、関係法令等を遵守し、再資源化処理施設により適切に処理するものとする。

#### 第 88 条 表土剥ぎ

盛土及び掘削箇所において20cm以上の表土の剥ぎ取りを行うものとする。剥ぎ取った表土は埼玉県川越市中老袋地先 中老袋ストックヤード（入間川左岸入間大橋上流高水敷）へ運搬・敷均すものとし（運搬距離11.0km以下）、詳細については、監督職員と協議するものとする。

#### 第 89 条 掘削工

1. 掘削土は、盛土工に利用することとする。
2. 掘削土量に変動が生じた場合は、変動量については、監督職員と協議しなければならない。

#### 第 90 条 盛土工

1. 盛土基礎地盤の段切りの断面等については、監督職員の承諾を得なければならない。

2. 締固め度の管理は、「品質管理基準及び規格値」の「河川土工」によるものとする。

## 第 3 章 無筋・鉄筋コンクリート

### 第 91 条 レディーミクストコンクリート

1. コンクリートは、レディーミクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。

用途	粗骨材の最大寸法	スランプ	水セメント比	呼び強度	セメントの種類	摘要
鞘管	25(20)mm	8cm	60%以下	24.0N/mm <sup>2</sup> 以上	高炉B種	
集水柵、均しコンクリート	25(20)mm	8cm	—	18.0N/mm <sup>2</sup> 以上	高炉B種	

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2. コンクリートの耐久性向上対策は「コンクリートの耐久性向上」仕様書（土木編）（平成14年8月一部改正）により行うものとする。

### 第 92 条 配合

水セメント比については、示方配合表により監督職員の確認を得なければならない。なお、水セメント比を減じることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて、高性能減水剤の使用等を検討しなければならない。また、下記構造物については適用除外とする。

- ・仮設構造物（建設後数年の内に撤去するもの。）
- ・最大高さ1m未満の擁壁・水路・側溝及び街渠等の構造物。
- ・管（函）渠等（φ600未満、600mm×600mm未満）の構造物。
- ・道路照明、標識、防護柵等の構造物。
- ・耐久性を期待しない構造物。
- ・河川における護岸構造物（特殊堤及び船着場等は除く。）

### 第 93 条 モルタル

モルタルに使用するセメントの種類は、普通ポルトランドセメントでセメント量は、530kg/m<sup>3</sup>以上（または、1：3）とする。

### 第 94 条 ひび割れ発生状況の調査

1. ひび割れ発生状況の調査の対象工種については、高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が2.5m<sup>2</sup>以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、及び高さが3m以上の堰・水門・樋門とする。  
ただし、いずれの工種についても、プレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは測定の対象としない。
2. 0.2mm以上のひび割れ幅について、展開図を作成するものとし、展開図に対応する写真についても提出しなければならない。
3. ひび割れ等変状の認められた部分のマーキングを実施しなければならない。
4. 調査は、足場が存置されている間に実施しなければならない。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得るものとする。
5. 構造物毎に別紙様式-11により調査票を作成し、提出しなければならない。
6. 調査結果の評価にあたっては、「ひび割れ調査結果の評価に関する留意事項」を参考に

した評価を行い、評価書（様式自由）を提出しなければならない。

第 95 条 レディーミクストコンクリート単位水量測定

本工事においては、1日当たりレディーミクストコンクリートの使用量が100m<sup>3</sup>以上施工するコンクリート工において、「レディーミクストコンクリートの品質確保について（平成15年10月2日、国官技第185号）」、「レディーミクストコンクリートの品質確保について」の運用について（平成15年10月2日、国コ企第3号）」及び「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）」（以下、測定要領という）（これらについて、受注者が所持しない場合は工事契約後に受注者から監督職員に通知を求めるものとする。）に基づき、施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、完成検査時に提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員から請求があった場合は直ちに提示しなければならない。

測定機器は測定要領の「2. 測定機器」によるものとするが、現場条件により発注者から測定機器を指示する場合がある。また、使用する機器を施工計画書に記載するものとする。

単位水量の測定は、測定要領の「6. 測定頻度」及び「7. 管理基準値・測定結果と対応」により実施することとする。なお、これらに定められてない場合は監督職員と協議するものとする。

第 96 条 配筋・組立

配筋・組立において、鉄筋固定金具を使用する場合は監督職員と協議しなければならない。

## 第 4 章 土木工事材料

第 97 条 一般瀝青材料

ストレートアスファルトの針入度は下表のとおりとする。

用 途	針 入 度	摘 要
表層	60～80	

第 98 条 芝

芝は野芝で半土付きとする。

第 99 条 目 地 板

目地材は、ゴム発泡体とし、厚さ23mmとする。

第 100 条 区画線

塗装厚は、下表のとおりとする。

1. 熔融式(または常温式)

幅 (cm)	厚 (mm)	摘要
10	1.0 (または1.5)	夜間の視認性が優れたもの
15		

20		
30		
40		

## 第 5 章 一般施工

### 第 101 条 橋脚排水管

橋脚排水管新設時に設置する取付金具については、既設再利用を想定している。なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

### 第 102 条 工事用道路工

1. 工事関係車両の通行について、上江橋左岸下流坂路から進入することとする。
2. 運搬路に使用した既設道路の舗装等に破損が生じた場合は、速やかに監督職員と協議し、補修しなければならない。なお、補修は設計変更の対象とする。
3. 既設工事用道路を使用する前に、路面の状態等を確認・記録し監督職員に提出するものとする。なお、工事用道路の補修を行う場合には、速やかに監督職員と補修構造・範囲等について協議するものとし、補修費用については設計変更の対象とする。また、工事完了時の補修についても同様の扱いとする

### 第 103 条 仮設工

本工事の仮設にあたっては、現地の状況を十分把握し、安全性、細部構造等については受注者において十分検討を行い、受注者の責任において決定し、施工するものとする。

## 第 6 章 舗 装

### 第 104 条 材料（路盤）

1. 粒状路盤材料はRC-40とする。
2. 粒度調整路盤材料はRM-40とする。

### 第 105 条 材料（アスファルト）

加熱アスファルト混合物の示方アスファルト量及び骨材の最大粒径は、下記のとおりとする。

呼び名	混合物の種類	最大粒径 (mm)	アスファルト量 (%)	摘 要
RA②	再生密粒度アスコン	13	5~7	表層（堤防天端、坂路）
RA②	再生密粒度アスコン	20	5~7	表層（川裏道路、切回し道路）

### 第 106 条 加熱アスファルト混合物

受注者は、本工事に使用する加熱アスファルト混合物(以下「混合物」という。)で、アスファルト混合物事前審査の認定を受けた混合所の混合物を使用する場合は、「アスファルト混合物事前審査における土木工事仕様書」及び「アスファルト混合物事前審査

における品質管理基準」によるものとする。

第 107 条 プライムコート

プライムコートに使用する材料はPK-3とし、使用量は1~2L/m<sup>2</sup>を標準とする。

## 第 7 章 其 他

第 108 条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置を講ずるものとする。

第 109 条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第 110 条 特定外来生物の対応

本工事施工にあたり、工事区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

第 111 条 地震発生後の建設現場の点検について

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によることとする。

1. 気象庁地震計で震度4の地震が発生した場合。
    - イ) 現場稼働日（開庁日）の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告
    - ロ) 現場休工期（閉庁日）に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。
- ※開庁日に現場が休工期であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。
2. 気象庁地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合  
夜間・現場休工期（休祭日）に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第 112 条 河川環境への配慮

1. 工事着手前に、監督職員から河川環境情報図等の提示を受けるものとする。
2. 本工事の施工において配慮すべき事項とその対応方針について別途発注者から指示するものとし、その内容については設計変更の対象とする。
3. 上記2で決定した配慮すべき事項とその対応方針について、施工計画書に明示し監督職員に提出するものとする。

## 明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	<input type="checkbox"/> 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 <input checked="" type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 <input type="checkbox"/> 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 <input checked="" type="checkbox"/> 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 <input type="checkbox"/> 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 <input checked="" type="checkbox"/> 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	<p>第61条</p> <p>第61条</p> <p>第55条</p> <p>第55条</p>
用地関係	<input type="checkbox"/> 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 <input type="checkbox"/> 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 <input type="checkbox"/> 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 <input type="checkbox"/> 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。	
公害関係	<input checked="" type="checkbox"/> 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 <input type="checkbox"/> 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 <input type="checkbox"/> 濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 <input type="checkbox"/> 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。	<p>第49条</p> <p>第50条</p>
安全対策関係	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 <input type="checkbox"/> 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 <input type="checkbox"/> 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 <input checked="" type="checkbox"/> 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 <input type="checkbox"/> 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。	第40条
工事用道路関係	<p>一般道路を搬入路として使用する場合</p> <input checked="" type="checkbox"/> 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 <input checked="" type="checkbox"/> 搬入路の使用中和及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。仮道路を設置する場合。 <input type="checkbox"/> 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。 <input type="checkbox"/> 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 <input type="checkbox"/> 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。	<p>第102条</p> <p>第102条</p>
仮設備関係	<input type="checkbox"/> 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。 <input type="checkbox"/> 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 <input type="checkbox"/> 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。	

明示項目	明示事項	記載条項
建設副産物関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。</li> <li>□ 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。</li> <li>■ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。</li> <li>    なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。</li> </ul>	<p>第84条 第88条</p> <p>第23条 第82条</p>
工事支障物件等	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。</li> <li>□ 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。</li> </ul>	
薬液注入関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。</li> <li>□ 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。</li> <li>□ 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。</li> <li>□ 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。</li> <li>■ 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。</li> <li>□ 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。</li> <li>□ 工事用電力等を指定する場合は、その内容。</li> <li>□ 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。</li> <li>□ 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。</li> <li>□ 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。</li> </ul>	<p>第61条</p>

概略工事工程表

R7荒川左岸平方地区基盤整備工事

別紙-5

工種	単位	数量	令和8年度												備考	
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
余裕期間	式	1														フレックス方式 全体工期:契約の翌日から令和9年3月31日
準備工	式	1														・40日間
掘削工	m3	1,300														・掘削(1CT)(1pt)
盛土工	m3	9,800														・盛土(1CT)(1pt)
法面整形工	m2	4,500														・法面整形(1CT)(1pt)
大型土のう工	式	1														・大型土のう工(1pt)
植生工	m2	4,700														・張芝、市松芝(1pt)
アスファルト舗装工	m2	870														・表層、路盤、縁石(1pt)
側溝工	m	50														・側溝、集水柵(1pt)
鞘管工	式	1														・コンクリート、鉄筋、型枠、足場、支承(1pt)
小堤撤去工	式	1														・大型土のう撤去(1pt)
小堤復旧工	式	1														・盛土、法面整形、張芝(1pt)
構造物撤去工	式	1														・舗装版破碎、鉄筋コンクリート取壊し(1pt)
仮設工	式	1														・敷鉄板(1pt)
後片付け	式	1														・20日間
制約条件	関係機関対応	—														・市道管理者、警察、橋梁管理者
	年末年始、お盆	—														・12月下旬～1月上旬 ・8月中旬
	出水期間	—														・6月～10月
雨休率の適用			準備・後片付けを除く、雨休率(猛暑日補正有り)を適用													

別紙様式－２０：実施した項目の全てを１枚に記載する。

担い手確保・育成に関する実施状況（概要報告）

工 事 名			
受注者名		技術者名	（中心となった技術者を記載） 役職 氏名（ふりがな）
項 目	実施内容		
<input type="checkbox"/> 建設業界への入職のきっかけづくりとなる取組	<p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該工事現場における、子供・学生等に対する現場見学会、インターシップの実施</li> <li>・当該工事現場における、建設工事の施工体験、測量機器等の操作体験 等</li> </ul>		
<input type="checkbox"/> 建設業の社会的意義・役割や魅力・やりがいを知ってもらうための取組	<p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該工事現場の近隣地域の防災訓練に参加、災害時に地域住民等を支援</li> <li>・当該工事現場における、新技術の活用、i-Construction・情報化施工等の取組を社会にアピール 等</li> </ul>		
<input type="checkbox"/> 建設現場の労働環境を改善する取組	<p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働者に対する週休２日の確保を徹底（４週●休以上）</li> <li>・働きやすい環境（更衣室、休息場所、清潔なトイレの設置等）の整備 等</li> </ul>		
<input type="checkbox"/> 若手技術者育成、女性技術者育成のための取組	<p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該工事現場における、若手技術者、女性技術者に対する研修や講習等を実施 等</li> </ul>		
<input type="checkbox"/> その他			

上記内容の実施を確認した。令和 年 月 日 主任監督員 \_\_\_\_\_

別紙様式－２１：実施した内容毎に作成する。

担い手確保・育成に関する実施状況（詳細報告）

工 事 名			
受注者名			
項 目	（様式－１の該当する項目を記載する。）		
実施内容	（具体的な内容を簡潔に記載する。）		
実施日（期間）		対象者・人数	
マスコミ取材	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し 取材会社名		
（具体的な実施内容の説明）会社の取組方針、具体的実施内容、創意工夫を挙げた点などを記載			
（取組の効果）			
・新聞等への掲載実績、参加者からの感想等から確認できた効果を記載する。 なお、参加者からの感想文・アンケート・お礼状等の写しは不要。			
・「若手技術者育成、女性技術者育成のための取組」は、関係講習の参加、ICT土工施工管理、安全パトロールへの参加のみではなく、事前にシラバス（育成計画とその内容）を提出し、竣工後に技術者本人が当該現場で培った成果を提出するなど、育成方針と結果を報告する。なお、技術者本人が提出した成果の写しは不要。			
（添付図・写真）			

○説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

○マスコミ等に取り上げられた場合は、内容がわかる資料を添付する。（新聞記事等）

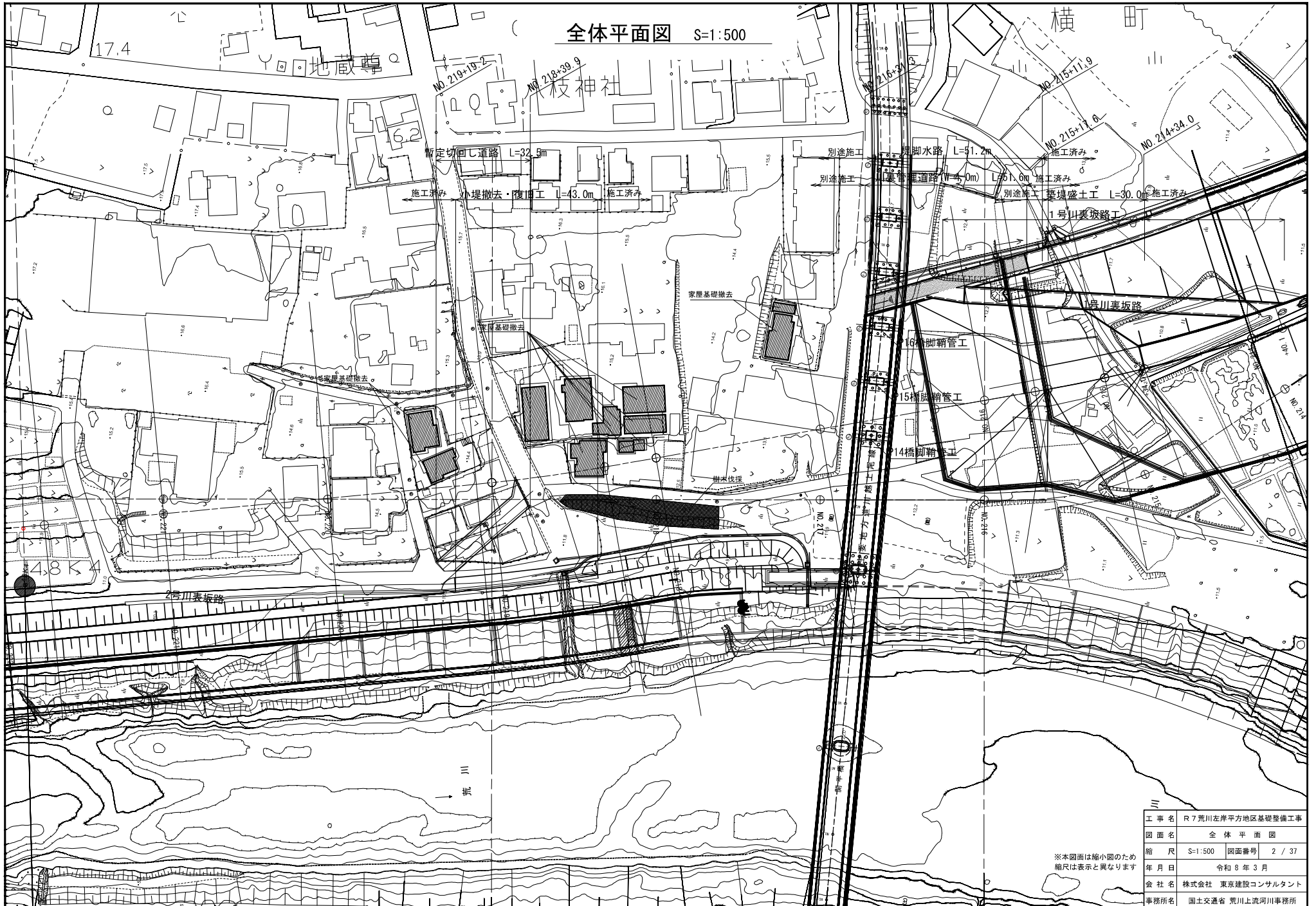
# 位置図

S = 1 : 50,000



工事名	R7 荒川左岸平方地区基盤整備工事			
図面名	位置図			
年月日	令和 8 年 3 月			
縮尺	1/50,000	図面番号	1 / 37	
所長	副所長	課長	係長	担当
事務所名	国土交通省荒川上流河川事務所			

全体平面図 S=1:500



工事名	R7荒川左岸平方地区基礎整備工事		
図面名	全体平面図		
縮尺	S=1:500	図面番号	2 / 37
年月日	令和8年3月		
会社名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事務所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

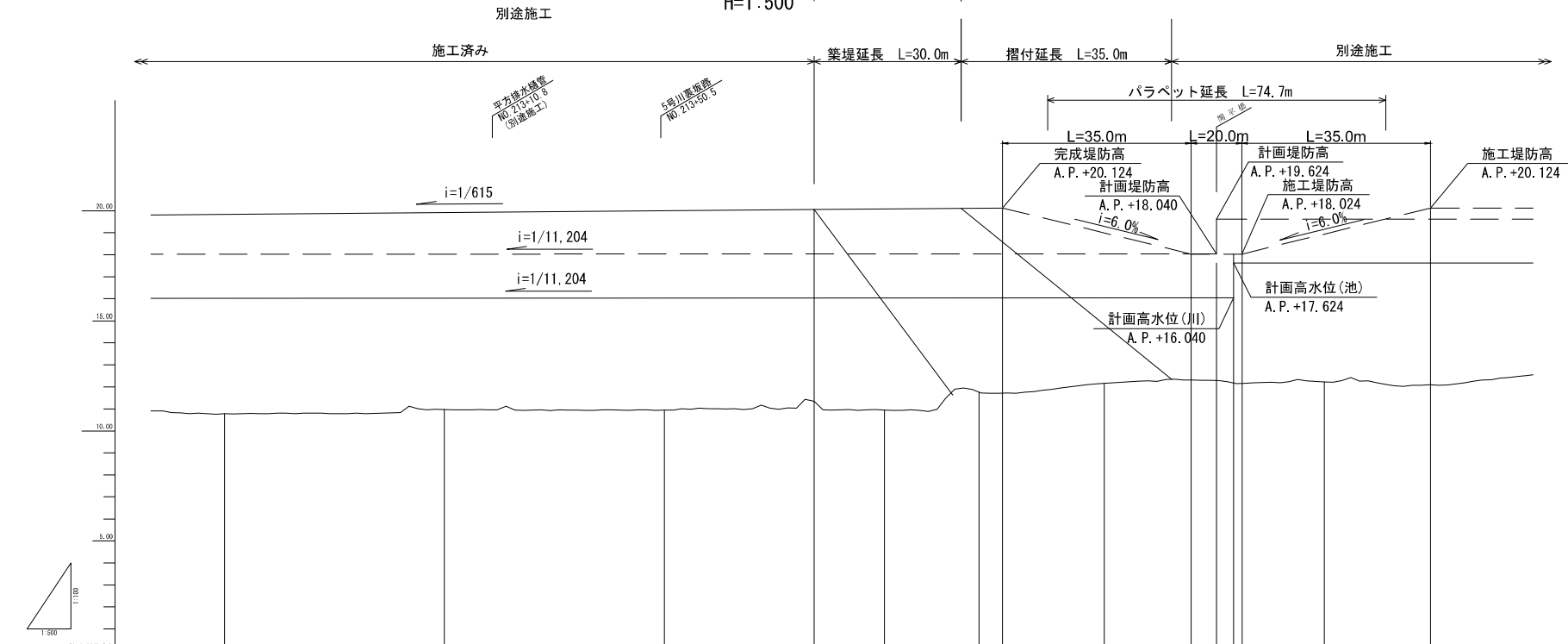
※本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

# 築堤縦断図

V=1:100  
H=1:500

築堤起点  
NO. 214+34.0

築堤終点  
NO. 215+17.6



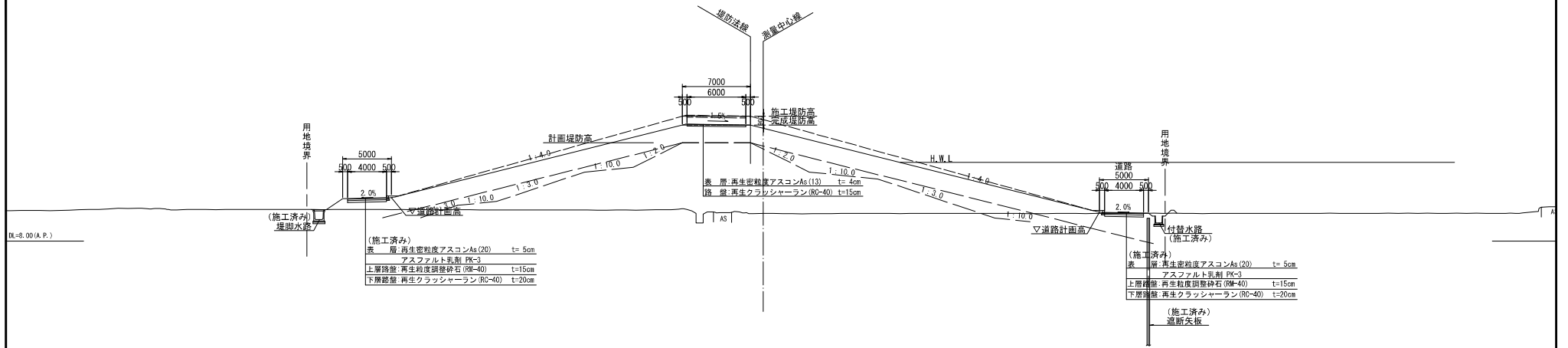
項目	測点	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	30
施工堤防高																		
計画堤防高																		
計画高水位																		
地盤高																		
追加距離																		
単距離																		
測点																		
曲率図		R=133.128																

工事名	R7荒川左岸平方地区基礎整備工事		
図面名	築堤縦断図		
縮尺	V=1:100 H=1:500	図面番号	3 / 37
年月日	令和8年3月		
会社名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事務所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

# 築堤標準断面図 S=1:200

NO. 207-50.7~NO. 214+34.0  
開平橋下流



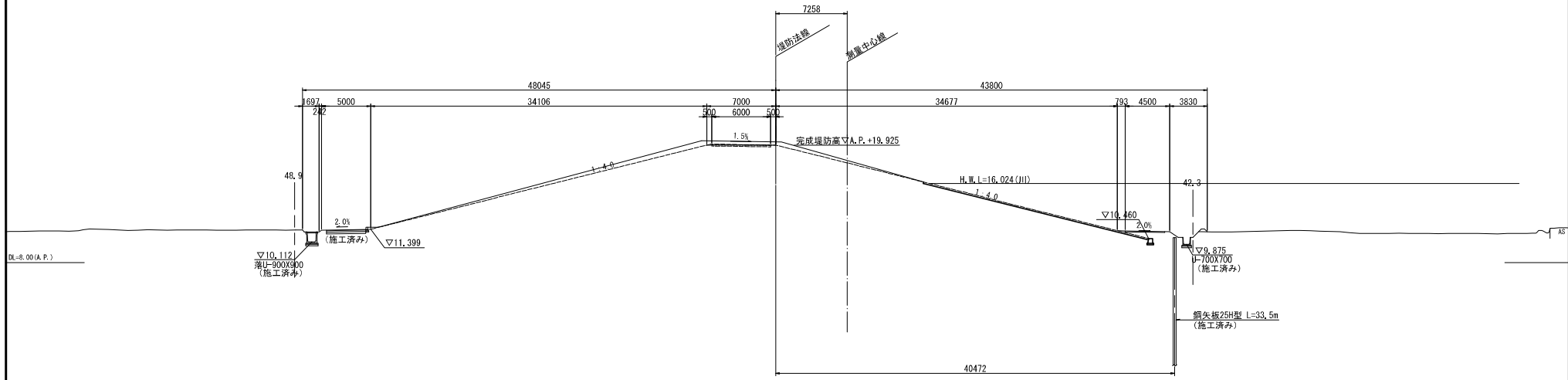
DL=8.00(A.P.)

工 事 名	R7荒川左岸平方地区基礎整備工事		
図 面 名	築堤標準断面図		
縮 尺	S=1:200	図面番号	4 / 37
年 月 日	令和8年3月		
会 社 名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事務所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

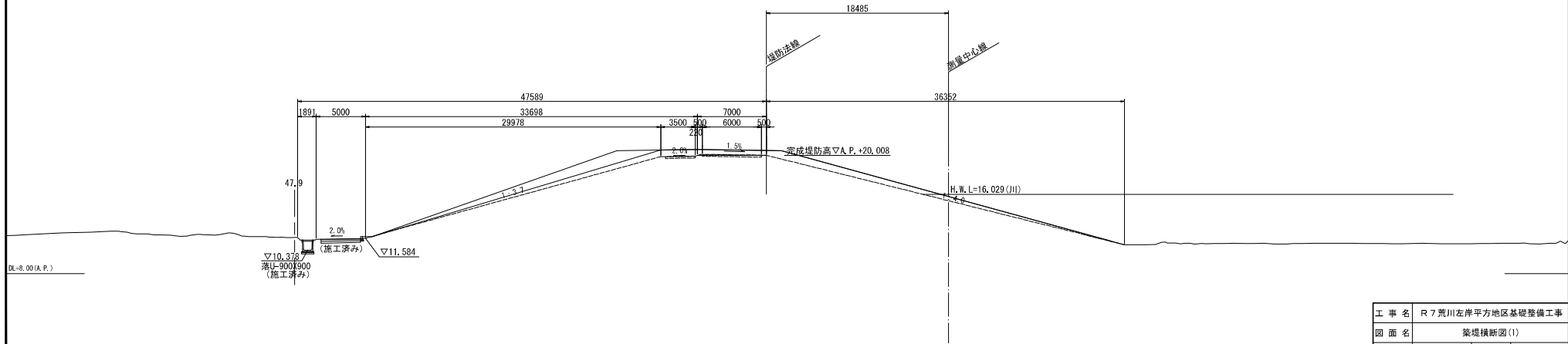
※本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

# 築堤横断図(1) S=1:200

1-N0. 213  
 1/10  
 1/10



1-N0. 214  
 1/10  
 1/10

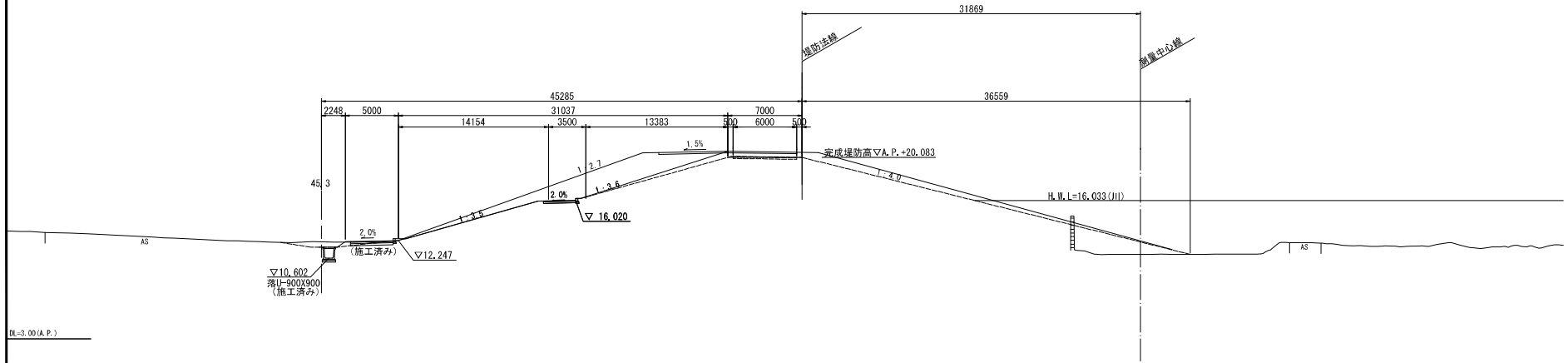


工事名	R7荒川左岸平地区基礎整備工事		
図面名	築堤横断図(1)		
縮尺	S=1:200	図面番号	5 / 37
年月日	令和8年3月		
会社名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事務所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため  
 縮尺は表示と異なります

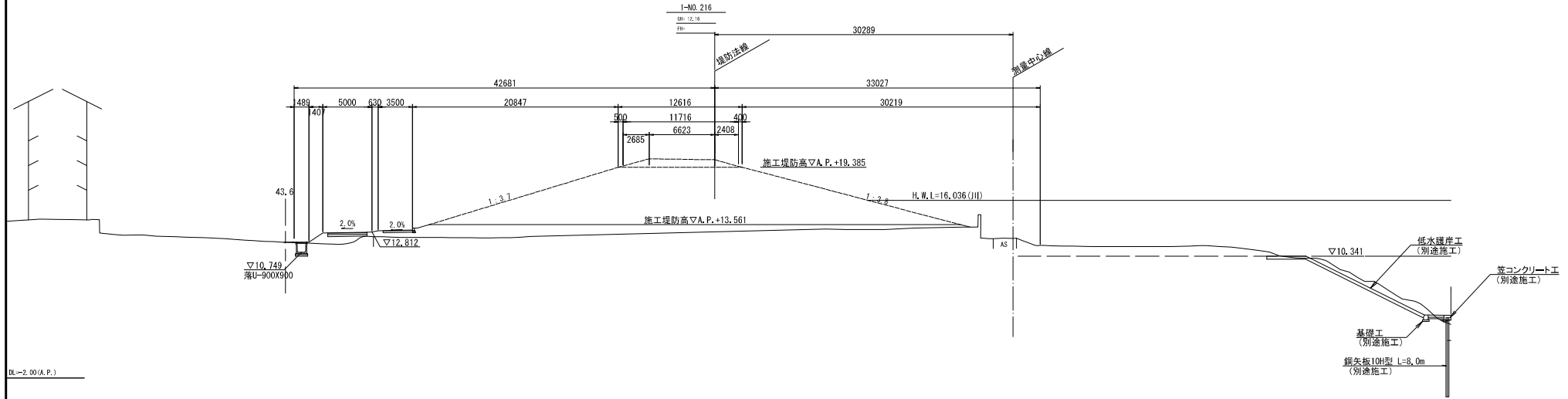
# 築堤横断図(2) S=1:200

I-NO. 215 (I-NO. 214+34.0)  
 日付: 15.04  
 尺: \_\_\_\_\_



DL=3.90(A.P.)

I-NO. 216  
 日付: 15.04  
 尺: \_\_\_\_\_



DL=2.00(A.P.)

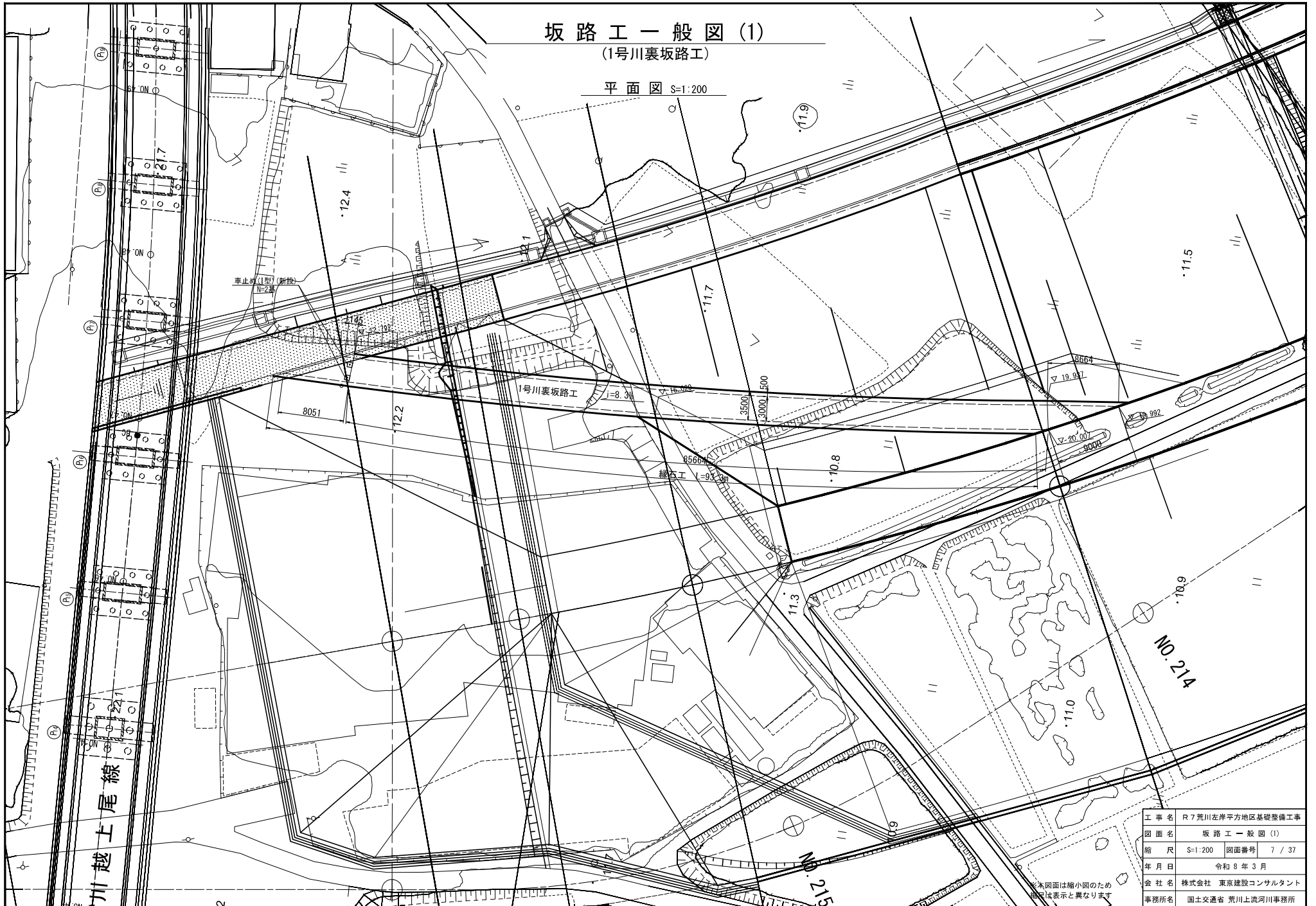
工事名	R7荒川左岸平方地区基礎整備工事		
図面名	築堤横断図(2)		
縮尺	S=1:200	図面番号	6 / 37
年月日	令和8年3月		
会社名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事務所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため  
 縮尺は表示と異なります

# 坂路工一般図(1)

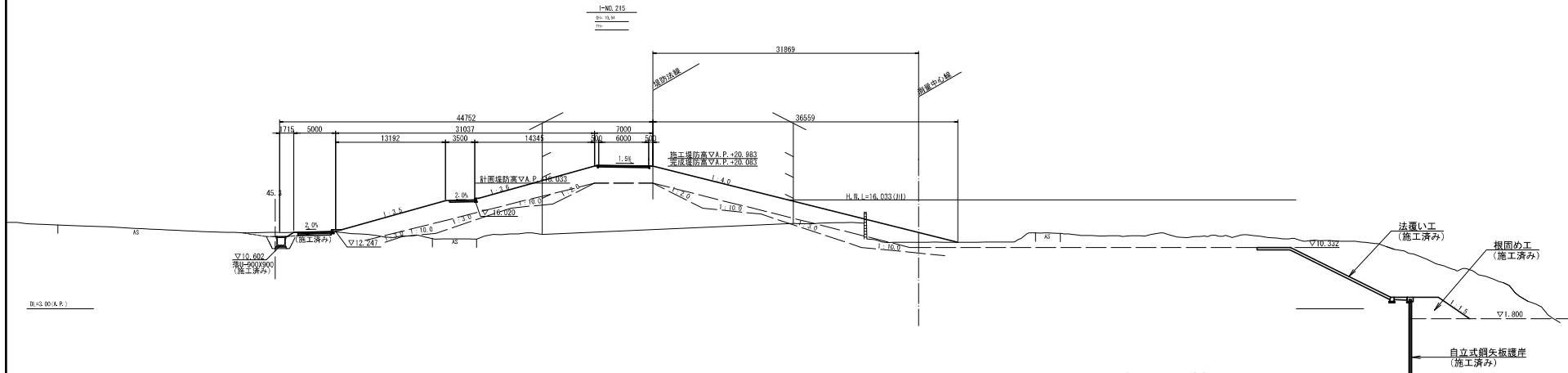
(1号川裏坂路工)

平面図 S=1:200



# 坂路工一般図(2)

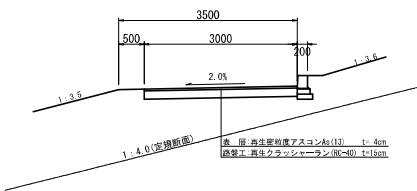
## (1号川裏坂路工)



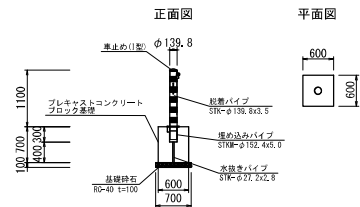
川裏坂路断面図  
S=1:150

車止め(I型)(新設)  
S=1:150

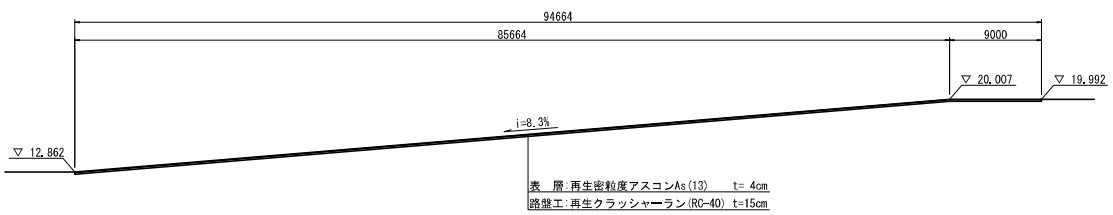
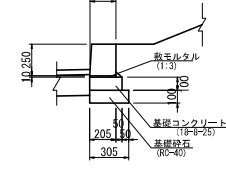
縁石工詳細図  
S=1:20



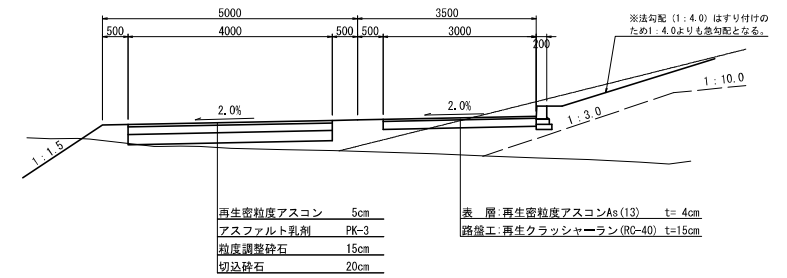
1号川裏坂路縦断面図 S=1:250



平面図



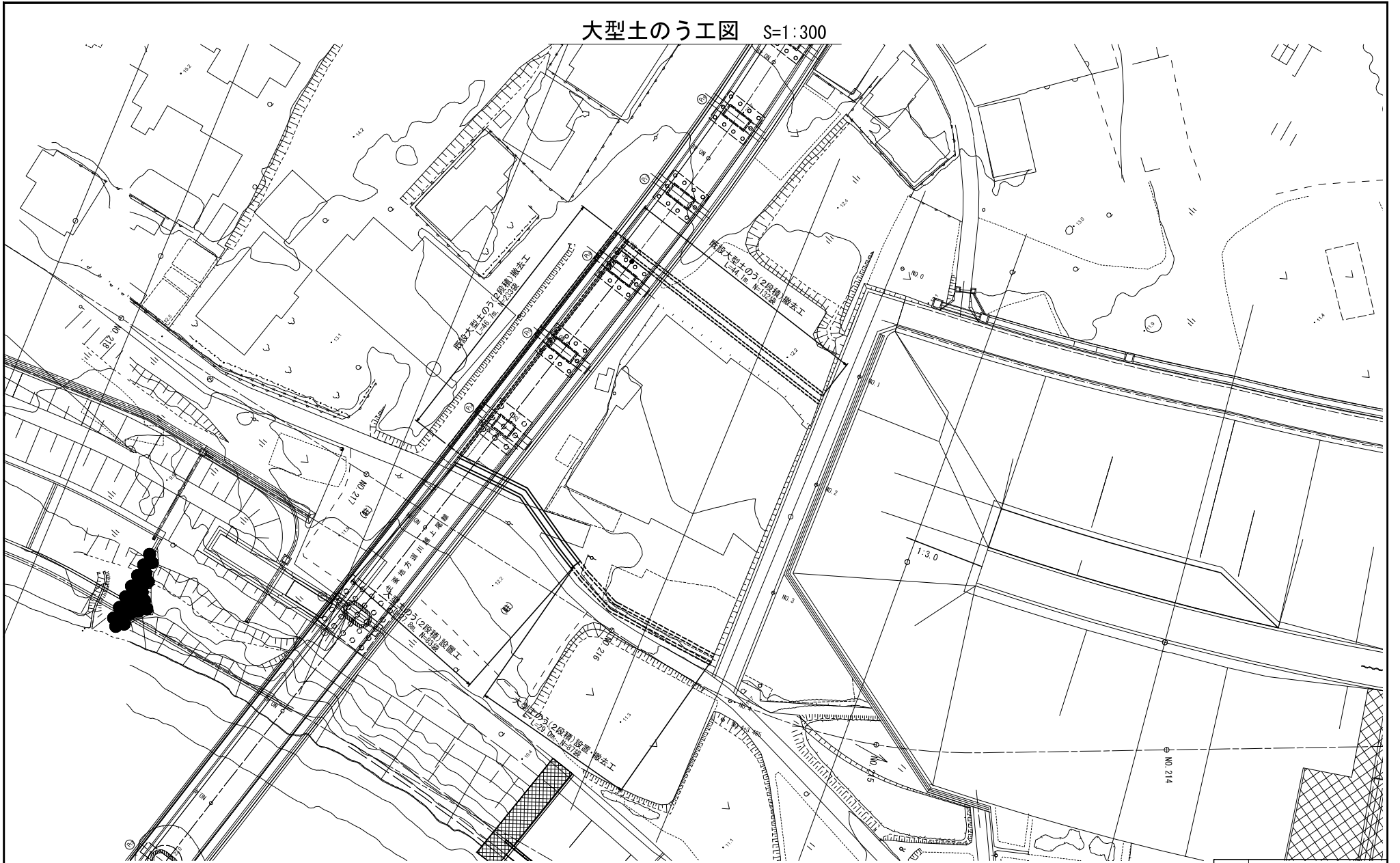
川裏坂路(法尻部)断面図 S=1:50



工事名	R7荒川左岸平方地区基礎整備工事
図面名	坂路工一般図(2)
縮尺	図示 図面番号 8 / 37
年月日	令和8年3月
会社名	株式会社 東京建設コンサルタント
事務所名	国土交通省 荒川上流河川事務所

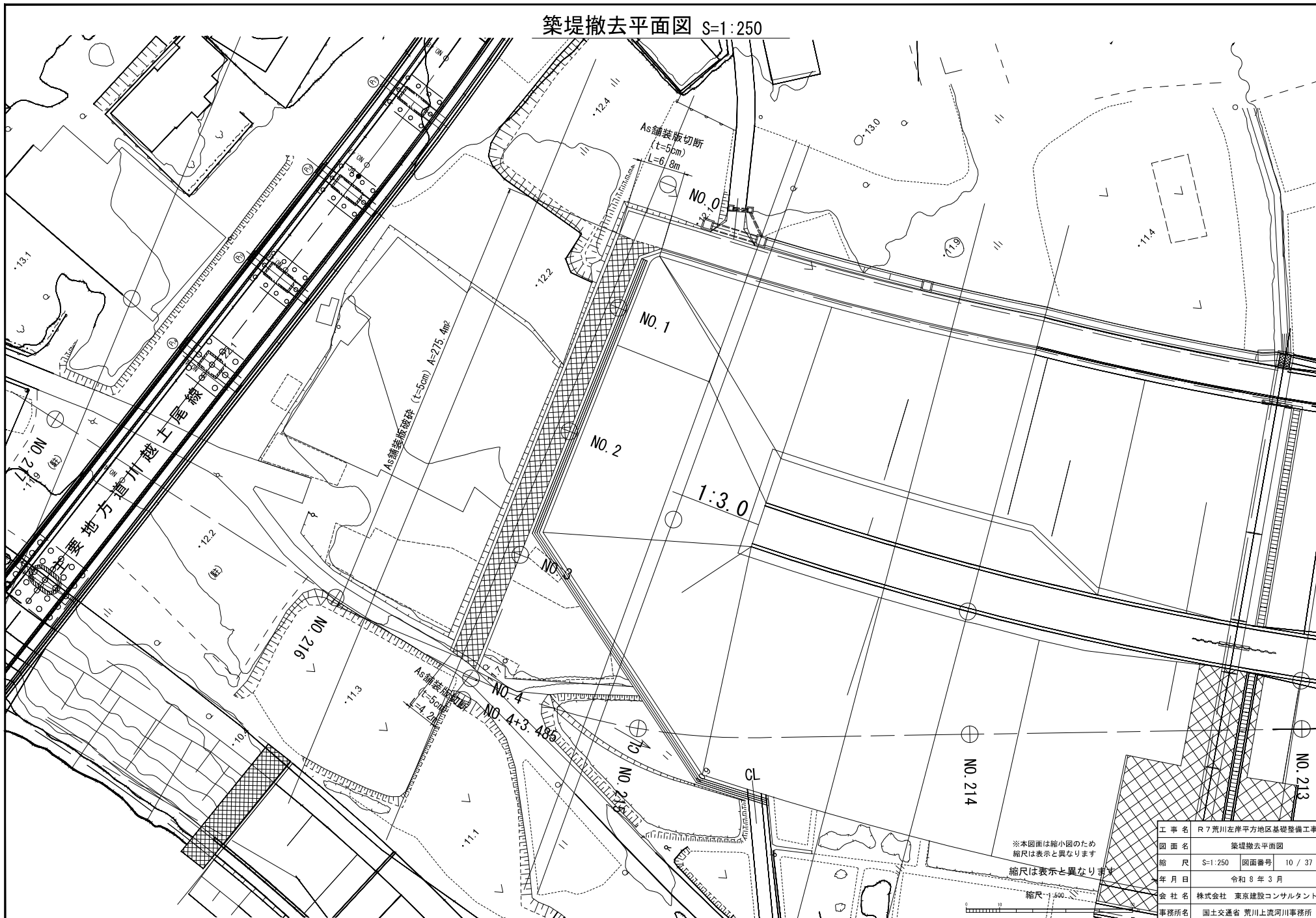
※本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

大型土のう工図 S=1:300



※本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

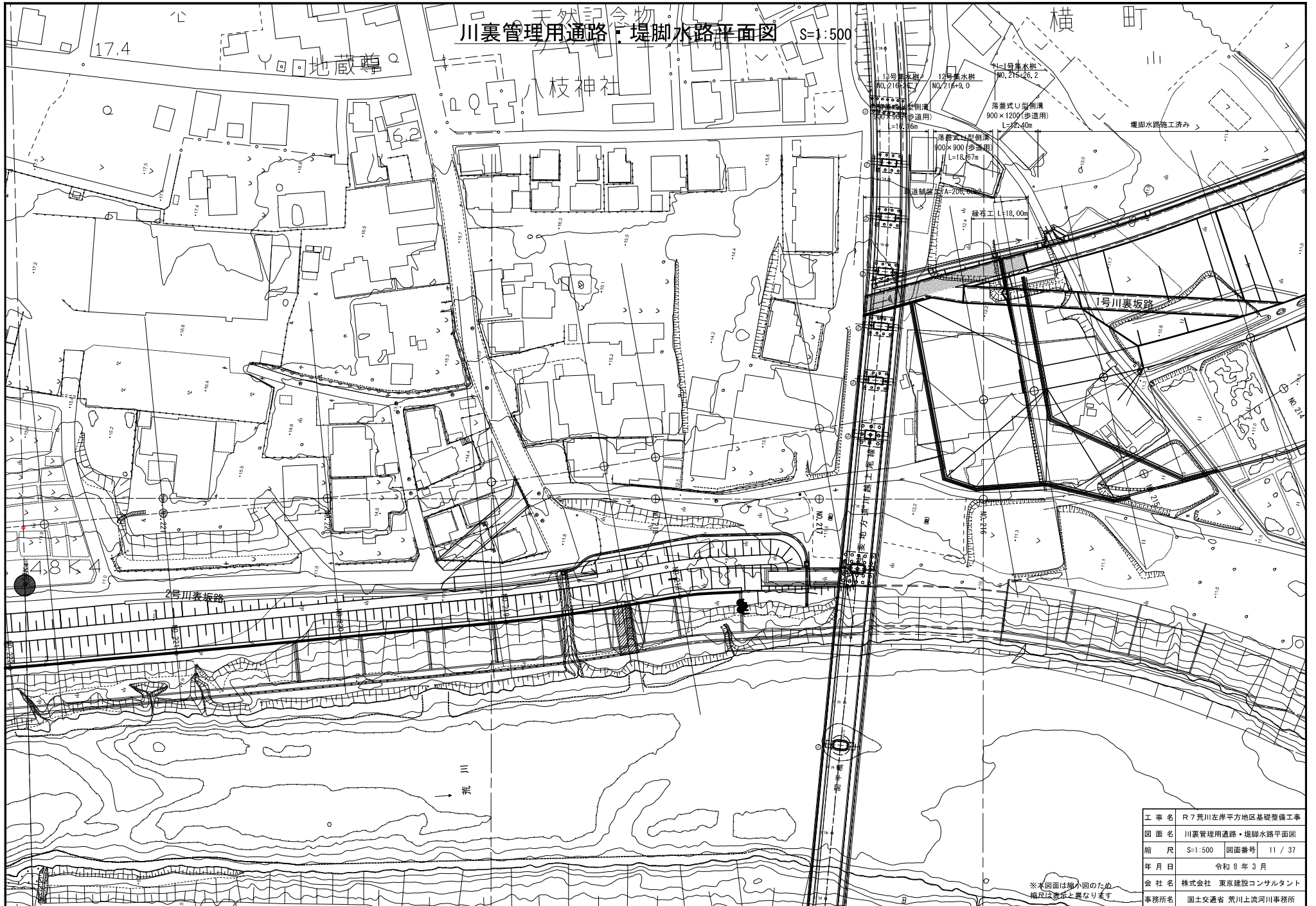
築堤撤去平面図 S=1:250



※本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります  
縮尺は表示と異なります

工事名	R7 荒川左岸平方地区基礎整備工事		
図面名	築堤撤去平面図		
縮尺	S=1:250	図面番号	10 / 37
年月日	令和8年3月		
会社名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事務所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

天然記念物  
川裏管理用通路・堤脚水路平面図 S=1:500

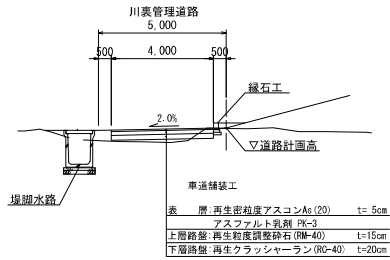


工事名	R7荒川左岸平方地区基礎整備工事		
図面名	川裏管理用通路・堤脚水路平面図		
縮尺	S=1:500	図面番号	11 / 37
年月日	令和8年3月		
会社名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事務所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

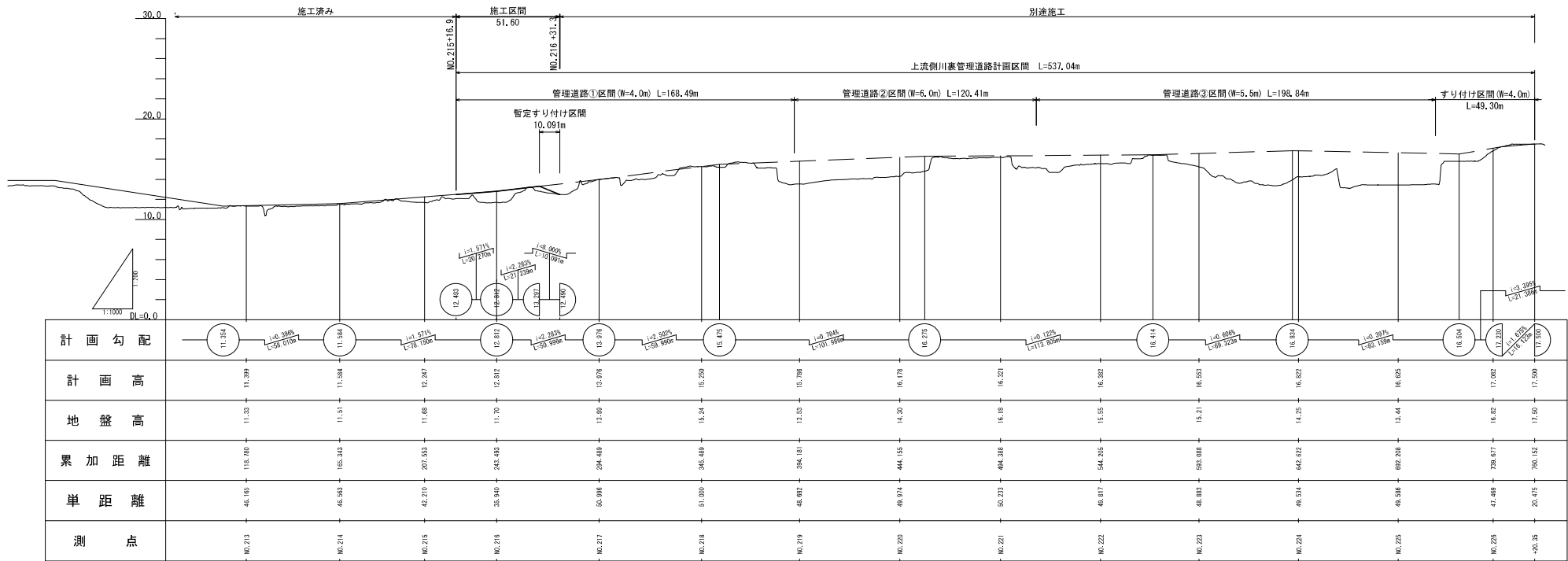
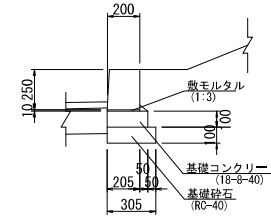
※本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

# 川裏管理用道路縦断面図 V=1:200 H=1:1000

標準断面図 S=1:100



縁石工詳細図S=1:20

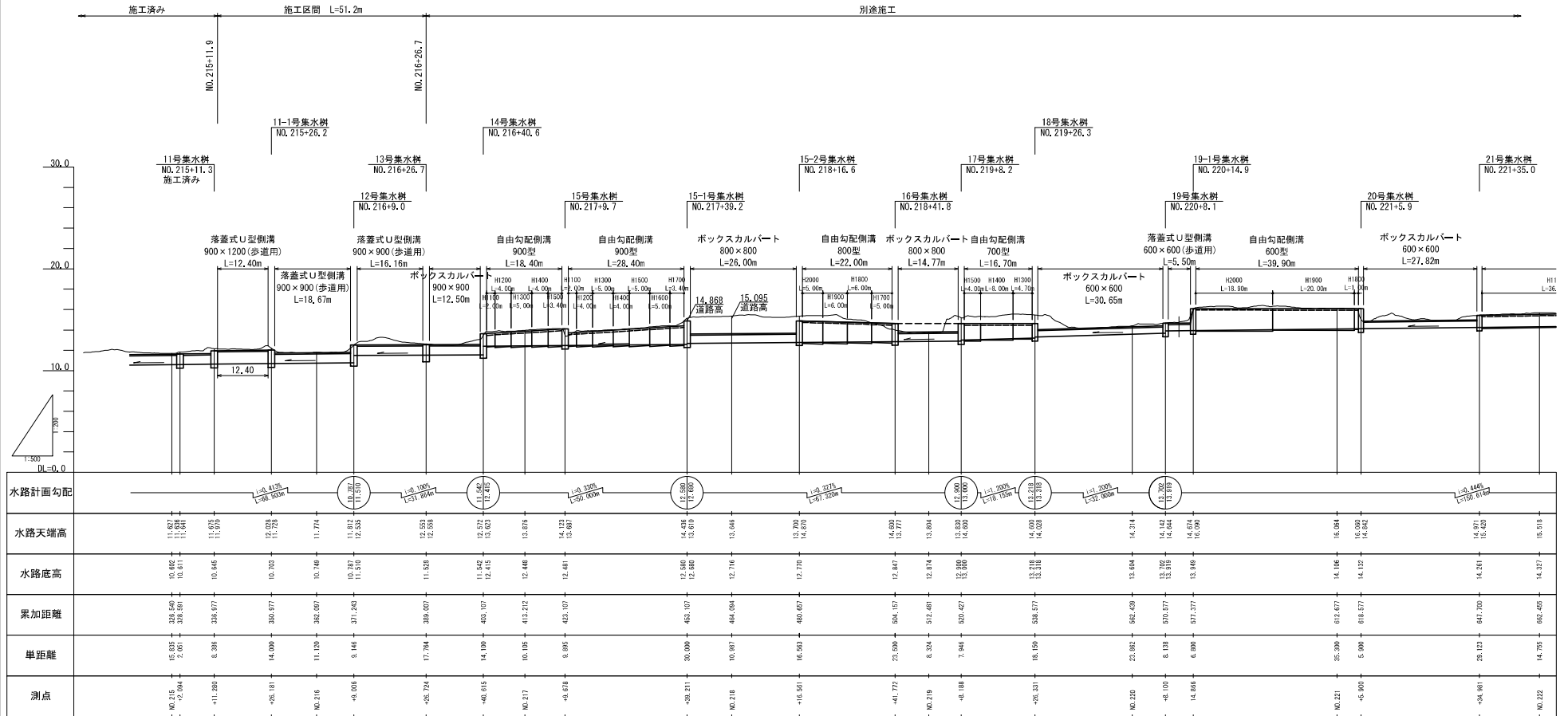


工事名	R7荒川左岸平方地区基礎整備工事
図面名	川裏管理用道路縦断面図
縮尺	図示 図面番号 12 / 37
年月日	令和8年3月
会社名	株式会社 東京建設コンサルタント
事務所名	国土交通省 荒川上流河川事務所

※本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

# 堤脚水路縦断面図

V=1:200  
H=1:500



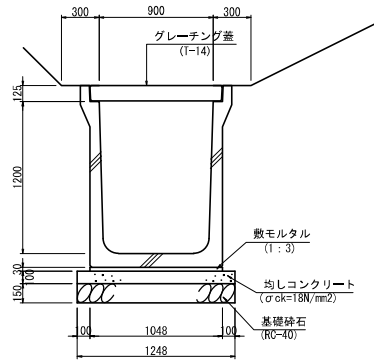
水路計画勾配	1:0.415 L=66.50m		1:0.370 L=31.37m		1:0.100 L=31.69m		1:0.320 L=50.00m		1:0.370 L=67.30m		1:0.200 L=18.15m		1:1.200 L=37.00m		1:0.444 L=150.00m						
水路天端高	11.620 11.641	11.610 11.610	12.020 11.720	11.812 12.350	11.812 12.350	12.650 12.650	12.572 12.623	12.670 12.670	14.420 12.970	12.640 12.640	14.760 14.870	14.600 13.777	13.800 13.800	14.600 14.020	14.314 13.604	14.420 14.644	14.670 16.090	14.970 14.420	15.510 14.327		
水路底高	10.602 10.611	10.645 10.645	10.703 10.703	10.787 11.314	10.787 11.314	11.520 12.050	11.542 12.415	12.440 12.440	12.481 12.481	12.580 12.880	12.716 12.716	12.847 12.847	12.874 12.874	13.000 13.000	13.218 13.218	13.604 13.604	13.702 14.644	13.846 16.090	14.261 14.261	14.327 14.327	
累加距離	208.540 208.581	238.977 238.977	250.977 250.977	262.997 262.997	271.243 271.243	289.007 289.007	403.107 403.107	413.212 413.212	423.107 423.107	453.107 453.107	564.094 564.094	604.167 604.167	612.481 612.481	620.427 620.427	628.517 628.517	692.439 692.439	720.517 720.517	777.377 777.377	847.700 847.700	892.455 892.455	
単距離	16.805 7.061	8.306 8.306	14.000 14.000	11.120 11.120	8.146 8.146	17.704 17.704	14.100 14.100	10.105 10.105	8.905 8.905	30.000 30.000	10.847 10.847	16.863 16.863	23.500 23.500	8.304 8.304	7.946 7.946	18.190 18.190	23.862 23.862	8.108 8.108	6.800 6.800	28.123 28.123	14.755 14.755
測点	NO. 215 +2.000	+11.800	+26.100	NO. 216 +0.000	+26.700	+46.700	NO. 217 +0.000	+46.678	+20.210	NO. 218 +16.500	+41.772	NO. 219 +0.000	+4.000	+14.800	+26.330	NO. 220 +0.000	+4.000	+14.800	+26.900	NO. 222 +0.000	

工事名	R7荒川左岸平方地区基礎整備工事		
図面名	堤脚水路縦断面図		
縮尺	V=1:200 H=1:500	図面番号	13 / 37
年月日	令和8年3月		
会社名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事務所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

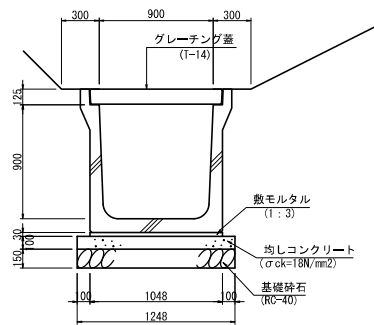
※本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

# 堤脚水路標準図 S=1:20

落蓋式U型側溝  
900×1200(歩道用)



落蓋式U型側溝  
900×900(歩道用)



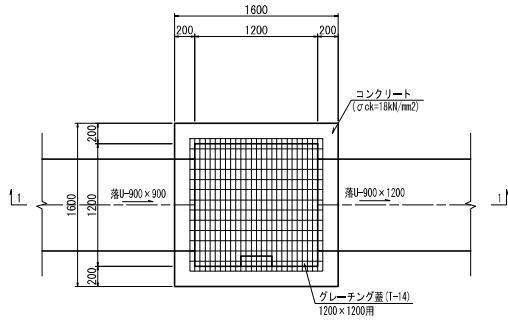
工事名	R7荒川左岸平方地区基礎整備工事		
図面名	堤脚水路標準図		
縮尺	S=1:20	図面番号	14 / 37
年月日	令和8年3月		
会社名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事務所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

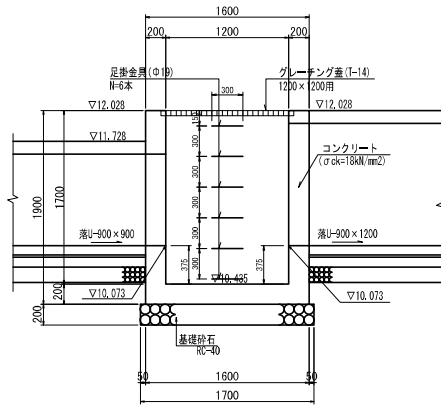
# 堤脚水路集水柵構造図 S=1:25

11-1号集水柵  
B1200×L1200×H1700  
(NO. 215+26. 2)

平面図

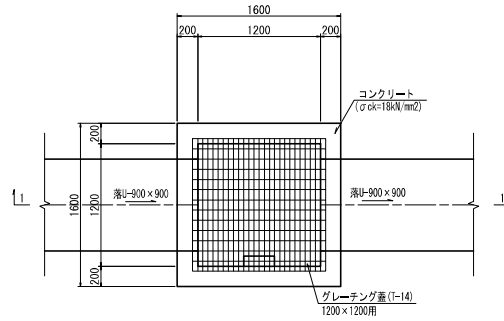


1-1断面

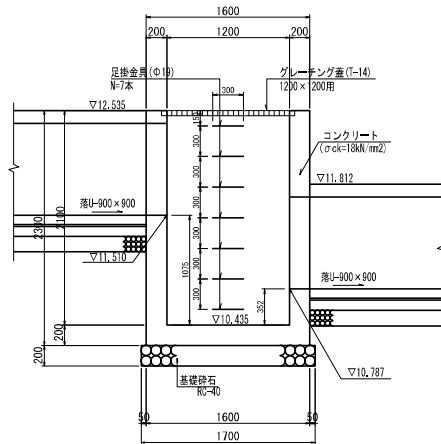


12号集水柵  
B1200×L1200×H2100  
(NO. 216+9. 0)

平面図

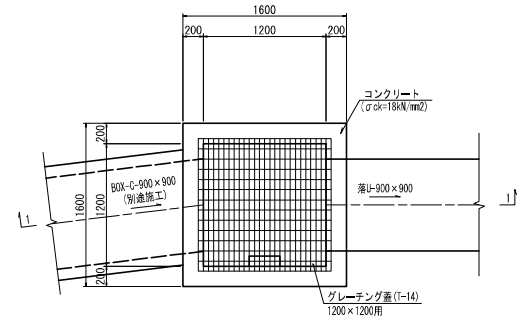


1-1断面

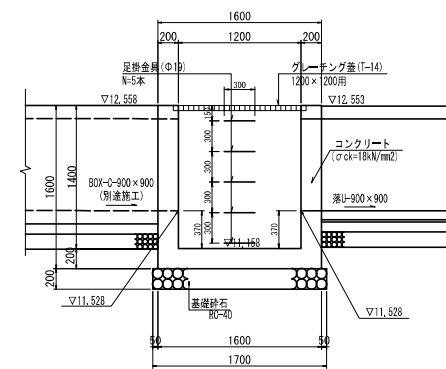


13号集水柵  
B1200×L1200×H1400  
(NO. 216+26. 7)

平面図



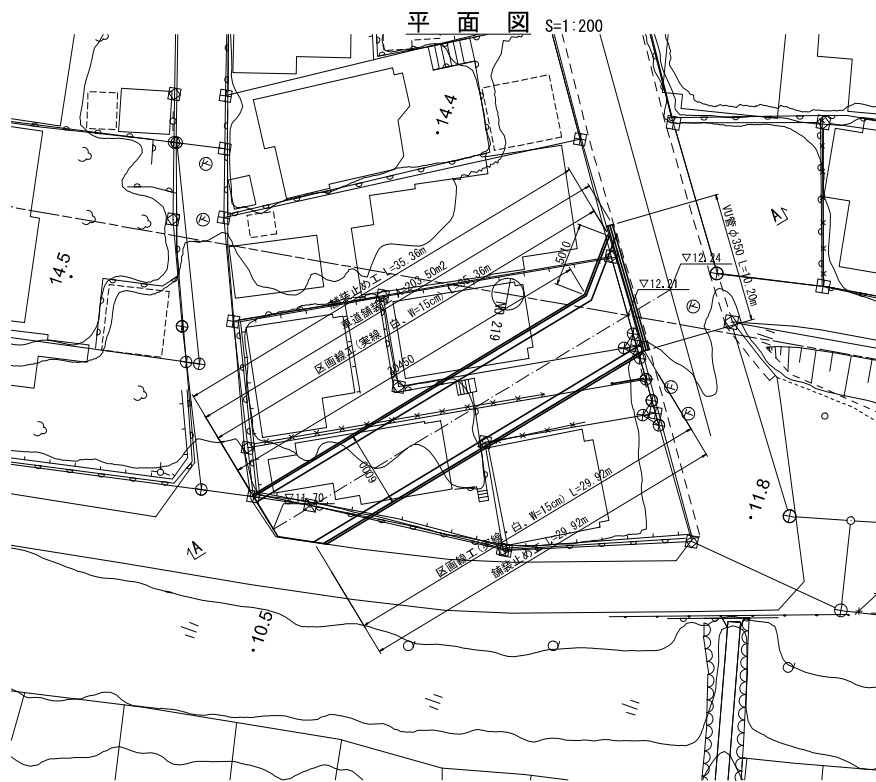
1-1断面



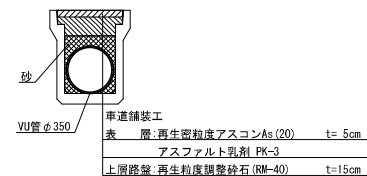
工事名	R7荒川左岸平方地区基礎整備工事		
図面名	堤脚水路集水柵構造図		
縮尺	S=1:25	図面番号	15 / 37
年月日	令和8年3月		
会社名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事務所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

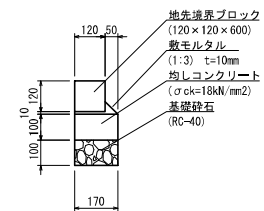
# 暫定切回し道路一般図



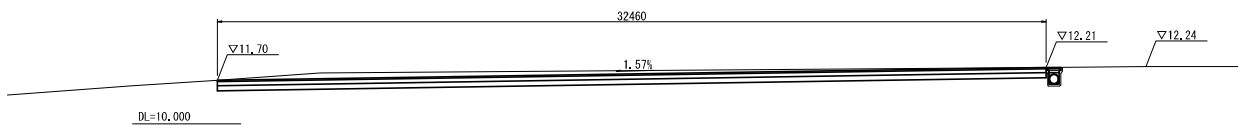
VU管詳細図 S=1:20



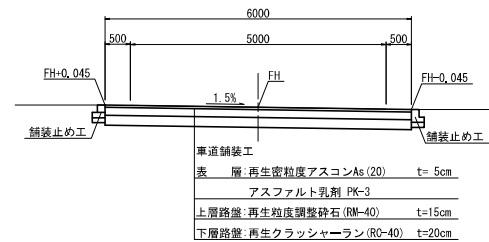
舗装止め工 S=1:10



縦断図 A-A S=1:100



標準横断図 S=1:50



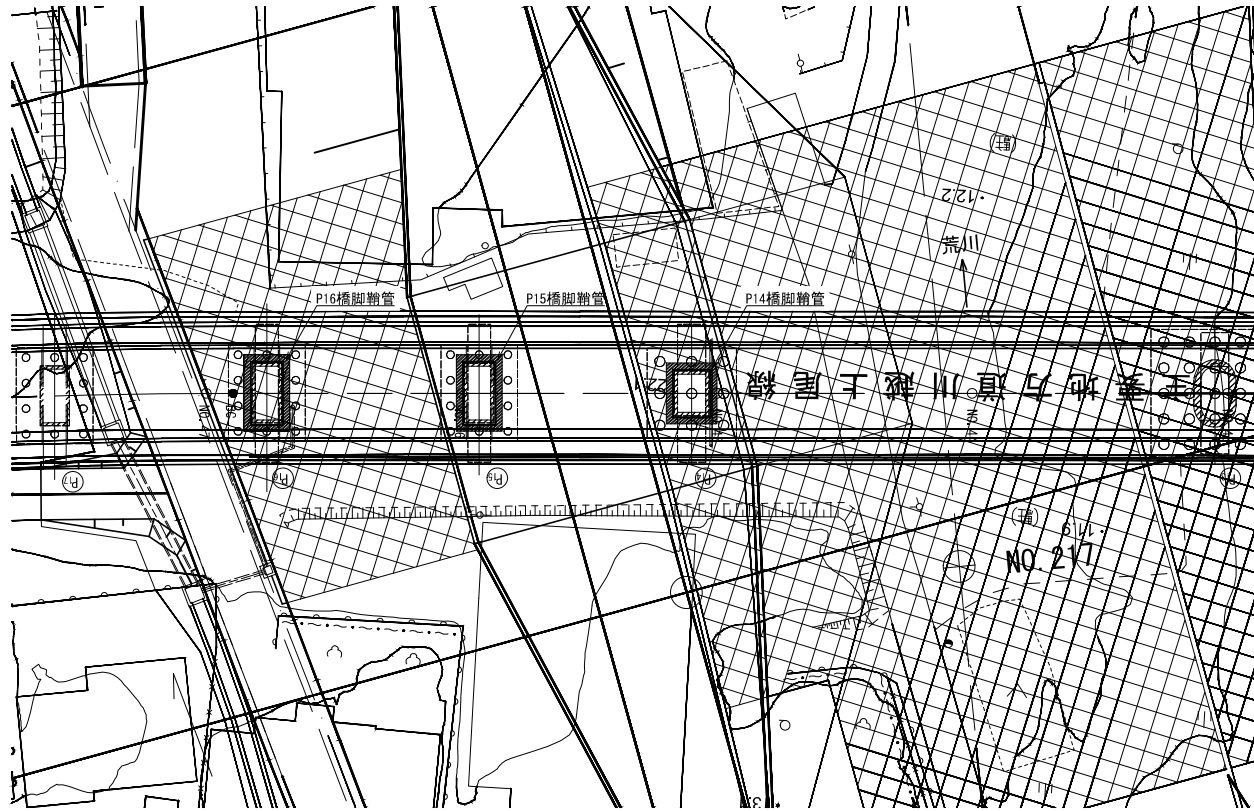
工事名	R7荒川左岸平方地区基礎整備工事
図面名	暫定切回し道路一般図
縮尺	図示 図面番号 16 / 37
年月日	令和8年3月
会社名	株式会社 東京建設コンサルタント
事務所名	国土交通省 荒川上流河川事務所

※本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

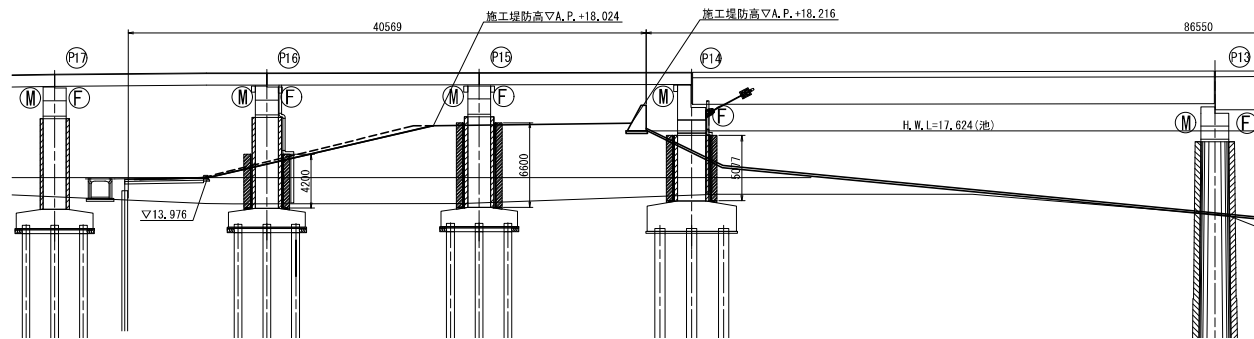
※縦断図地形はペーロケで想定している。また、地形は現況地形と異なるため現在に更新する必要がある。

開平橋脚管一般図 S=1:200

平面図

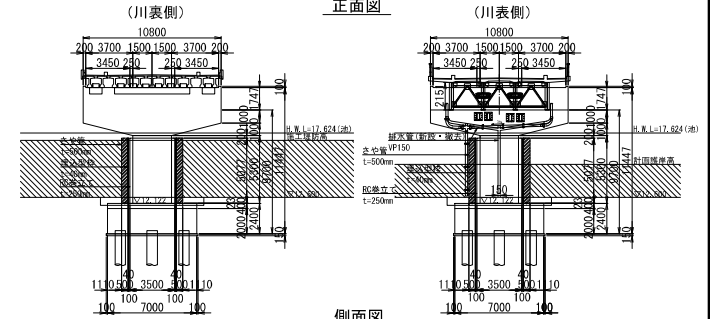


側面図

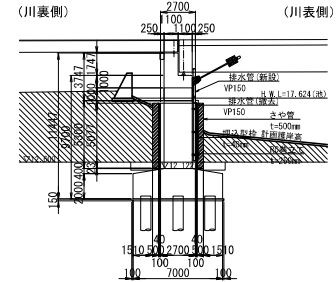


橋脚一般図

P14

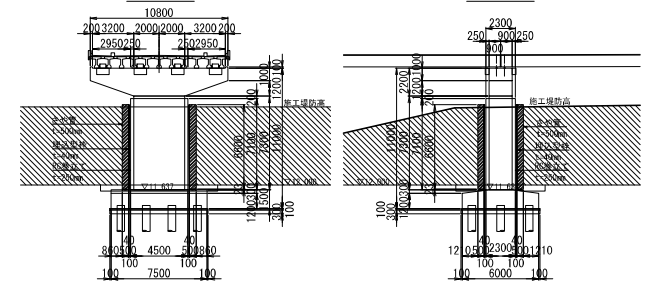


側面図

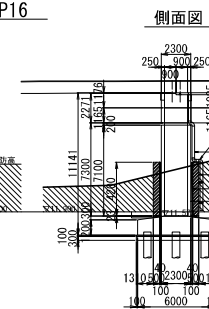
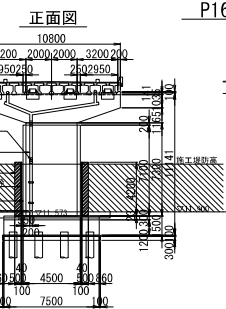


正面図

P15



側面図

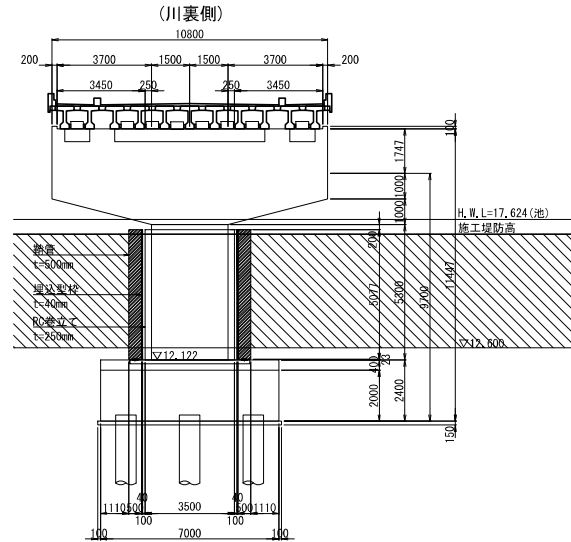
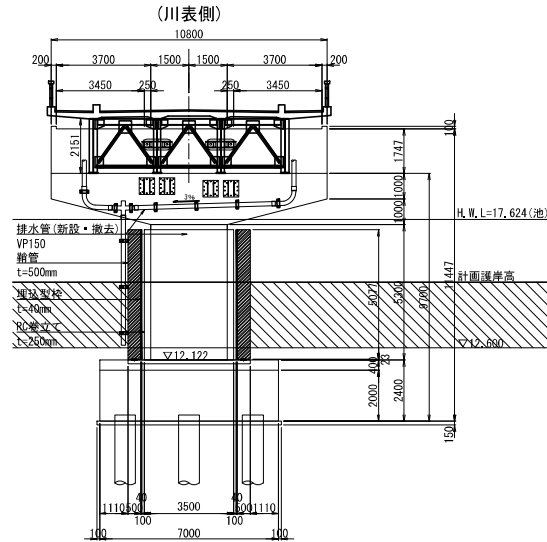


工事名	R7 荒川左岸平方地区基礎整備工事
図面名	開平橋脚管一般図
縮尺	S=1:200 (図面番号 17 / 37)
年月日	令和8年3月
会社名	株式会社 東京建設コンサルタント
事務所名	国土交通省 荒川上流河川事務所

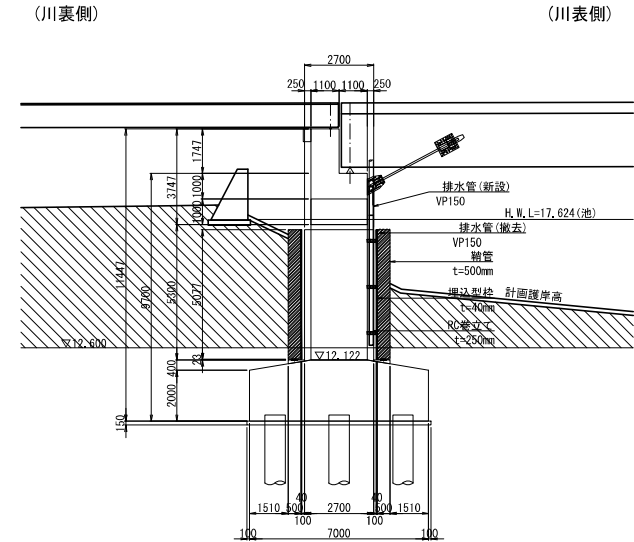
※本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

# P14 鞅管構造図

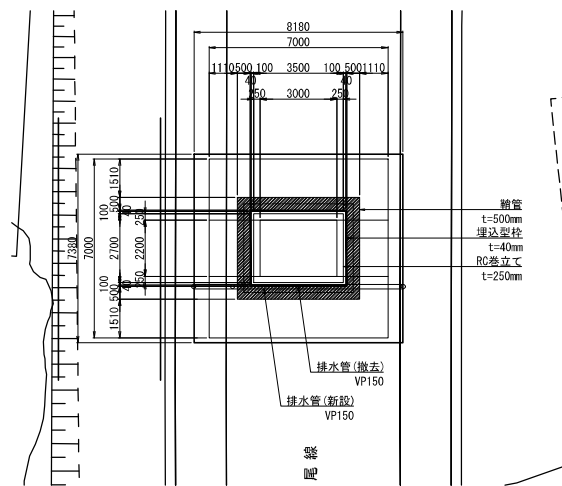
正面図 S=1:100



側面図 S=1:100



平面図 S=1:100



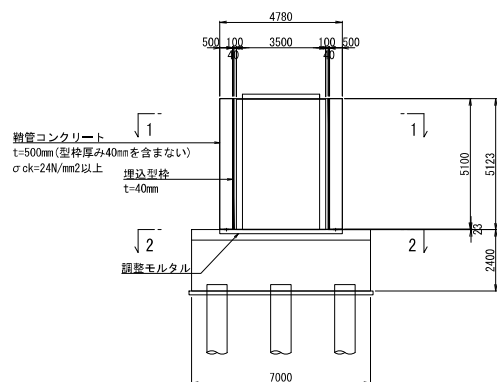
- ※落橋防止システムの位置については、既存のCADデータが無く寸法値が不明だったため、図面をトレースして再現している。  
 ※コンクリートブラケットの位置・形状については、既存の図面及びCADデータが無いため、写真計測により概略寸法を再現している。  
 ※排水管の位置については、既存の図面及びCADデータが無いため、写真計測・現地調査により概略寸法を再現している。
- 注) 1. 施工にあたっては現地測量を行い、既設構造寸法及び根入れ等を再確認する事。  
 2. 埋込型枠はコンクリート打設時の側圧等に耐え得る構造を採用すること。  
 3. 既設構造物の削孔に際しては、非破壊検査等により鉄筋位置を確認し、既設鉄筋を損傷させないように削孔を行う事。  
 4. 削孔後、発生した粉塵等は完全に取り除き、孔内を乾燥状態に保つ事。  
 5. コンクリート：24-8-25N、鉄筋：SD345を使用する。  
 6. 既設コンクリート面は表面処理を行い付着物を完全に除去する事。  
 7. アンカー一定着部においては防腐食処理（防錆塗装）を行う事。

※本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

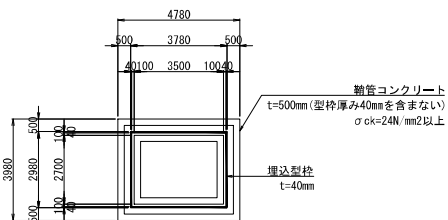
工事名	R7荒川左岸平方地区基礎整備工事		
図面名	P14鞅管構造図		
縮尺	図示	図面番号	18 / 37
年月日	令和8年3月		
会社名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事務所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

# P14 鞍管詳細図

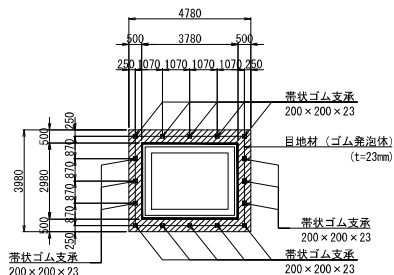
正面図 S=1:100



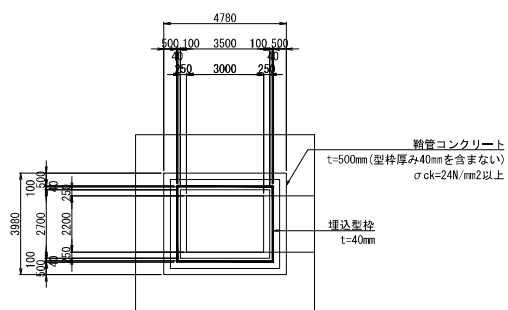
1-1 S=1:100



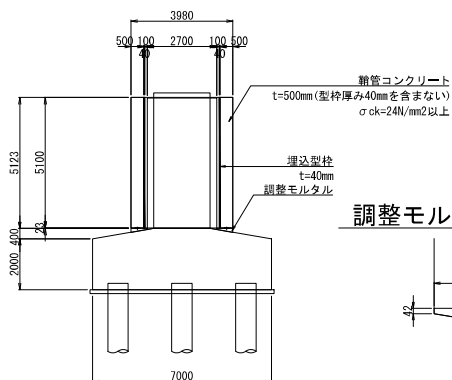
2-2 S=1:100



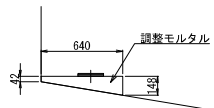
平面図 S=1:100



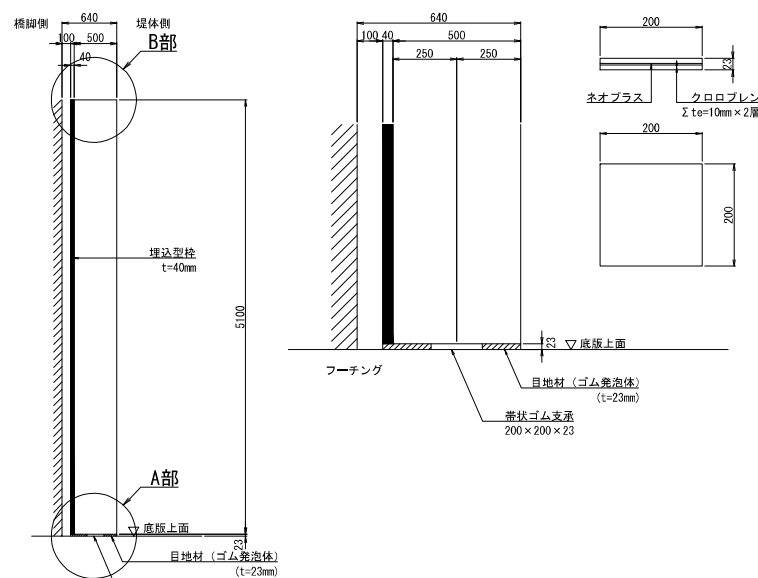
側面図 S=1:100



調整モルタル詳細図 S=1:20



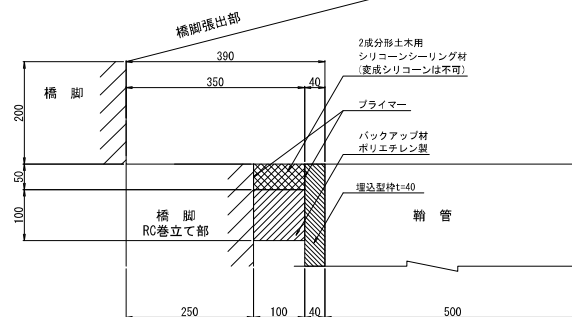
ブロック接続部詳細図 S=1:30 A部詳細図 S=1:10 带状ゴム支承詳細図 S=1:5



(参考図)

土砂流入・止水対策工詳細図 S=1:5

B部

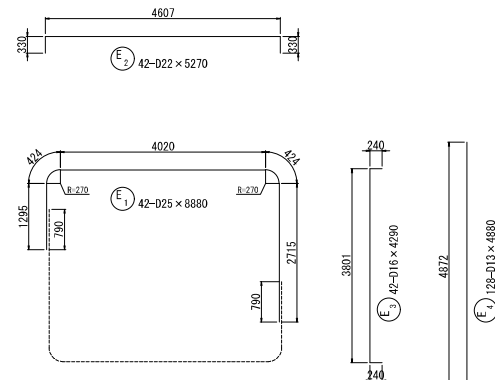
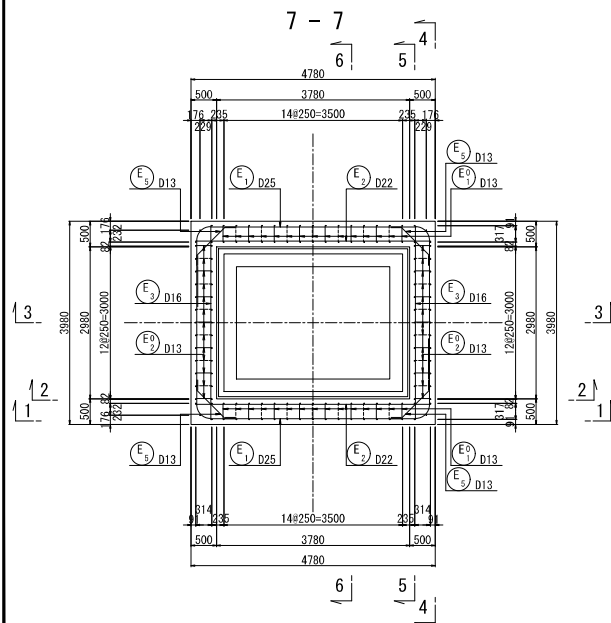
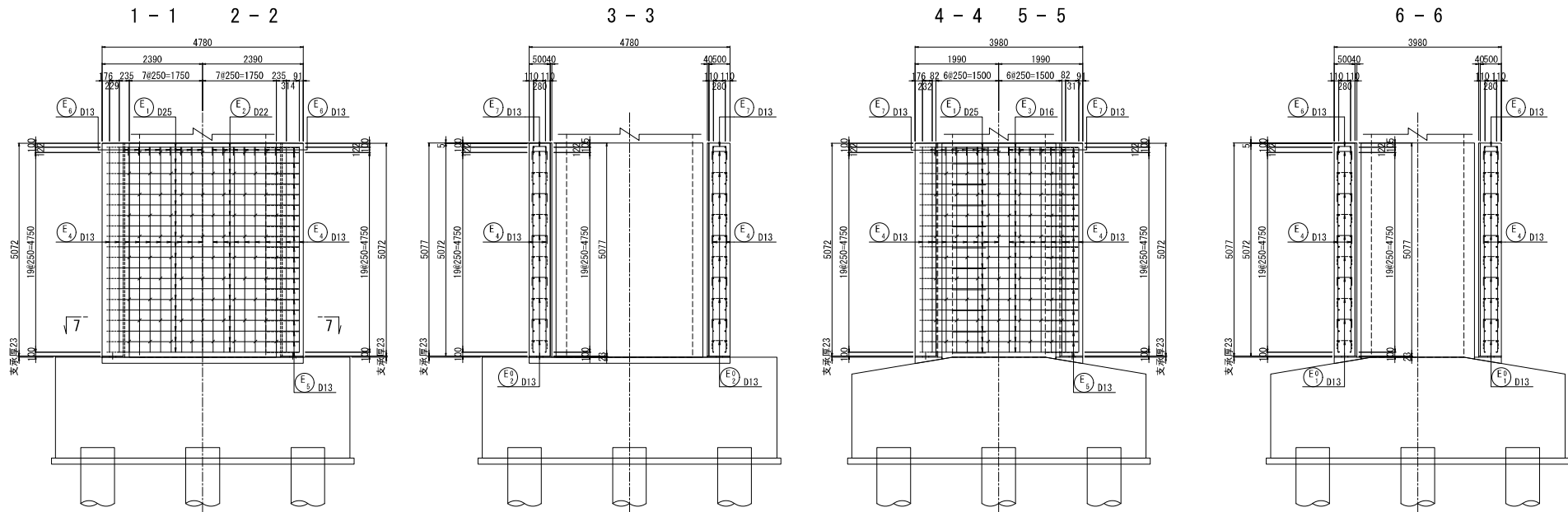


- 注) 1. 施工にあたっては現地測量を行い、既設構造寸法及び根入れ等を再確認する事。  
 2. 埋込型枠はコンクリート打設時の側圧等に耐え得る構造を採用すること。  
 3. 既設構造物の削孔を行う場合は、非破壊検査等により鉄筋位置を確認し、既設鉄筋を損傷させないように削孔を行う事。  
 4. 削孔後、発生した粉塵等は完全に除去し、孔内を乾燥状態に保つ事。  
 5. コンクリート：24-8-25N、鉄筋：SD345を使用する。  
 6. 既設コンクリート面は表面処理を行い付着物を完全に除去すること。  
 7. アンカー定着部においては防食処理(防錆塗装)を行う事。  
 8. プライマーの仕様は埋込型枠の材質を想定しモルタル・コンクリート用プライマーを想定。  
 9. プライマー塗装部は、清掃等により滑面を確保したうえで塗ること。

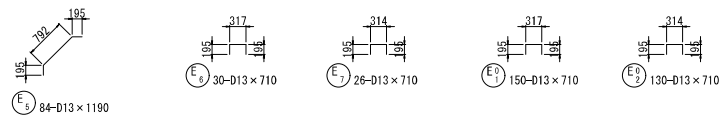
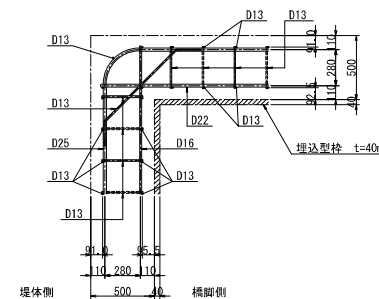
※本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

工事名	R7荒川左岸平方地区基礎整備工事		
図面名	P14鞍管詳細図		
縮尺	図示	図面番号	19 / 37
年月日	令和8年3月		
会社名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事務所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

P14鞘管配筋図 S=1:50



かぶり詳細図 縮尺 1:20



鉄筋質量表

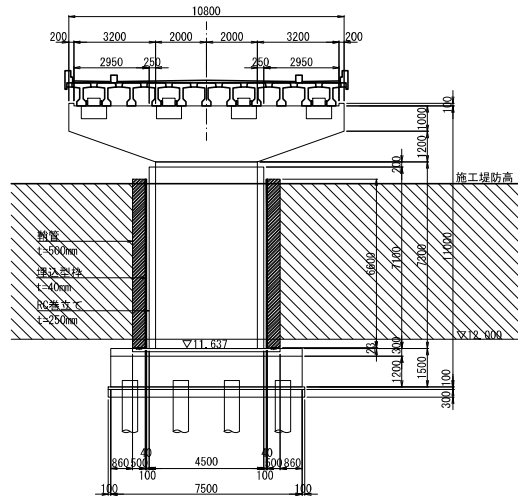
記号	径	長さ (mm)	本数	単位質量 (kg/m)	1本当り質量 (kg/本)	質量 (kg)	摘要
E 1	D 25	8880	42	3.98	35.34	1484	┌
E 2	D 22	5270	42	3.04	16.02	673	┌
E 3	D 16	4290	42	1.56	6.69	281	┌
E 4	D 13	4880	128	0.995	4.86	622	┌
E 5	D 13	1190	84	0.995	1.18	99	┌
E 6	D 13	710	30	0.995	0.71	21	┌
E 7	D 13	710	26	0.995	0.71	18	┌
E 01	D 13	710	150	0.995	0.71	107	┌
E 02	D 13	710	130	0.995	0.71	92	┌
				D25	1484 kg		
				D22	673 kg		
				D19	- kg		
				D16	281 kg		
				D13	959 kg		
				合計	3397 kg		

工事名	R 7 荒川左岸平地区基礎整備工事
図面名	P14鞘管配筋図
縮尺	図示 図面番号 20 / 37
年月日	令和 8 年 3 月
会社名	株式会社 東京建設コンサルタント
事務所名	国土交通省 荒川上流河川事務所

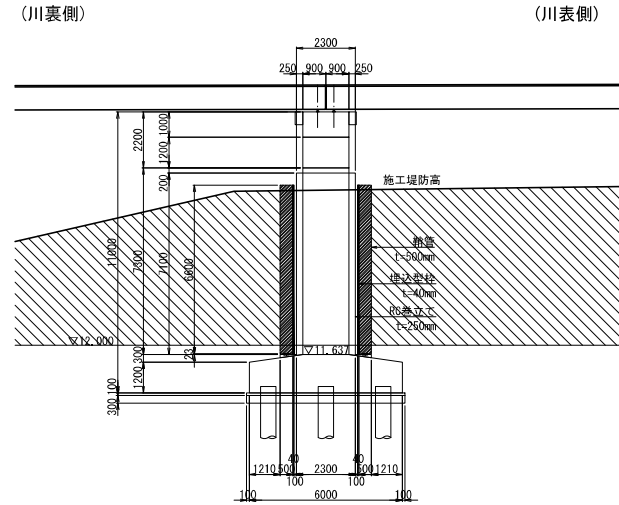
※本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

# P15鞘管構造図

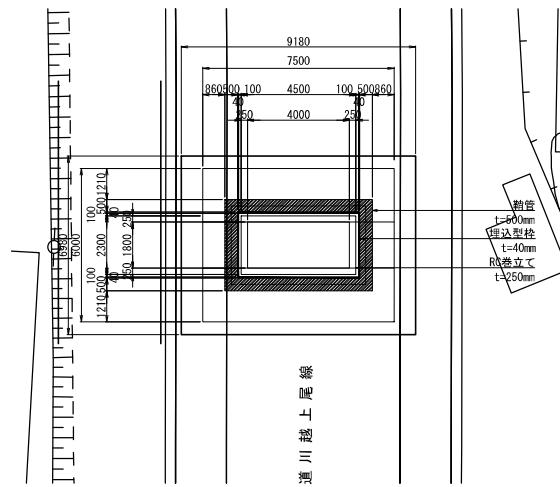
正面図 S=1:100



側面図 S=1:100



平面図 S=1:100



※コンクリートブラケットの位置・形状については、既存の図面及びCADデータが無い場合、写真計測により概略寸法を再現している。

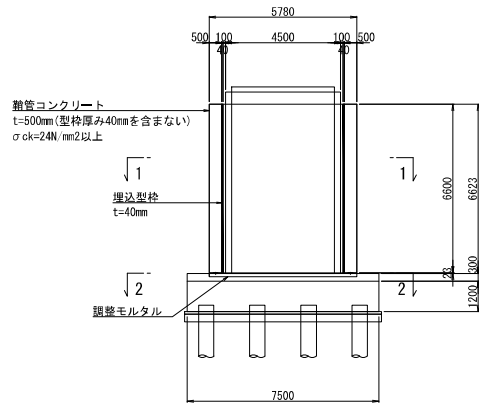
- 注) 1. 施工にあたっては現地測量を行い、既設構造寸法及び根入れ等を再確認する事。
2. 埋込型枠はコンクリート打設時の側圧等に耐え得る構造を採用すること。
3. 既設構造物の削孔に際しては、非破壊検査等により鉄筋位置を確認し、既設鉄筋を損傷させないように削孔を行う事。
4. 削孔後、発生した粉塵等は完全に取り除き、孔内を乾燥状態に保つ事。
5. コンクリート：24-8-25N、鉄筋：SD345を使用する。
6. 既設コンクリート面は表面処理を行い付着物を完全に取り除く事。
7. アンカー一定着部においては防腐食処理（防錆塗装）を行う事。

※本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

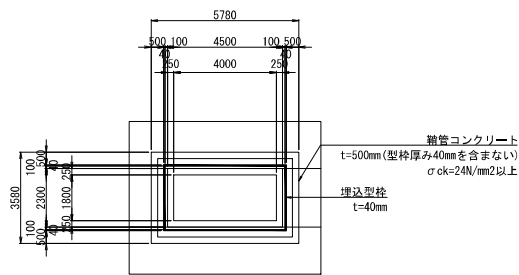
工事名	R7荒川左岸平方地区基礎整備工事		
図面名	P15鞘管構造図		
縮尺	図示	図面番号	21 / 37
年月日	令和8年3月		
会社名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事務所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

# P15 鞅管詳細図

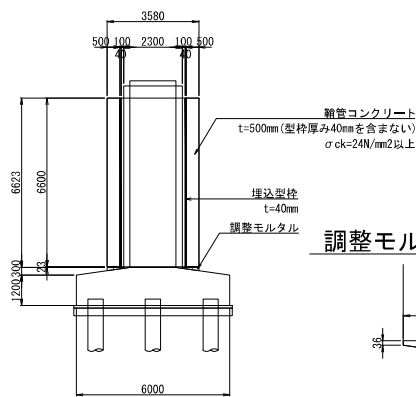
正面図 S=1:100



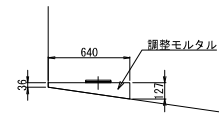
平面図 S=1:100



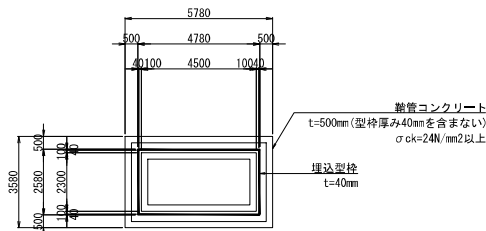
側面図 S=1:100



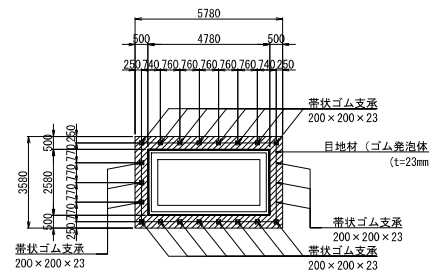
調整モルタル詳細図 S=1:20



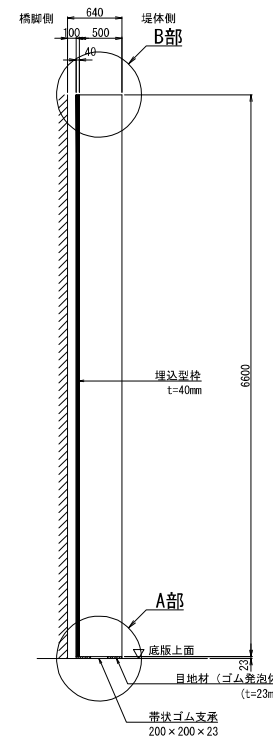
1-1 S=1:100



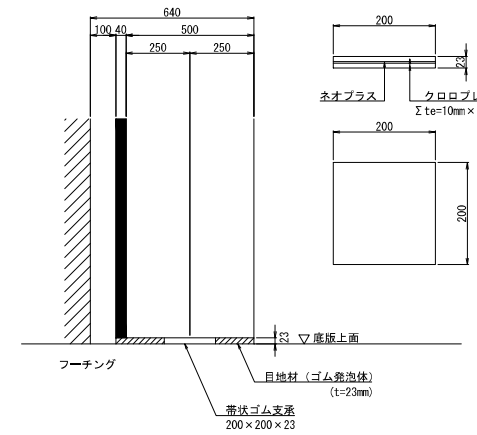
2-2 S=1:100



ブロック接続部詳細図 S=1:30

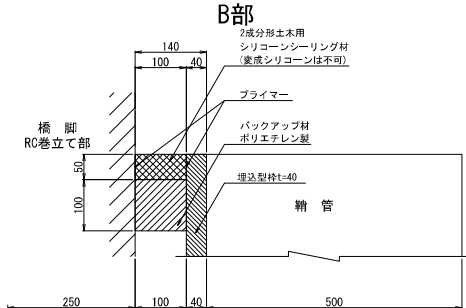


A部詳細図 S=1:10



帯状ゴム支承詳細図 S=1:5

(参考図)  
土砂流入防止工詳細図 S=1:5

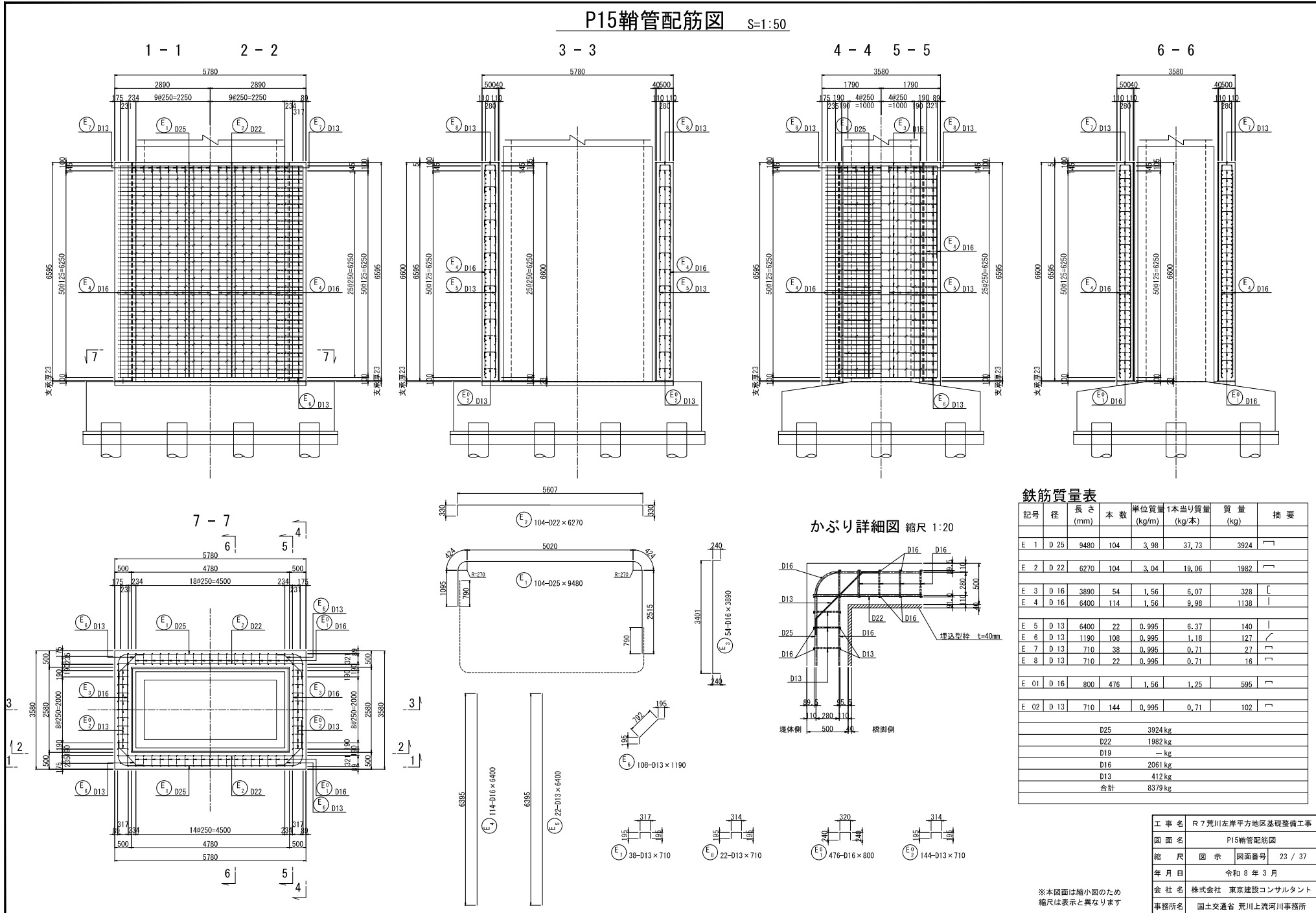


- 注) 1. 施工にあたっては現地測量を行い、既設構造寸法及び根入れ等を再確認する事。  
2. 埋込型枠はコンクリート打設時の側圧等に耐え得る構造を採用すること。  
3. 既設構造物の削孔を行う場合は、非破壊検査等により鉄筋位置を確認し、既設鉄筋を損傷させないように削孔を行う事。  
4. 削孔後、発生した粉塵等は完全に取り除き、孔内を乾燥状態に保つ事。  
5. コンクリート：24-8-25N、鉄筋：SD345を使用する。  
6. 既設コンクリート面は表面処理を行い付着物を完全に取り除く事。  
7. アンカー定着部においては防腐食処理(防錆塗装)を行う事。  
8. プライマーの仕様は埋込型枠の材質を想定しモルタル・コンクリート用プライマーを想定。  
9. プライマー塗装部は、清掃等により滑面を確保したうえで塗ること。

※本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

工事名	R7荒川左岸平方地区基礎整備工事		
図面名	P15鞅管詳細図		
縮尺	図示	図面番号	22 / 37
年月日	令和8年3月		
会社名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事務所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

P15鞘管配筋図 S=1:50



鉄筋質量表

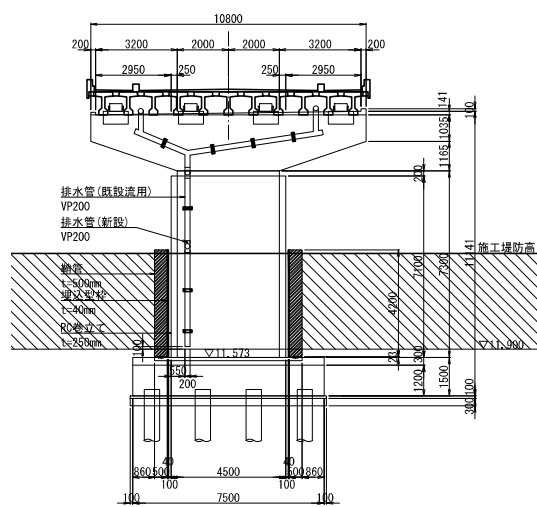
記号	径	長さ (mm)	本数	単位質量 (kg/m)	1本当り質量 (kg/本)	質量 (kg)	摘要
E 1	D 25	9480	104	3.98	37.73	3924	┌
E 2	D 22	6270	104	3.04	19.06	1982	┌
E 3	D 16	3890	54	1.56	6.07	328	┌
E 4	D 16	6400	114	1.56	9.98	1138	┌
E 5	D 13	6400	22	0.995	6.37	140	┌
E 6	D 13	1180	108	0.995	1.18	127	┌
E 7	D 13	710	38	0.995	0.71	27	┌
E 8	D 13	710	22	0.995	0.71	16	┌
E 01	D 16	800	476	1.56	1.25	595	┌
E 02	D 13	710	144	0.995	0.71	102	┌
				D25		3924 kg	
				D22		1982 kg	
				D19		- kg	
				D16		2061 kg	
				D13		412 kg	
				合計		8379 kg	

工事名	R7荒川左岸平方地区基礎整備工事
図面名	P15鞘管配筋図
縮尺	図示 図面番号 23 / 37
年月日	令和8年3月
会社名	株式会社 東京建設コンサルタント
事務所名	国土交通省 荒川上流河川事務所

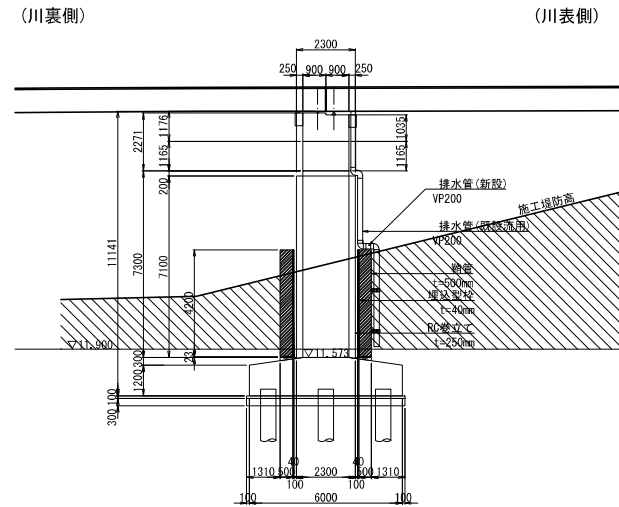
※本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

# P16鞘管構造図

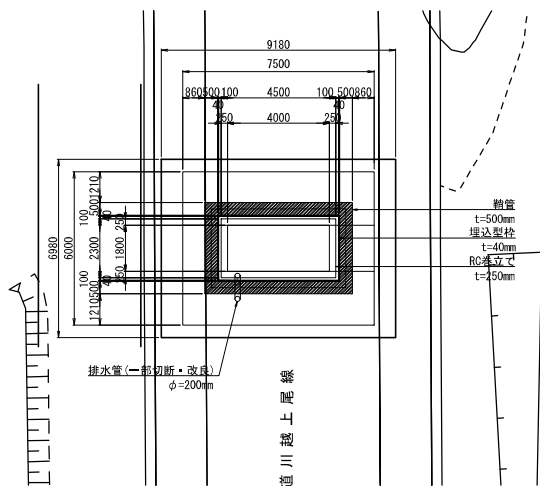
正面図 S=1:100



側面図 S=1:100



平面図 S=1:100



※コンクリートブラケットの位置・形状については、既存の図面及びCADデータが無いため、写真計測により概略寸法を再現している。  
 ※排水管の位置については、既存の図面及びCADデータが無いため、写真計測・現地調査により概略寸法を再現している。

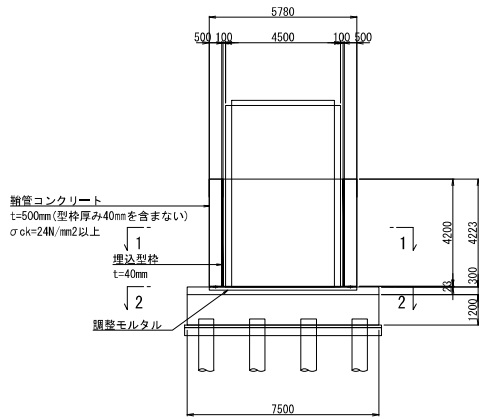
- 注) 1. 施工にあたっては現地測量を行い、既設構造寸法及び根入れ等を再確認すること。  
 2. 埋込型枠はコンクリート打設時の側圧等に耐え得る構造を採用すること。  
 3. 既設構造物の削孔に際しては、非破壊検査等により鉄筋位置を確認し、既設鉄筋を損傷させないように削孔を行う事。  
 4. 削孔後、発生した粉塵等は完全に取り除き、孔内を乾燥状態に保つ事。  
 5. コンクリート：24-8-25N、鉄筋：SD345を使用する。  
 6. 既設コンクリート面は表面処理を行い付着物を完全に除去すること。  
 7. アンカ一定着部においては防食処理（防錆塗装）を行う事。

※本図面は縮小図のため  
 縮尺は表示と異なります

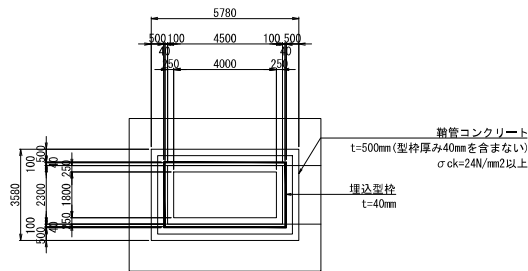
工事名	R7荒川左岸平方地区基礎整備工事		
図面名	P16鞘管構造図		
縮尺	図示	図面番号	24 / 37
年月日	令和8年3月		
会社名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事務所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

# P16鞅管詳細図

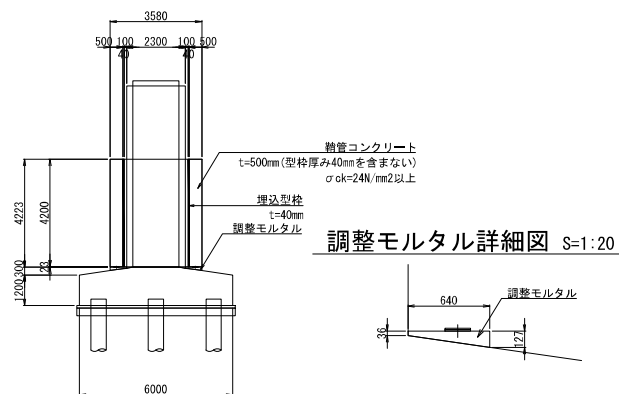
正面図 S=1:100



平面図 S=1:100

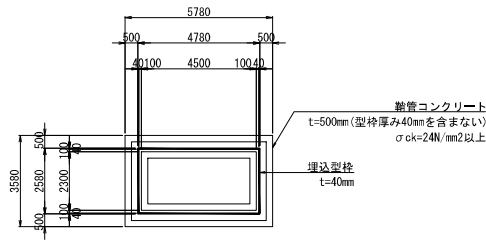


側面図 S=1:100

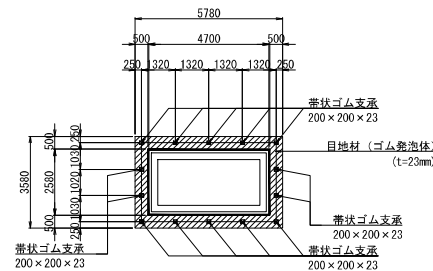


調整モルタル詳細図 S=1:20

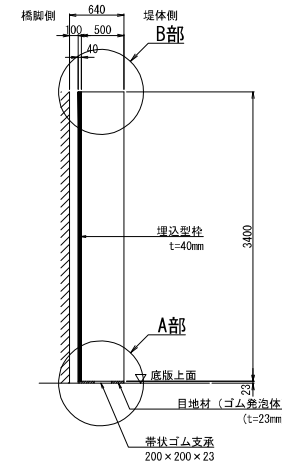
1-1 S=1:100



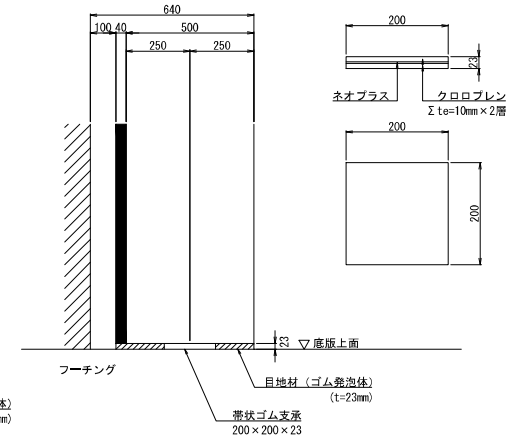
2-2 S=1:100



ブロック接続部詳細図 S=1:30

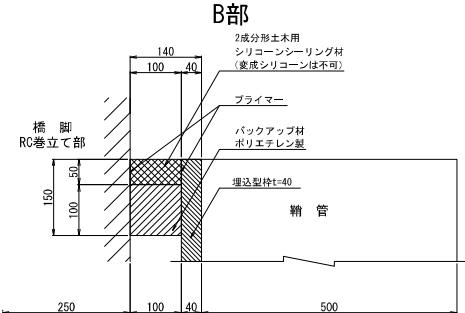


A部詳細図 S=1:10



帯状ゴム支承詳細図 S=1:5

(参考図) 土砂流入防止工詳細図 S=1:5

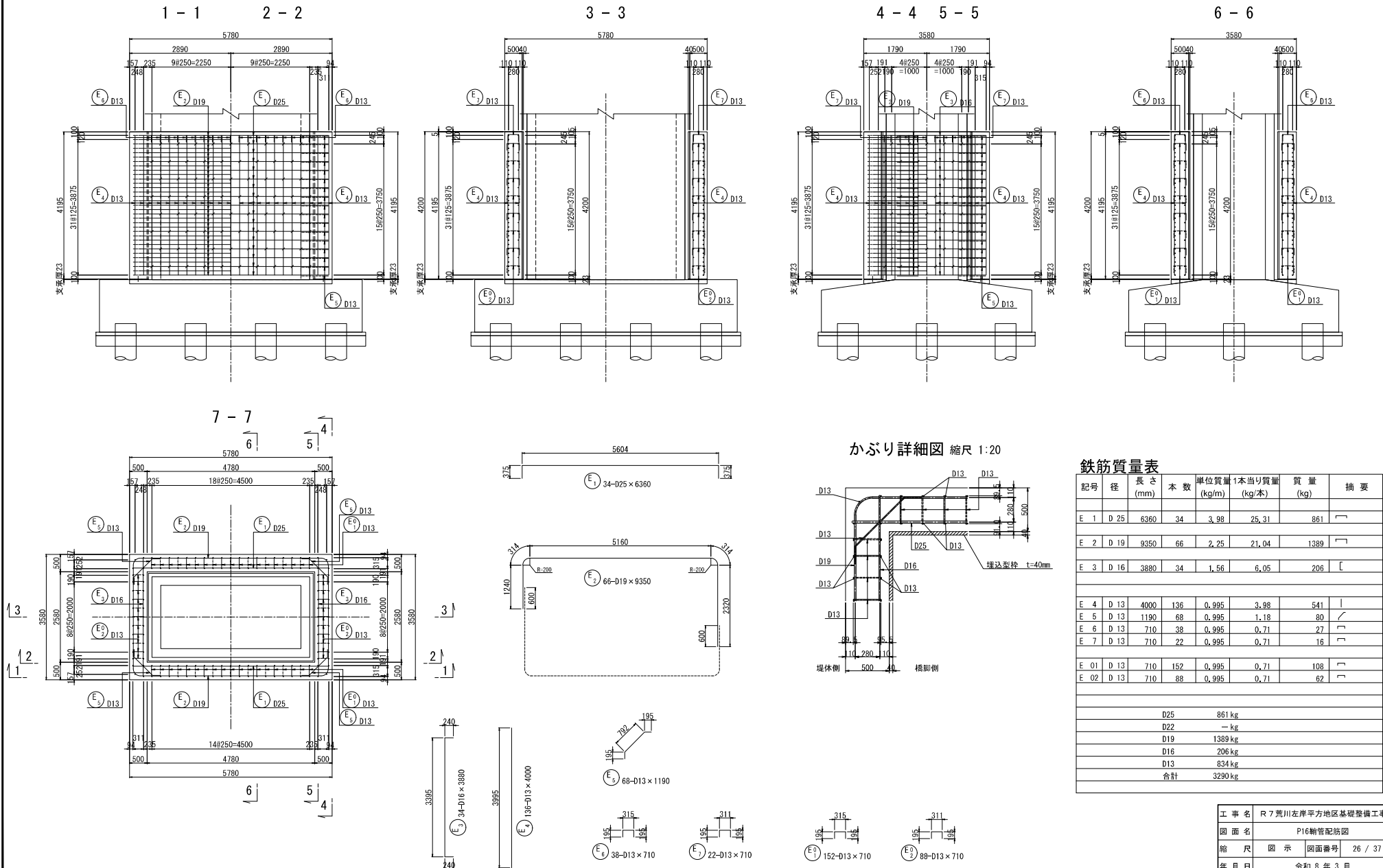


- 注) 1. 施工にあたっては現地測量を行い、既設構造寸法及び根入れ等を再確認する事。  
2. 埋込型枠はコンクリート打設時の側圧等に耐え得る構造を採用すること。  
3. 既設構造物の削孔を行う場合は、非破壊検査等により鉄筋位置を確認し、既設鉄筋を損傷させないように削孔を行う事。  
4. 削孔後、発生した粉塵等は完全に取り除き、孔内を乾燥状態に保つ事。  
5. コンクリート：24-8-25N、鉄筋：SD345を使用する。  
6. 既設コンクリート面は表面処理を行い付着物を完全に取り除く事。  
7. アンカー定着部においては防腐食処理（防錆塗装）を行う事。  
8. プライマーの仕様は埋込型枠の材質を想定しモルタル・コンクリート用プライマーを想定。  
9. プライマー塗装部は、清掃等により滑面を確保したうえで塗ること。

※本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

工事名	R7荒川左岸平方地区基礎整備工事		
図面名	P16鞅管詳細図		
縮尺	図示	図面番号	25 / 37
年月日	令和8年3月		
会社名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事務所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

P16軸管配筋図 S=1:50



**鉄筋質量表**

記号	径	長さ (mm)	本数	単位質量 (kg/m)	1本当り質量 (kg/本)	質量 (kg)	摘要
E 1	D 25	6360	34	3.98	25.31	861	┌
E 2	D 19	9350	66	2.25	21.04	1389	┌
E 3	D 16	3880	34	1.56	6.05	206	┌
E 4	D 13	4000	136	0.995	3.98	541	
E 5	D 13	1190	68	0.995	1.18	80	└
E 6	D 13	710	38	0.995	0.71	27	└
E 7	D 13	710	22	0.995	0.71	16	└
E 01	D 13	710	152	0.995	0.71	108	┌
E 02	D 13	710	88	0.995	0.71	62	┌
				D25	861 kg		
				D22	— kg		
				D19	1389 kg		
				D16	206 kg		
				D13	834 kg		
				合計	3290 kg		

工事名 R7荒川左岸平方地区基礎整備工事  
 図面名 P16軸管配筋図  
 縮尺 図示 図面番号 26 / 37  
 年月日 令和8年3月  
 会社名 株式会社 東京建設コンサルタント  
 事務所名 国土交通省 荒川上流河川事務所

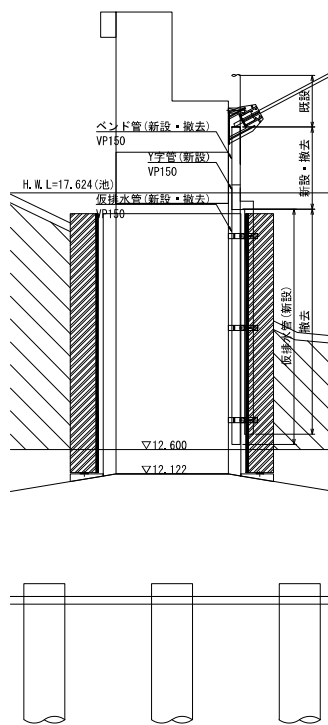
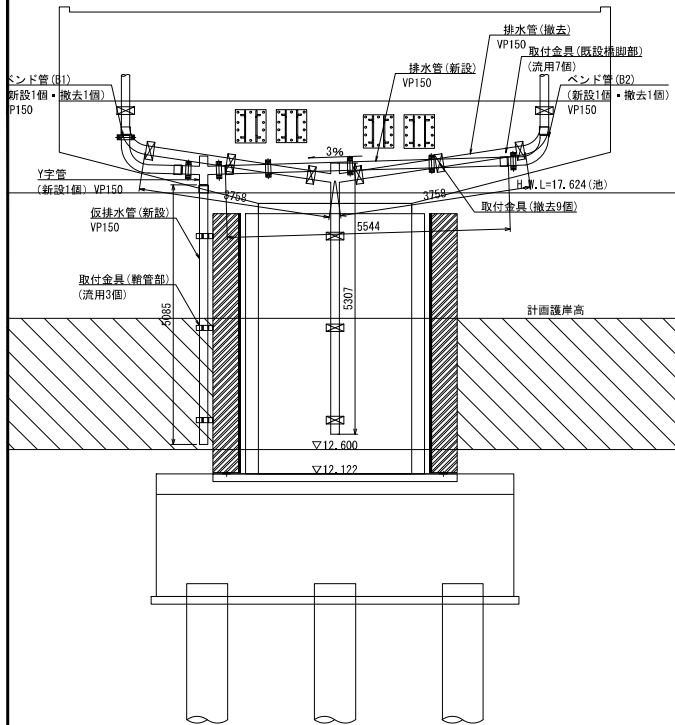
※本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

# 排水管改良図 (1)

P14橋脚 S=1:50

正面図

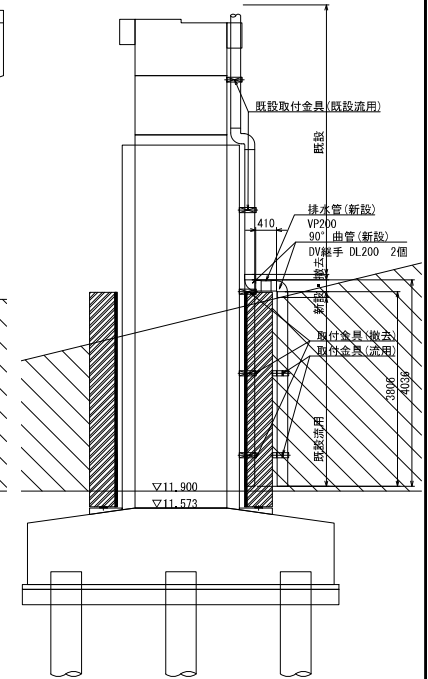
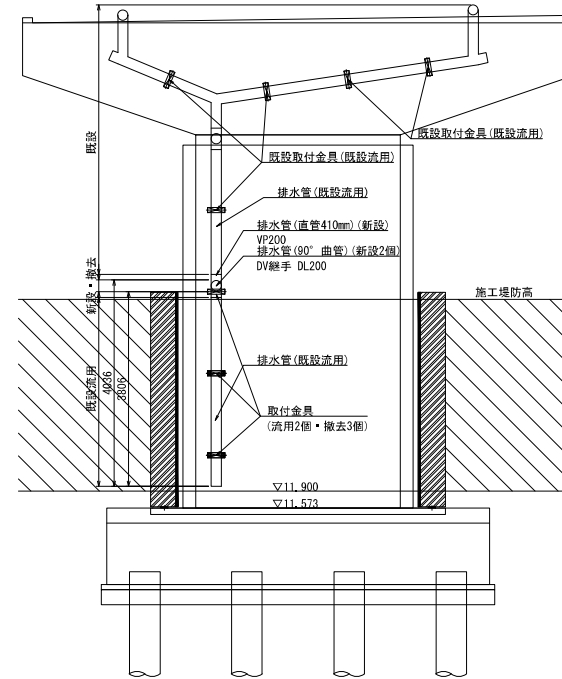
側面図



P16橋脚 S=1:50

正面図

側面図



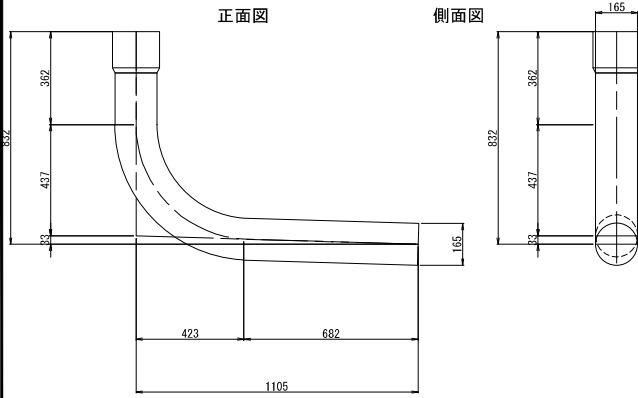
工事名	R7荒川左岸平方地区基礎整備工事		
図面名	排水管改良図(1)		
縮尺	S=1:50	図面番号	27 / 37
年月日	令和8年3月		
会社名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事務所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

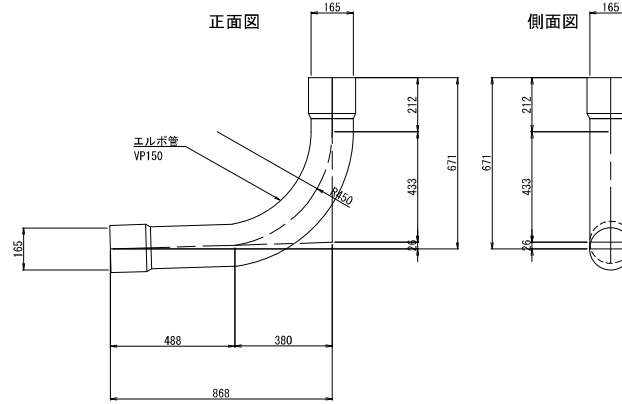
# 排水管改良図 (2)

## ベンド管 S=1:10

ベンド管(B1) 詳細図  
P14 (VP150用)

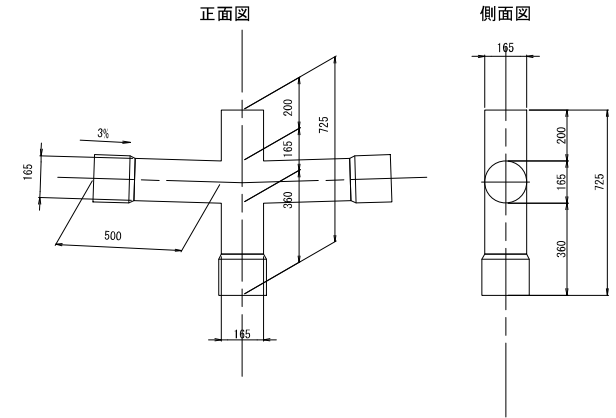


ベンド管(B2) 詳細図  
P14 (VP150用)



## Y字管 S=1:10

Y字管 詳細図  
P14 (VP150用)

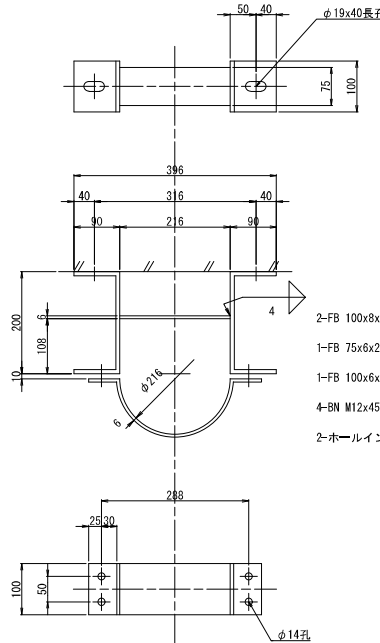
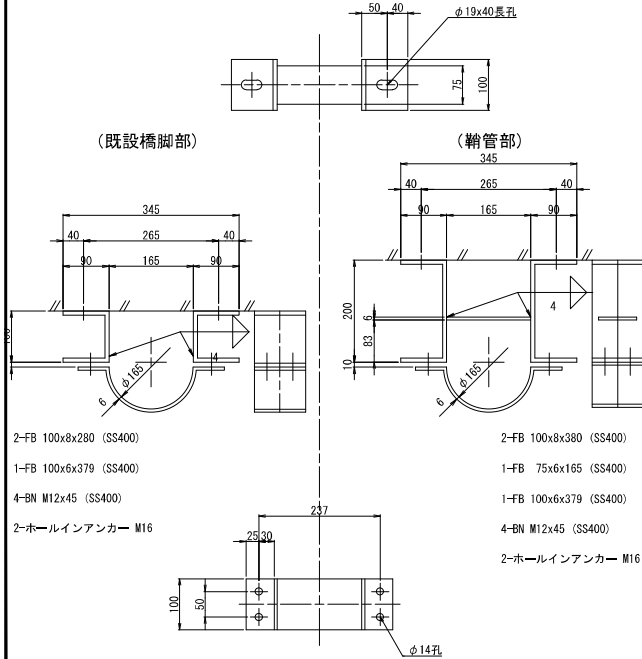


## 排水管取付金具 S=1:5

取付金具詳細図

P14 (VP150用)

P16 (VP200用)

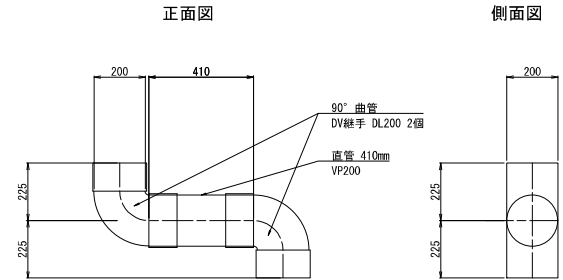


- 2-FB 100x8x380 (SS400)
- 1-FB 75x6x216 (SS400)
- 1-FB 100x6x459 (SS400)
- 4-BN M12x45 (SS400)
- 2-ホールインアンカー M16

## 90° エルボ管 S=1:10

90° エルボ管 詳細図

P16 (VP200用)



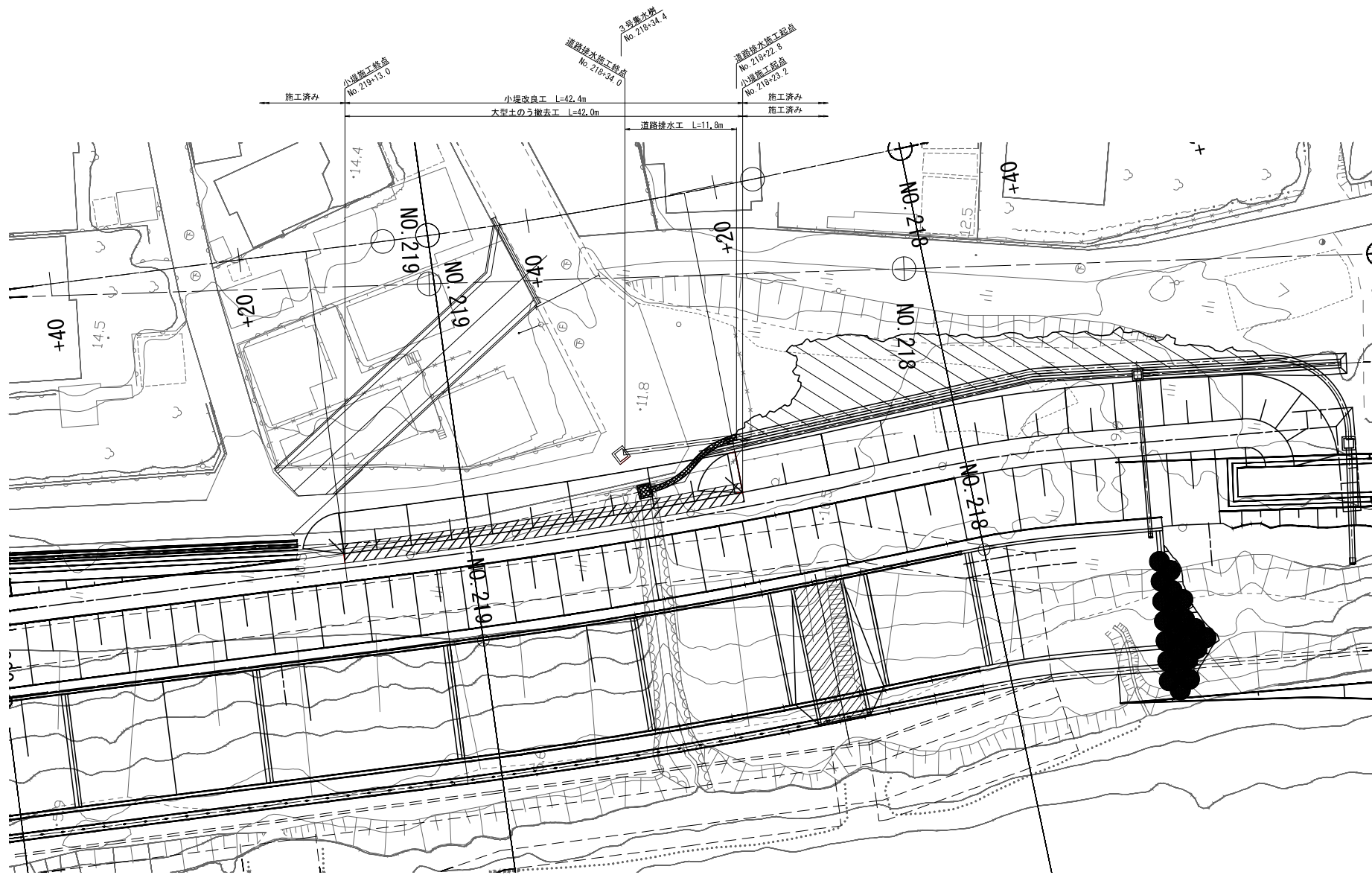
- 注) 1. 取付金具の形状は想定である。既設寸法を確認し調整すること。  
 2. 既設部の寸法を確認の上、施工すること。  
 3. 取付金具は溶融亜鉛メッキとする。  
 鋼材: HDZ55  
 ボルト、ナット、ワッシャー: DHZ35

※本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

工事名	R7 荒川左岸平方地区基礎整備工事		
図面名	排水管改良図 (2)		
縮尺	図示	図面番号	28 / 37
年月日	令和 8 年 3 月		
会社名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事務所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

# 小堤平面図

S=1:200

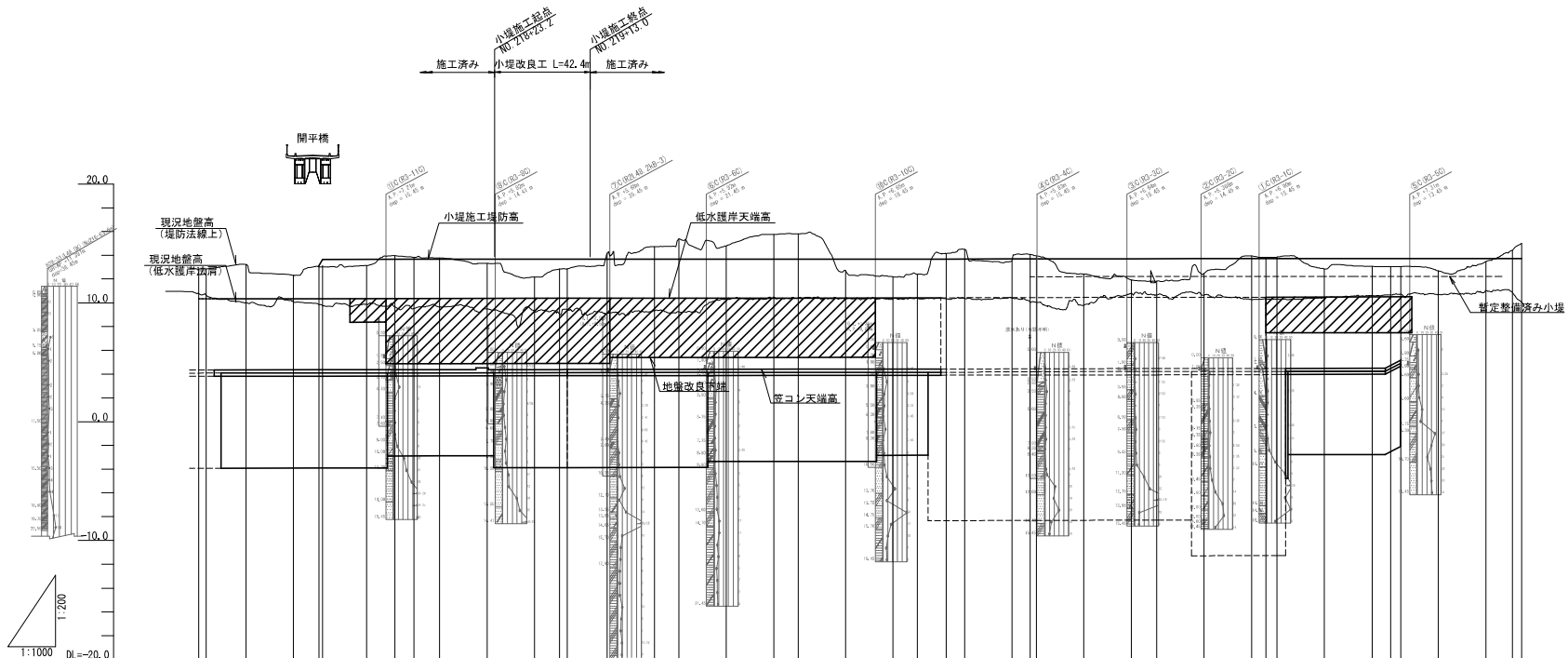


工事名	R7荒川左岸平方地区基礎整備工事		
図面名	小堤平面図		
縮尺	S=1:200	図面番号	29 / 37
年月日	令和8年3月		
会社名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事務所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

# 小堤縦断面図

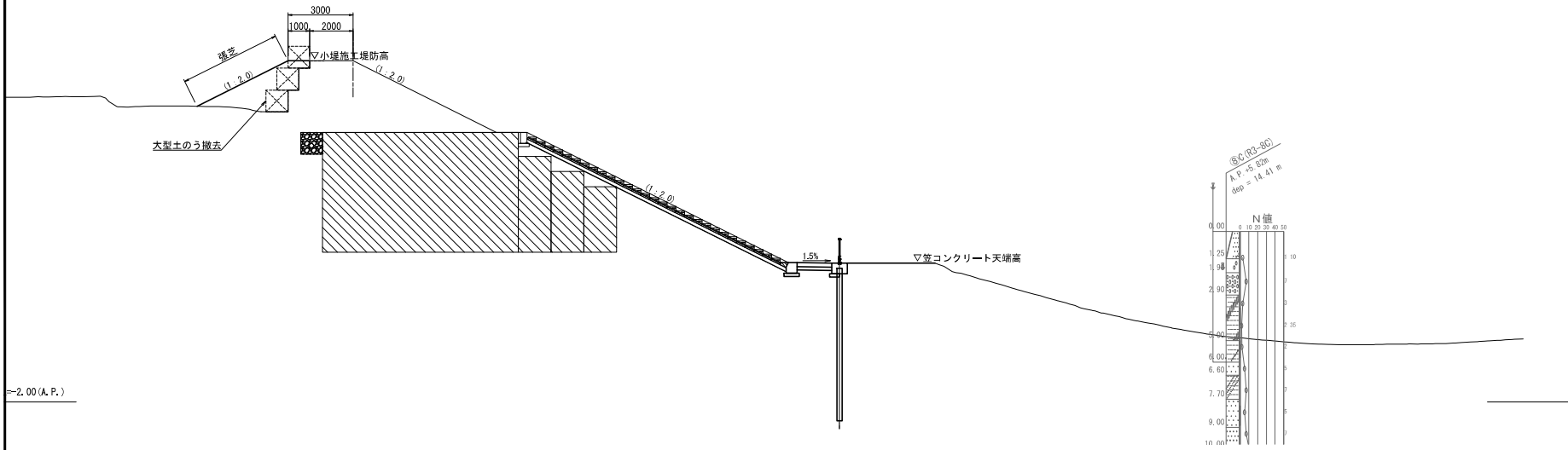
H=1:1000  
V=1:200



項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522	523	524	525	526	527	528	529	530	531	532	533	534	535	536	537	538	539	540	541	542	543	544	545	546	547	548	549	550	551	552	553	554	555	556	557	558	559	560	561	562	563	564	565	566	567	568	569	570	571	572	573	574	575	576	577	578	579	580	581	582	583	584	585	586	587	588	589	590	591	592	593	594	595	596	597	598	599	600	601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612	613	614	615	616	617	618	619	620	621	622	623	624	625	626	627	628	629	630	631	632	633	634	635	636	637	638	639	640	641	642	643	644	645	646	647	648	649	650	651	652	653	654	655	656	657	658	659	660	661	662	663	664	665	666	667	668	669	670	671	672	673	674	675	676	677	678	679	680	681	682	683	684	685	686	687	688	689	690	691	692	693	694	695	696	697	698	699	700	701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	711	712	713	714	715	716	717	718	719	720	721	722	723	724	725	726	727	728	729	730	731	732	733	734	735	736	737	738	739	740	741	742	743	744	745	746	747	748	749	750	751	752	753	754	755	756	757	758	759	760	761	762	763	764	765	766	767	768	769	770	771	772	773	774	775	776	777	778	779	780	781	782	783	784	785	786	787	788	789	790	791	792	793	794	795	796	797	798	799	800	801	802	803	804	805	806	807	808	809	810	811	812	813	814	815	816	817	818	819	820	821	822	823	824	825	826	827	828	829	830	831	832	833	834	835	836	837	838	839	840	841	842	843	844	845	846	847	848	849	850	851	852	853	854	855	856	857	858	859	860	861	862	863	864	865	866	867	868	869	870	871	872	873	874	875	876	877	878	879	880	881	882	883	884	885	886	887	888	889	890	891	892	893	894	895	896	897	898	899	900	901	902	903	904	905	906	907	908	909	910	911	912	913	914	915	916	917	918	919	920	921	922	923	924	925	926	927	928	929	930	931	932	933	934	935	936	937	938	939	940	941	942	943	944	945	946	947	948	949	950	951	952	953	954	955	956	957	958	959	960	961	962	963	964	965	966	967	968	969	970	971	972	973	974	975	976	977	978	979	980	981	982	983	984	985	986	987	988	989	990	991	992	993	994	995	996	997	998	999	1000	1001	1002	1003	1004	1005	1006	1007	1008	1009	1010	1011	1012	1013	1014	1015	1016	1017	1018	1019	1020	1021	1022	1023	1024	1025	1026	1027	1028	1029	1030	1031	1032	1033	1034	1035	1036	1037	1038	1039	1040	1041	1042	1043	1044	1045	1046	1047	1048	1049	1050	1051	1052	1053	1054	1055	1056	1057	1058	1059	1060	1061	1062	1063	1064	1065	1066	1067	1068	1069	1070	1071	1072	1073	1074	1075	1076	1077	1078	1079	1080	1081	1082	1083	1084	1085	1086	1087	1088	1089	1090	1091	1092	1093	1094	1095	1096	1097	1098	1099	1100	1101	1102	1103	1104	1105	1106	1107	1108	1109	1110	1111	1112	1113	1114	1115	1116	1117	1118	1119	1120	1121	1122	1123	1124	1125	1126	1127	1128	1129	1130	1131	1132	1133	1134	1135	1136	1137	1138	1139	1140	1141	1142	1143	1144	1145	1146	1147	1148	1149	1150	1151	1152	1153	1154	1155	1156	1157	1158	1159	1160	1161	1162	1163	1164	1165	1166	1167	1168	1169	1170	1171	1172	1173	1174	1175	1176	1177	1178	1179	1180	1181	1182	1183	1184	1185	1186	1187	1188	1189	1190	1191	1192	1193	1194	1195	1196	1197	1198	1199	1200	1201	1202	1203	1204	1205	1206	1207	1208	1209	1210	1211	1212	1213	1214	1215	1216	1217	1218	1219	1220	1221	1222	1223	1224	1225	1226	1227	1228	1229	1230	1231	1232	1233	1234	1235	1236	1237	1238	1239	1240	1241	1242	1243	1244	1245	1246	1247	1248	1249	1250	1251	1252	1253	1254	1255	1256	1257	1258	1259	1260	1261	1262	1263	1264	1265	1266	1267	1268	1269	1270	1271	1272	1273	1274	1275	1276	1277	1278	1279	1280	1281	1282	1283	1284	1285	1286	1287	1288	1289	1290	1291	1292	1293	1294	1295	1296	1297	1298	1299	1300	1301	1302	1303	1304	1305	1306	1307	1308	1309	1310	1311	1312	1313	1314	1315	1316	1317	1318	1319	1320	1321	1322	1323	1324	1325	1326	1327	1328	1329	1330	1331	1332	1333	1334	1335	1336	1337	1338	1339	1340	1341	1342	1343	1344	1345	1346	1347	1348	1349	1350	1351	1352	1353	1354	1355	1356	1357	1358	1359	1360	1361	1362	1363	1364	1365	1366	1367	1368	1369	1370	1371	1372	1373	1374	1375	1376	1377	1378	1379	1380	1381	1382	1383	1384	1385	1386	1387	1388	1389	1390	1391	1392	1393	1394	1395	1396	1397	1398	1399	1400	1401	1402	1403	1404	1405	1406	1407	1408	1409	1410	1411	1412	1413	1414	1415	1416	1417	1418	1419	1420	1421	1422	1423	1424	1425	1426	1427	1428	1429	1430	1431	1432	1433	1434	1435	1436	1437	1438	1439	1440	1441	1442	1443	1444	1445	1446	1447	1448	1449	1450	1451	1452	1453	1454	1455	1456	1457	1458	1459	1460	1461	1462	1463	1464	1465	1466	1467	1468	1469	1470
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

# 小堤標準断面図 S=1:100

(No. 218+40.000)

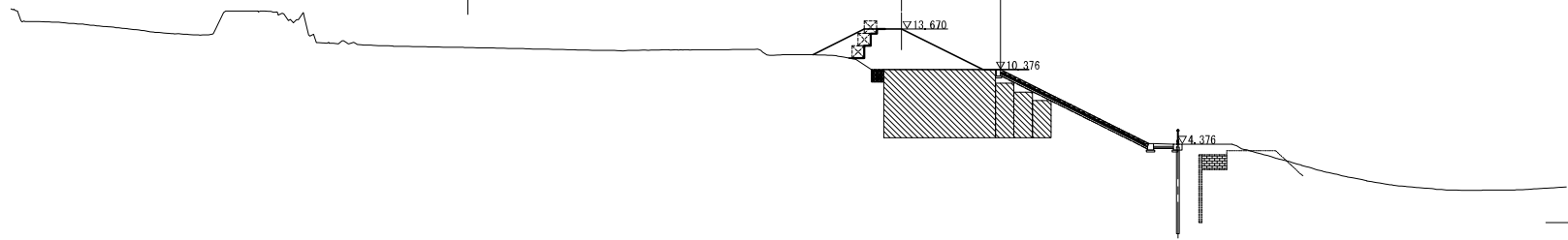
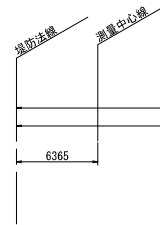


工 事 名	R7 荒川左岸平方地区基礎整備工事		
図 面 名	小堤標準断面図		
縮 尺	S=1:100	図面番号	31 / 37
年 月 日	令和 8 年 3 月		
会 社 名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事務所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

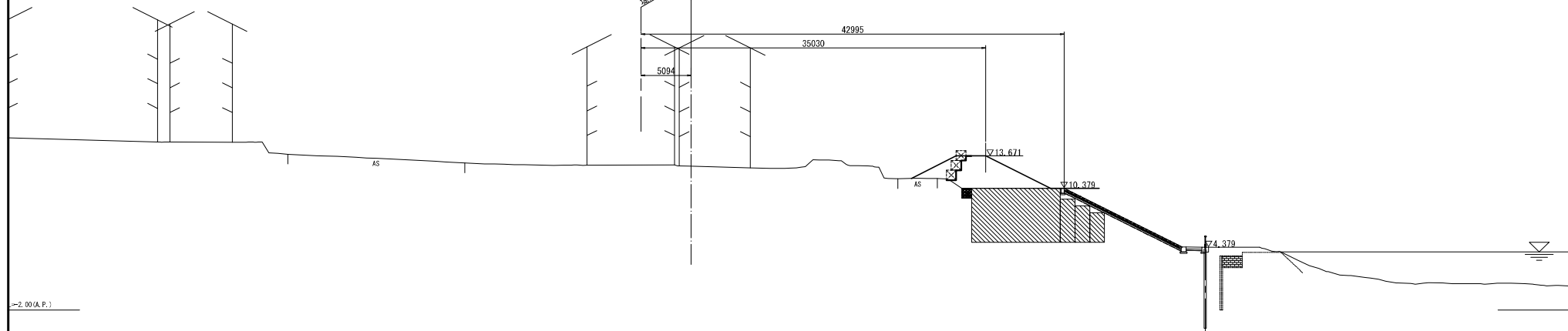
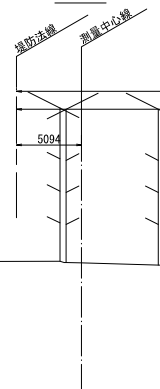
※本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

# 小堤横断図(1) S=1:200

NO. 219+40.000  
 訂: \_\_\_\_\_  
 尺: \_\_\_\_\_



I-NO. 219  
 訂: 11.03  
 尺: \_\_\_\_\_



→2.00(A.P.)

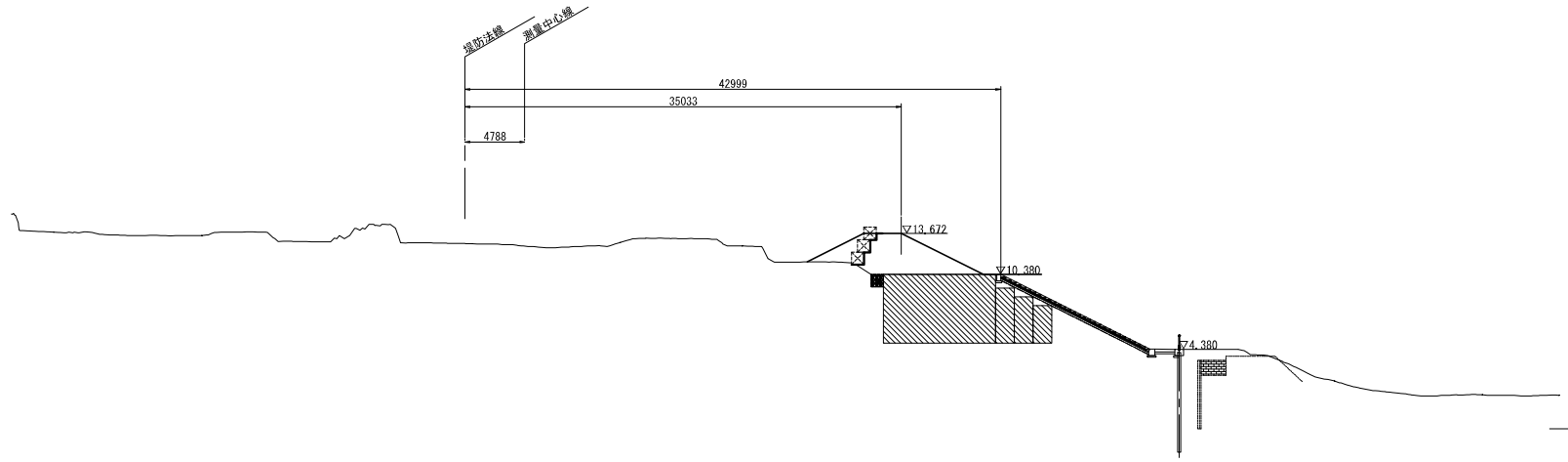
→2.00(A.P.)

工 事 名	R7荒川左岸平方地区基礎整備工事		
図 面 名	小堤横断図(1)		
縮 尺	S=1:200	図面番号	32 / 37
年 月 日	令和8年3月		
会 社 名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事務所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため  
 縮尺は表示と異なります

# 小堤横断図(2) S=1:200

NO.219+3.250  
 20  
 10



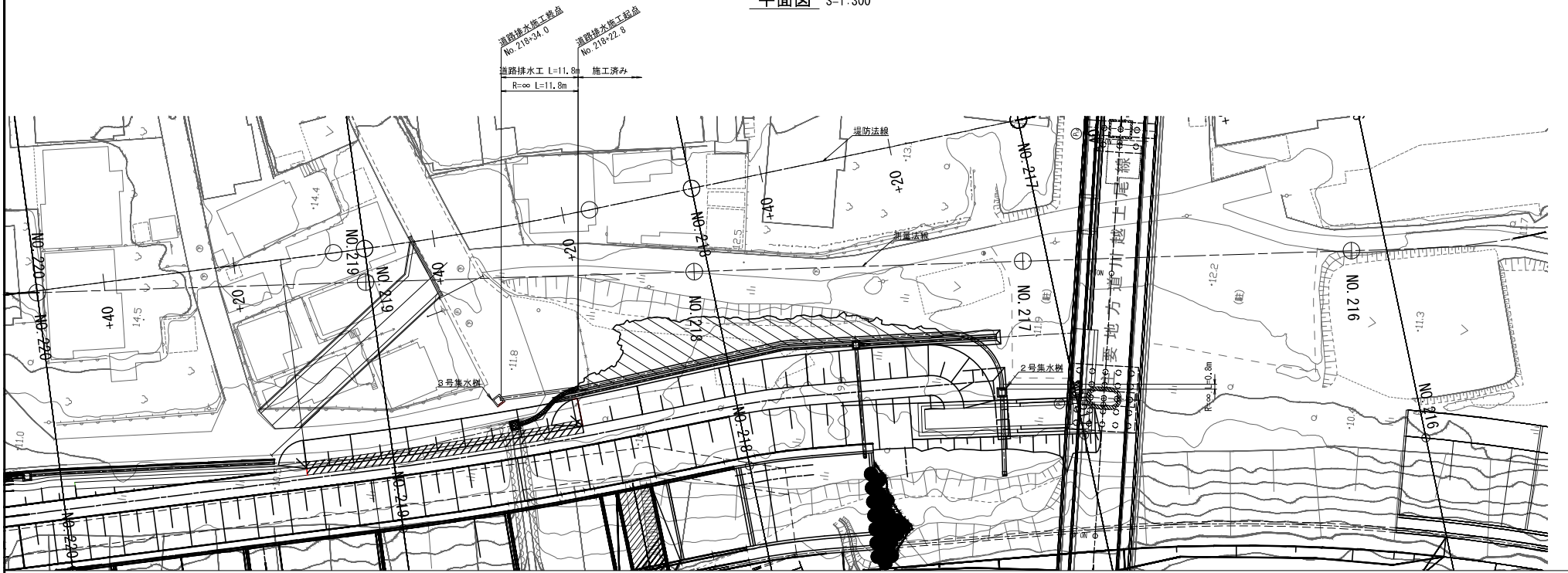
±2.00(A.P.)

工事名	R7荒川左岸平方地区基礎整備工事		
図面名	小堤横断図(2)		
縮尺	S=1:200	図面番号	33 / 37
年月日	令和8年3月		
会社名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事務所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

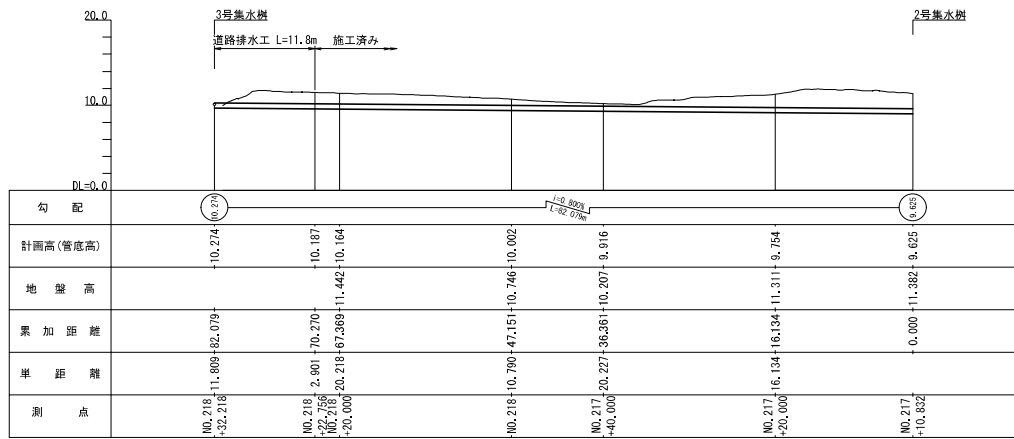
※本図面は縮小図のため  
 縮尺は表示と異なります

# 小堤堤脚道路排水工一般図

平面図 S=1:300



縦断面図 S=1:300



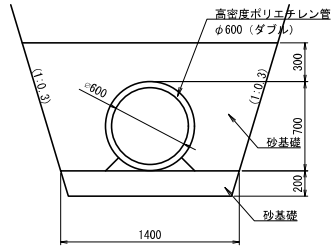
工事名	R7荒川左岸平方地区基礎整備工事		
図面名	小堤堤脚道路排水工一般図		
縮尺	S=1:300	図面番号	34 / 37
年月日	令和8年3月		
会社名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事務所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

# 小堤堤脚道路排水路標準図・集水柵構造図

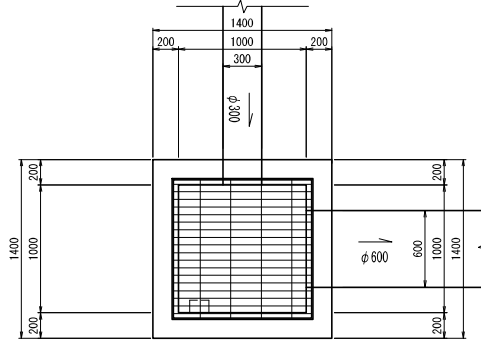
S=1:20

## 高密度ポリエチレン管φ600

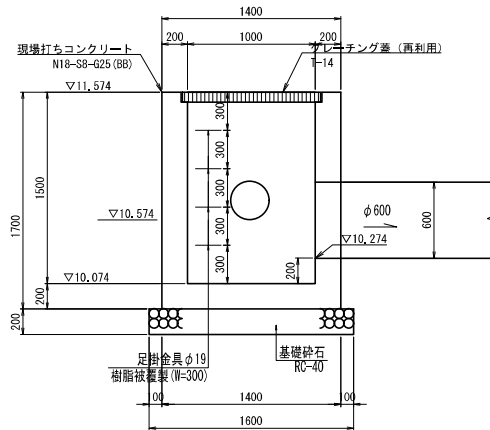


## 3号集水柵

### 平面図



### 断面図

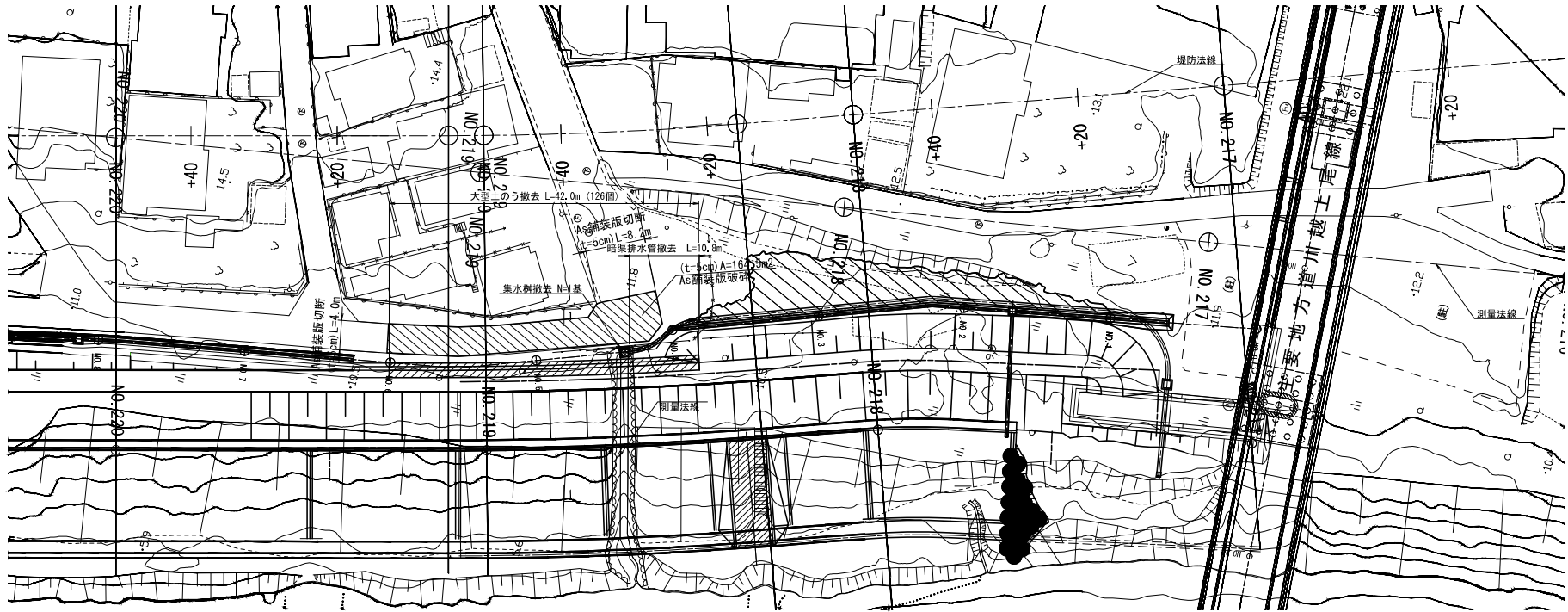


工 事 名	R7 荒川左岸平方地区基礎整備工事		
図 面 名	小堤堤脚道路排水路標準図・集水柵構造図		
縮 尺	S=1:20	図面番号	35 / 37
年 月 日	令和 8 年 3 月		
会 社 名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事務所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

# 小堤撤去図

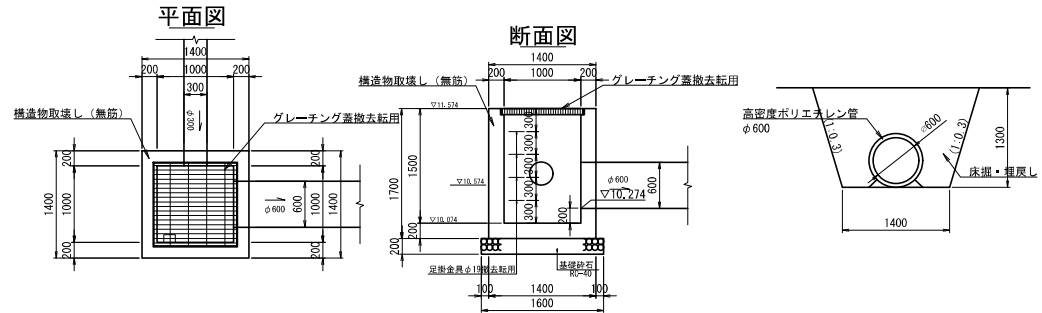
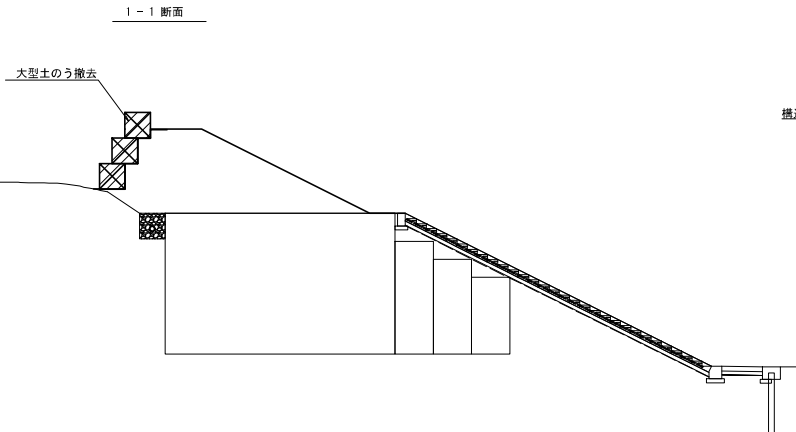
平面図 S=1:500



標準断面図 S=1:100

集水樹撤去工 S=1:10

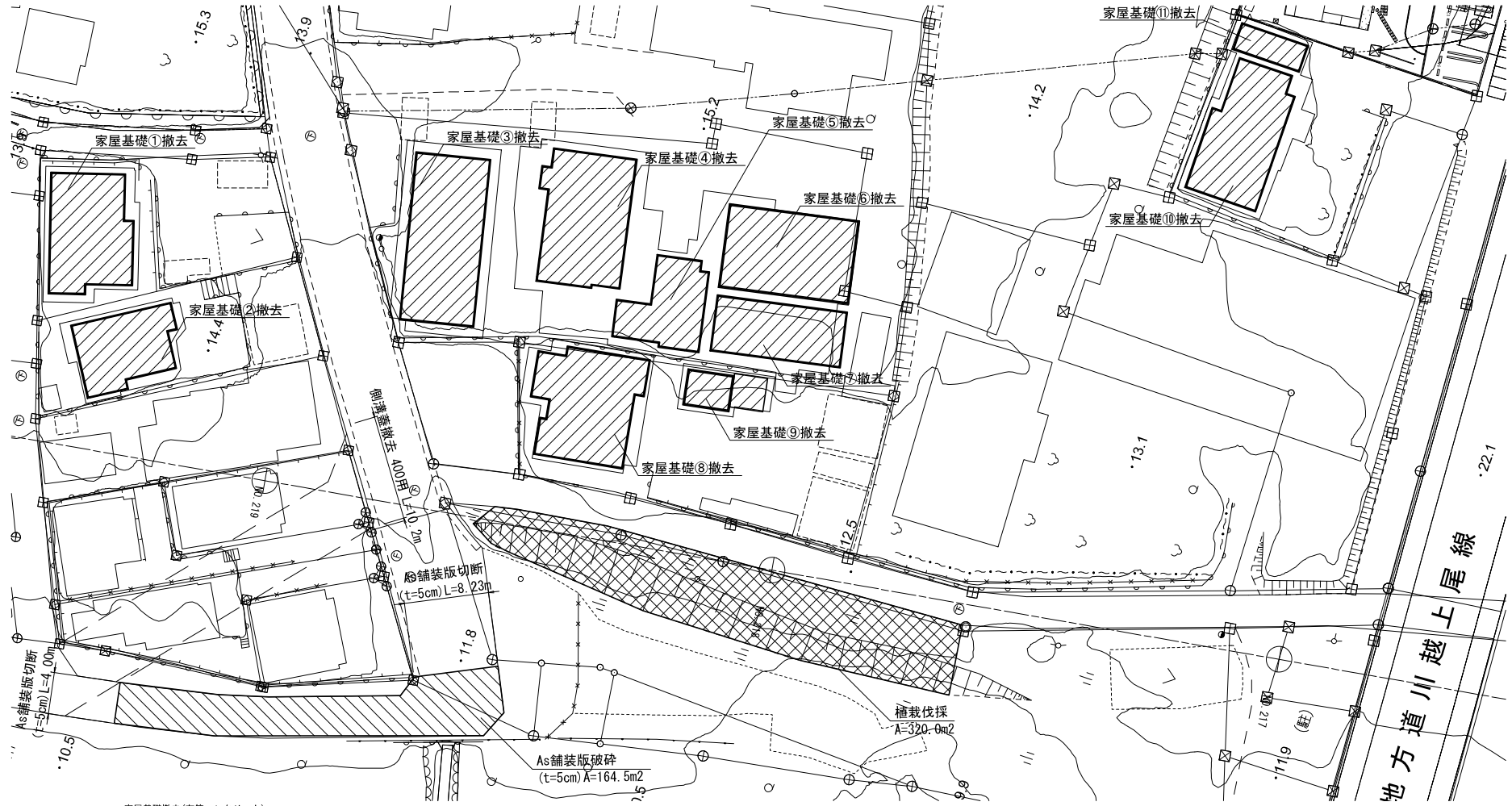
暗渠排水管撤去 S=1:10



工事名	R7 荒川左岸平方地区基礎整備工事
図面名	小堤撤去図
縮尺	図示 図面番号 36 / 37
年月日	令和 8 年 3 月
会社名	株式会社 東京建設コンサルタント
事務所名	国土交通省 荒川上流河川事務所

※本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

# 家屋基礎撤去平面図 S=1:200



家屋基礎撤去(有筋コンクリート)

No	布基礎部				底版部			合計
	W(m)	H(m)	L(m)	V(m <sup>3</sup> )	A(m <sup>2</sup> )	T(m)	V(m <sup>3</sup> )	
①	0.12	0.25	39.56	1.19	88.42	0.15	13.26	14.45
②	0.12	0.25	34.10	1.02	64.18	0.15	9.63	10.65
③	0.12	0.25	46.84	1.41	—	—	—	1.41
④	0.12	0.35	43.80	1.84	108.05	0.15	16.21	18.05
⑤	0.12	0.25	34.56	1.04	—	—	—	1.04
⑥	0.15	0.25	41.26	1.55	—	—	—	1.55
⑦	0.12	0.20	35.92	0.86	—	—	—	0.86
⑧	0.12	0.25	44.43	1.33	—	—	—	1.33
⑨	0.15	0.20	15.58	0.47	10.56	0.18	1.90	2.37
⑩	0.12	0.25	41.38	1.24	—	—	—	1.24
⑪	0.12	0.20	18.63	0.45	—	—	—	0.45
合計	—	—	—	—	—	—	—	53.40

工事名	R7 荒川左岸平方地区基礎整備工事		
図面名	家屋基礎撤去平面図		
縮尺	S=1:200	図面番号	37 / 37
年月日	令和 8 年 3 月		
会社名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事務所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります